

(表紙)

寛永十四年十二月

四日至二十七日

六日

寛永軍徴 卷九

寛永軍徴卷之九丁丑

十二月四日戊戌至二十六日丙辰

伊地知季安纂輯

426の1

〔重宝堂行記ニ、御目付石谷十藏殿・林丹波殿、二人トモ當表西国御目附平塞録云、四日熊本ノ人数三角ニ滞留ス、即晚松平甚三郎軍奉行トアリ、天草表見廻ノ御使ナリトアリ〕
殿・林丹波守殿・牧野傳藏殿三角浦ニ着岸ス、傳云、四日、右熊本ノ人数船ニ乗り、纜ヲ解ク處ニ、兼テ天草ニ遣置シ忍ノ者立歸リ、一揆熊本ヨリ大勢馳向フヲ聞テ、皆大矢野ヲ走テ出テ、上津浦ニ隠タル由ヲ申ケル、其上大矢野ノ古城ニ一揆取残シケル具足一領、証據ノ為ニ取

426の2

来ル、カク慥ナル儀故、然ハ則御目付衆ノ御出ヲ相待テ一同ニ押詰ント、何モ組頭中相談一決シ、其日滞留ノ處ニ御目附衆ハ河尻ヨリ出船アツテ、四日ノ晚ニ三角浦ニ着船アリ、式部・頼母出迎ヒ、大矢野ノ一揆ハ最早逃散テ具足一領落シ置ケリト、則上使ニ披露シケル、同日、上使板倉殿・石谷殿(重宝)肥前國神代へ着陣、傳云、上使衆神代マテ着アリ、板倉主水殿島原表見分トテ打廻リ、其日則神代ニ歸リ玉フ、此時小林長右衛門ト云フ家来案内ヲ能ク知テ、甚タ主水殿悦喜ナリ、

季安云、三日重昌我カ公ニ復スル書ニ、今日神代ニ着ストアレハ、明驗此ヨリ慥ナルハナシ、此四日ニ神代へ着ト録セシハ誤ナラン、見分シテ廻ラレシ日ナルベシ、且丑寅賊征録ニハ、板倉内膳十月廿五日未尅、島原表ニ着陣ト記セリ、此偽甚シ、
同日、松倉長門守殿ヨリ肥後老中ニ書簡一通来ル紙面ノ写、

一筆申入候、然者御上使之衆茂一両日ニ者此元江御着

〔儀〕候、就中城中兵糧事欠可申躰候、其元茂人数天
草江被遣事候間、御事多可有御座候得共、此度候条
米於其元かい申度候、下（下はか）而かい調申候儀者成間敷候
条、各より被仰付かい調申度候、何宜様頼入事候、
猶此者口上ニ可申達候、恐惶謹言、

松倉長門守（勝家）

十二月四日

判

長岡佐渡守様（松井興長）

有吉頼母佐様（采女）

長岡監物様（采田是季）

427 平塞録六日ノ傳云、肥前佐賀ヨリ鍋島家ノ大先手鍋島安（茂）

藝四日出陣云々、

又十七日ノ傳云、松平伊豆殿子息彌五右衛門殿、十二月

四日ニ江戸ヲ出陣アリ此ニ成立シ、訣ハ本月三日ヨリ朔日、十一月廿九日ノ下ニ見ユ、馬上五

十騎、雜兵合テ千二百人也云々、

428 板倉重矩常行記云、立花勢侍数多討死・手負、雜兵彼是

討死・手負三百八拾人、上使衆に随ひたる國ノ集勢
三拾四人被討、城中の輩ハ死人更に無之と云々、寄手の
人々責あくミ及難儀の由達上 聞、井伊掃部頭殿直を被
為召、蜜に御評定有て、松平伊豆守殿信・戸田左門殿鉄氏
兩人受台命を、十二月江戸を被立、鎮西に趣のよし云々、

429

寛明日記云、四日板倉内膳正重昌・御目付石谷十藏（貞清）

今日松倉カ居城島原へ下着、其日神代ニ着陣、

一豊後府内ニ居住アル牧野傳藏（成徳）・林丹波守（克政）、又長崎ノ奉

行馬場三郎左衛門此處へ參會、板倉申曰、江戸ニテ承

候ハ、僅一揆ノ輩二三千ト聞、今日當所ニテ見聞スル

ニ二萬余ト也、隣國ノ人数ヲ可招ト脚力・早馬ヲ遣ス、

430

藤掛勘九郎集書、板倉内膳・石谷十藏島原表江被遣事、

一肥前國嶋原の一揆等追日強、利天草の土民も一ツに成、

有馬の古城に楯籠共云、又同所ひのへの城へ籠共云、

其聞得武州に至江戸（て）注進、櫛の齒を引ことく到来有
之ニ付、為鎮之板倉内膳正重昌、御目附にハ石谷十藏

兩人遣さる、霜月十日に江戸を立、極月四日に松倉居城嶋原に下着有（丑寅賊征録ニ、十月二十六日、一揆首領渡辺四郎大夫時貞以下六人連名ニテ上使板倉殿へ謹言狀を載セタリ、其日までへ板倉殿上使の命を承られざるのあひた、一左右江戸に聞へもせぬ内なり、妄作甚し、鎮西の御目附豊後の府内に居住有、牧野傳藏・林丹波守、又長崎の奉行馬場三郎左衛門も走集り被評議、江戸にて聞たるへ、纒式三千にハ過ましきとの到来候処ニ、能々被聞届候趣ハ式萬に餘るとも、其内にハ有之間敷との儀也、依之隣國の人数を被扣、同國の事なれハ鍋嶋勢又ハ筑後有馬の兩組の軍勢も急ぎ嶋原へ出陣可有之との使を、細川越中守忠利の人数ハ天草へ可被罷出との儀也、然る間、龍造寺の城主鍋嶋信濃守ハ江戸參勤たる故、嫡子紀伊守光茂・二男甲斐守直澄、老萬餘引卒し出張し給ふ、筑後久留米の城主有馬玄蕃頭豊氏事も在江戸なれハ、子息兵部太輔忠郷八千餘、同國柳川の城主立花飛彈守茂政も在江戸故、嫡子左近忠茂五千餘にて出張す、細川越中守父子共に在江戸故、家臣長井興長・岡佐渡・有吉頼母（英費）兩人、老萬餘にて天草表へ出陣す、細川肥後守光利ハ若年の始より在江戸なれハ、其年十

八才、御暇給、急ぎ肥後へ走下り、老萬餘にて十二月六日天草表へ出陣有、細川前後の軍勢并寺澤兩勢にて天草中を探責す、一揆此由を傳聞、小船に乗、嶋原へ移る故、天草にハ一揆一人も不居、肥後守ハ天草を寺澤人数に引渡し、本國へ帰り、嶋原への加勢を被望、天草の御目附牧野傳藏・林丹波守・松平甚三郎も嶋原へ押渡り、板倉・石原（谷之）と一所に成、扱談合にも延々くにして、一揆出張候得者いかゞとて云々、（下文六日に抄載ス、）

431 「田中綱紀老聞書」

関ヶ原より大坂陳ハ纒拾二三年之間之事候得共、合戦之出立諸事大形ニ為有之由、又大坂陣より嶋原陳ハ種ありし故、別而ふためき候由、夫ニ付嶋原ハ松平伊豆との被遣候節、小幡勘兵衛景憲兼て伊豆守殿へ心安、江戸出立之朝、景憲被參候得者、殊之外喜ニ而、直ニ同伴ニ而玄喚ニ被出候処、被召列人数殊之外騒き、皆ぐつぐつに成り居候を伊豆守殿御覽候て、家老共へ下知被申付候得共不相止候、將机是とて玄喚に被居候而、景憲江伊豆殿被仰候

者、供廻り殊之外さへき立申候、しつめ候て繰出給候様
にとの事也、畏り候とて御備へいかゞ被仰付置候哉と被

尋候へハ、沓番・式番と二備に申付置候由被仰候へハ、
直ニ尻引つぶり、手に扇子を持、布石におり、高聲に二
番組折敷ませいと叫り、自分より折敷れ候へハ、二番備
混々〱と行義克折しき候由、夫より沓番組繰出ませいと
叫り被申候へハ、何之造作なく沓番備くり出候ニ付、二
番備も其跡より繰出、行列正敷相成候由、此時景憲ちや
せん髪に十徳を着用ニ而候由、伊豆守殿景憲江向ひ、扱
々御面目もなき仕合候と被仰候へハ、景憲是坎天下太平
之御驗、目出度御事ニ候と挨拶のよし、

432 「浦の波」

一嶋原一揆之時、板倉内膳殿(重臣)を指下されければとも、城強
くして、度々勝利を被失けれハ、又松平伊豆守殿(信綱)に被
仰付て軍勢を差下さる、伊豆守殿ハ少年より御側に御
勤候て、其比御老中にて、天下第一の發明人と申人也
けれ共、軍法之儀一向御存知無之候ニ付、小幡勘兵衛

殿宅江夜中忍ひて御出被成、勘兵衛殿江御逢被成度よ
し被仰入けるに、勘兵衛殿誰にて候そとて御出候に、
伊豆守殿にて候ニ付、大きに驚れ、座を退て躊躇有り、
不存寄御出、夜中と申、不審千萬の由被申けれハ、伊
豆守殿、尤ニ而候、別而御内用之儀有之、蜜に参たる也、
近ふ御寄候へと被仰候付、近く被参、猶近ふ〱と被
仰故、御膝本江被参けるに、伊豆守殿被仰けるハ、此
度嶋原一揆ニ付、先達而板倉内膳正を被指向之処、于
今落城無之故、再度軍勢を差向らるへしとて、拙者ニ
被仰付候、拙者儀御存知のことく幼少より御側ニ相勤
候処、物の道理をも知へき時分ハ天下泰平に成候故、
夫より以来平世の勤の事のミにて、軍法之儀少も存せ
ず、然者此度拙者差向候とて、又内膳正同前たるへ
き者必至之事ニ而候間、今夜参る事餘之儀ニあらず、
軍法之儀を承、嶋原落城之謀を聞候はんためにて候と
被仰けれハ、勘兵衛殿承、扱々當時天下第一之御發明
と人皆称奉り候程有て、只今の被仰様感心仕候、御稽
古無之儀ニ候得者、御存知無之儀御尤ニ而候、今度之

433 『正文在文庫』

以上

軍法私御傳受可申候、先嶋原之一揆者百姓共之儀ニ而候へハ、軍法を不知事ハ貴様よりも不知者共ニ而御座候、然るに板倉殿城を御責被成、急に御討候故、人数のミつひへ、城ハ落不申候、ケ様之城ハ只遠責にして、急にかゝらす、城中への通路をさし塞ぎ、食責御尤ニ存申候、落城程あるましく候と被申けれハ、伊豆守殿御聞被成、尤千萬之儀ニ而候とて、一禮を被述御帰候となり、扱嶋原江御下り、そのことく遠責にて落城なり、

嶋原・天草一揆之儀ニ付、御國出水之内獅子島迄、山田民部少輔殿ニ御人数少々被差添被遣置由、尤可然儀ニ候、此儀井尻理左衛門殿被罷下刻、我等も卒度申入候間、貴様者御病中と申、程遠き事ニ御座候間、御養性一篇無御油断儀肝要ニ存候、将又山田民部少輔殿ニ御人数少々被差添、獅子嶋へ被遣置由、江戸へ被仰遣ても可然儀かと存候、御國遠候故、御觸ハ無御座候へ共、

嶋原・天草之儀被及聞召、御人数天草近所御國之内之嶋迄被遣候得共、無御油断儀候条、伊せ兵部殿迄此由被仰遣、江戸之様子ニと御奉行衆迄被申上候得と可被仰遣候哉、御分別次第ニ候、御心安きのみ存寄通申入候、但無御下知以前ニ敵地へ御人数被遣候儀者堅御無用ニ候、一揆共の近き國之衆も無御下知以前ハ一切人数遣不申、御法度之由候間、可被成其御心得候、玆敷儀候ハ、追々注進可申進由、八代留守居共所へ度々申遣候間、可被成其御心得候、恐惶謹言、

『寛永十四年』十二月四日

(細川忠興) 三斎

(ゴーマ字印) 宗立〇

(島津家久) 松大隅守様

人々御中

(本文書ハ「旧記雜録後編五」一一三五号文書ト同文ナリ)

五日己亥

434 尊書致頂戴候、上使之御衆様近日其御地ニ被成御着之

原之城陣立法度

一人數押し如何ニ茂行儀能可仕事、

由、御尤奉存候、然者御城中御兵糧御不如意之由ニ付、米賣買仕らせ候得者、可被召上之旨被仰下候、夫迄茂御座有間敷候、昨日此方之者ニ、其許御老中米之儀御物語被成候由承候付、則今日申付、米五百俵・大豆貳百俵、先乍少分進上申候キ、船不自由ニ御座候条、追々運送可申付候、此等之趣可預御披露候、恐惶謹言、

十二月五日

進上
長門守様
奏者御中

（采田左季）
長岡監物
（英豊）
有吉頼母
（松井興長）
長岡佐渡守

平塞録六日傳云、昨日五日上使衆島原ノ城ニ到着アリケレハ、上使迎トシテ田中宗夫六具ヲ着シ冑ヲ脱テ、途中ニ出迎フ、内膳殿（板倉）・十藏殿（石倉）、老人是マテ出迎ノ儀太儀之由被申ケル、其後宗夫屋敷ヲ内膳殿・十藏殿ニ明渡シ一宿アリ、明日出軍ノ觸アリ、

十二月五日

石谷十藏（貞博）
板倉内膳（重昌）

一 陣場之事、内膳・十藏指圖之処迄押可申事、
一 備をくずし、一騎かけに出申間鋪事、
一 此方より手出致間敷事、若切支丹より仕かけ候ハ、
一 鉄炮にて打せ可申候事、近々とかゝり来り候ハ、
一 捕可申事、
一 女并ニ倅共之分者、随分殺し不申様ニいたし、
一 又云、上使衆熊本ノ組頭ニ下知アリケルハ、明六日熊本ノ人數天草ニ押渡リ、一揆ノ地ニ直ニ攻入ヘシト宣フ、頼母・式部申ケルハ、此ホト打續雨天ニ御座候故、荷船トモ揃ヒ不申、船配リ相違仕候、敵地ノ兵糧ヲ奪取候事モ、冬ノ時分故、野ニハ一粒モ無御座、一揆俵物ハ各取入申候儀故、家々ニ押入仕候トモ、一萬人ノ大軍何ヲ食シ可申候哉、若又富岡ノ城籠城危ク御座候ハ、是非トモ一騎ガケニモ渡海可仕候、乍然一揆大勢ニ懼テ、最早城攻ヲ相止メ、大矢野ヲモ退散仕候、然則少々御待被下候ハ

、荷船集候ヲ待テ渡海仕度候ト申ケレハ、三人ノ衆モ尤ト同心アリケレハ、六日ノ出船ハ相止メケル、

又云、佐賀ノ大先手鍋島安藝、此日島原中木場村六本松

ニ着陣ス、二陣ハ鍋島信濃守殿舎弟鍋島紀伊守殿・同甲

斐守殿ナリ、都合其勢一萬二千人、今村邊ニ相繼ク、其

外有馬・立花ノ軍兵モ着陣故云々、下文六日ニアリ、

436 我カ〔島津家久〕 慈眼公モ出水・大口ノ衆ニ命シテ、天草表ニ行キ

テ、先ツ牧野〔成純〕・林等〔勝正〕ノ下知ヲ守テ加勢セシム事、十二月

五日ノ書牘ニ見ヘケルトソ、追テ搜得載スヘシ、

437 猶以、〔牧野成純〕・〔林勝正〕丹波守殿書状之写、為御一覽令進

入候、已上、

急度申入候、然者天草之儀ニ付、近所迄人数差遣、御下

知次第天草江可罷渡之由申付候處、從牧野傳藏殿・林丹

波守殿、先々此方之人数可引入之由被仰出候間、任其意旨

候て天草之徒黨共彼地為引退様ニ申候、巨細之段ハ定從

肥後可被申上候間、可被聞召逢候、恐惶謹言、

十二月五日

家久

堀田加賀守殿〔正盛〕

阿部豊後守殿〔忠秋〕

松平伊豆守殿〔信綱〕

酒井讃岐守殿〔忠勝〕

土井大炊頭殿〔利勝〕

人々御中

季安謹て按ニ、十二月五日の御書ならん、然らざれば事實合

ざるに似たり、再考すへし、

〔本文書ハ「旧記雜録後編五」一三六号文書ト同文ナリ〕

438 『正文在文庫』

覚

一肥後・薩摩之衆を以、天草之一揆之儀可有退治之由、

去月廿六日之御日付ニ而御奉書為被遣由候、定早々其

元江可相達候事、

一有馬表江一揆起り候由、其沙汰候時分、即申入候つる

御人数可入儀も候へん間、内々其御用意候而、被

仰出候へ、即打立候様ニ被仰付置、肝要之由申候事、

一後日着到ニも可付候間、人数老萬之内者いかゝ可有之哉と申つる事、

一肥後之人数者、皆々川尻迄うち出、從公儀之御左右被相待候つる由ニ而候間、今度之御奉書到来候へ、定即可被押渡候事、

一御國之人数被乗候へん船、いかゝ被成候哉之事、

一爰許於御城之御沙汰ニ者、薩摩衆參候へ、即時ニ可相濟との儀ニ候由、皆々被仰候、然處肥後衆なとより手後ニ御座候而者、御外聞如何ニ候間、其御心得肝要ニ候事、

一天草之儀即相濟候者、其様子を早々此方江御注進被仰入尤ニ候、惣別此中、從其許御注進一度も無御座候間、黃門様御状を御調させ候而、兩度被差出候事、

一天草之一揆共被打取候者、其首者御目付衆之被為見儀も候へん間、むさと不捨様ニ可被仰渡候事、

一松平(定右)隱岐守殿より、其許為御心得以御条書被仰候、兵部少致拜見可然存候者、可致進上之由候而被下候間、

致拜見、薩州様へ申上候而、只今差下申候、黃門様被成上覽、重而御禮可被仰候事、

一松平伊豆守殿・戸田左門殿・板倉内膳殿・石ヶ谷(貞勝)殿へ兵糧御音信可然候へんよし、隱岐守殿御同意ニ候

事、但當時者船差合可申候間、先人数天草へ渡之儀を肝要ニ被成、船之隙於有之者、御心得可有之哉之事、

一今度渋谷如兵衛尉被遣候ニ付、從黃門様土井大炊頭

殿・酒井讚岐守殿へ之御書相調、兵部少持參仕候、讚岐守殿被仰候御内意之事、

一黃門様来春早々御上洛之儀、天草之依様子可申哉と出合候、其段口上ニ申含候、天草之儀若急ニ不相濟、御上洛於御延引者、其由此方江可被仰上候事、松平伊豆守殿御下候間、後御方へも可被仰入候事、

以上

寛永十四年十二月五日

『口裏ニアリ』
使 吉利織部佑

川越三右衛門尉

〔本文書ハ「旧記雜録後編五」一一二七号文書トホボ同文ナリ〕

439 『正文在文庫』

尚以民部少輔殿之儀者、留守ニテ可有御座候間、連署ニ書不申候、三原左衛門佐殿も定可被遣と存候間、御所江如此候、以上、

天草表之儀ニ付、於此方薩州様御意之趣度々申進候つる、如何被仰付候哉と、此中日夜上下致氣遣候処、渋谷如兵衛尉方一昨三日此許へ被致参着、天草表へ先出水・大口之衆被参候様ニと被仰渡、山民少はや如出水為被参由候間、弥御人数之儀被仰付可被差遣と、目出度存候、若御國より之人数之儀被仰付候ハ、遠國之儀候間、早々被仰付候様ニと、御年寄衆迄從 薩州様被仰入候へ共、被聞召置と計ニ而、終ニ此方へ茂無御承、去月廿六日之御日付ニ而、肥後・薩摩之衆候て、天草之儀可被申付と之御奉書為被遣由候、定其許江茂早々相聞得、もはや御人数も天草へ可被押渡と存候、先日此方より申入候御人数者、後日ニ着到ニも御目付衆可被付置儀ニ候ハん間、老萬

之内ニて者いか候ハん哉と申入候、其上天草之一揆共、殊之外大勢ニ而驕申之由候間、無人数など被進、手餘ニてハ可被失御外聞候、ケ様之儀もはや跡ニ成可申候間、先日申候儀同事ながら、又々申事候、若々天草相支候ハ、弥其御心得肝要ニ候、将又松平隠岐守殿より以御條書被仰候、被入御念候間、被懸御目、重而御禮可被仰候、尚期後音候、恐惶謹言、

『寛永十四年』

伊勢兵部少輔

十二月五日

貞昌（花押）

鎌田出雲守

政統（花押）

弾正大弼

久慶（花押）

（島津久元）
下野守様

川上將監様

（久國）
人々御中

〔本文書ハ「旧記雜録後編五」一一三八号文書トホボ同文ナリ〕

六日庚子

440 平塞録云、六日、上使内膳殿(板倉重昌)・十蔵殿(石谷貞博)島原城ヲ出軍シ、

原ノ城ニ向ハル、傳云、鍋島・有馬・立花ノ軍兵昨日着陣五日アリ、故今日早天ニ上使衆島原ヲ發シ、一ノ先ハ案内

トシテ松倉(重利)右近一千人真先ニ押シ出ス、其次ニ松倉(勝家)長門

守殿、其次ニ板倉殿父子・石谷殿各軍ヲ操リ出ス、今日

ノ暮ニ安德村ホウジノ尾ニ野陣ヲスヘラル、

此日熊本ノ人數猶三角ニ滞留ス、傳ハ五日ノ下ニアリ、

同日、真源公(細川光利)小倉ニ着船、即刻小倉ヲ發足アリ、

441 小川監物日記云上文ハ二、日に在り、同六日ニ川畑上ノ東ヘ火事有、

442 寛明日記云、六月、竜造寺ノ城主鍋島信濃守勝茂ハ在

江戸故、嫡子紀伊守元茂・男甲斐守直澄、一萬餘人ヲ

引卒シ、今日山ノ手ヲ有馬ヘ押出ス、

一細川越中守忠利ハ在江戸故、長臣長岡佐渡(松井興長)・有吉頼母(英貴)

一萬ノ着到、并忠利嫡子肥後守光利十八歳、御暇ヲ賜

リ罷下リ、一萬餘ニテ今日天草ヘ出陣、細川前後ノ兩

勢・寺澤カ勢一度ニ天草中ヲ檢青ス(實カ)、一揆トモ島原ヘ

逃行テ一人モ不居、肥後守天草ヲ寺澤ニ引渡ス、今日

松倉(重利)右近有馬表ヘ出張、

443 藤掛集云上文四日、にあり、則翌日、為物見上使衆道老里計リ御出

有テ、温泉山近邊ノ様子被見合、又馬場(利恵)三郎左衛門殿モ

深江村・佐々井村と云迄打廻リ、直ニ長崎ヘ引取被申候、

是ハ長崎表吉利支丹所にて有之ニ付、堅ク仕置申付、追

付可来との事に候、立花(忠茂)左近・鍋嶋甲斐手廻斗(直造)にて、上

使衆ヘ被見舞候処ニ、早々御戻り有、人數被召列出張

可有之由にて、則帰宅有、早速人數召列出張也云々、

下文八日、に在り、

七日辛丑

444 平塞録云、七日、熊本ノ人數天草ニ押渡ル、傳云、荷舟

段々揃ケレハ、熊本ノ人數ヲ大矢野ニ渡スヘシト、上使

445の1

三人ヨリ下知故、一同ニ數百ノ舟ヲ揃へ、直ニ大矢野ニ渡海ス、最早一揆分散ノ事故、手向フ者ナシ、軍兵安ミト岸ニ上リテ野陣ヲ取ル、爰ニ上使林丹波守殿(勝正)熊本ヨリ附置シ松山權兵衛ヲ以テ下知有ケルハ、此地ヨリ原ノ地ハ程遠シ、熊本ノ人數渡海ノ事早速ニ知レ難シ、一揆ノ家々ヲ焼立テ、其煙リ島原ニモ相見へ、且ハ大軍ヲ大矢野ニサシ向ケシ事、一揆モ煙ヲ見テ懼ルヘシ、急ニ焼立ヘシト有ケレバ、肥後ノ軍兵手々ニ火ヲ放チ、焼立テ押通ル、此處ニ一揆取籠シ古城アリ、是ヲ剛捨(ト)ヘシト下知故、式部備・伯耆備ハ城ヲ取ノクル、清田・小笠原(二)備ハ所ヲ搜シ改ム、一人モ敵ハ不見故、各残念ニ思ケル、先手ハ大浦迄ニ押詰ケル、立允殿・右馬助ハ波多浦ヲ出船シ、柄本(總)ニ押渡ル、

飢肥城主伊東大和守祐久ノ家老同名傳左衛門祐忠等モ御下知ヲ相待ケレトモ、上使何レノ國ニ兵ヲ催サルトモサダカニ知レザリケレハ、山田民部(有卷)ニ檄ヲ飛ハシテ、消息ヲ問聴ケリ、

445の2

此日、關老土井利勝・酒井忠勝等江戸ヨリ書ヲ(島津家久)慈眼公ニ復シテ、去月八日ノ御注進ノ赴(題)ニ御返答アリケリ、事ハ御奉書ニ見ヘタリ、

『見玉四郎兵衛家藏』

態以飛札令啓上候、嶋原・天草両所之責理師端一揆ニ付、御領分界目ニ貴老様御詰被成之由承候、此邊江茂加勢之儀可被仰付哉と、其心得仕(カ)、奉待御下知候得共、於于今御觸茂無御座候、何方之御人數ニ被仰付候哉、承度候、其元へ相聞申候ハ、被仰聞候て可被下候、然者為 御上使板倉内膳様・石谷十蔵様(眞澄)、肥前諫早へ御下向被成之由承及候、早速一揆御退治之到来御座候哉承度、若未相聞候ハ、此飛脚を被留置、一着之御左右、被仰渡候而可被下候、奉頼候、恐惶謹言、

『寛永十四年』 松岡八郎右衛門尉

十二月七日

眞信判 渡邊半右衛門尉

覺

伊東傳左衛門尉

祐忠判

山田民部少輔様

人々御中

(本文書ハ「旧記雜録後編五」一一三九号文書ト同文ナリ)

以上

去月八日之御札改拜見候、今度肥前國松倉長門守知行之百姓・きりしたん宗門蜂起之儀付而、重而示預候之通得貴意候、

一肥後之内寺澤兵庫頭知行天草(壁高)も、右之黨類令蜂起

付而、彼地者御領分近所候間、境目迄人数を被差越御下知次第可有御加勢之段、豊後御目附衆へ被相達之由承届候、然者彼表之儀、兵庫頭一分ニ而難計候ハ

、細川越中守人数可致加勢之由、最前申越候、其上人茂入候ハ、從貴殿人数被差越、越中守家来と

相談之上加勢有之候様にと、先月廿六日上使板倉内膳正・石谷十藏方迄申遣候間、被得其意、右兩人被

任差圖尤候、

一天草之儀為可被聞届、從其元使を被差遣候之処、右之通其地へ未罷帰付而、御注進延引之由得其意候、一御分國中きりしたん宗旨之法度堅被仰付、若又落来きりしたん者不遁之様被申付之由、尤之儀候、被入念示給之趣達 上聞候、恐々謹言、

堀田加賀守

『寛永十四年』
十二月七日

正成判

阿部豊後守

忠秋判

酒井讚岐守

忠勝判

土井大炊頭

利勝判

薩摩

(島津家久)
中納言殿

御報

(本文書ハ「旧記雜録後編五」一一四〇号文書ト同文ナリ)

加世田小川大監物日記云、

一同七日晩ニ弓せん有之ニ付、方々へ火たて候由取沙汰有之ニ付、貴嶋才介・宮原佐吉兵殿相合、夜遠見番申候、

447 寛明日記云、七日、馬場(利運)三郎左衛門へ深江村・佐々木村

ヲ打廻、直ニ長崎へ引取、是へ上使衆御指圖ニテ、長崎表仕置申付ソ為也、

448 天草説書云、同月七日、馬場三郎左衛門深井村(江)・佐々木

村まで打廻り、直に長崎へ引取、是へ長崎表切支丹所ゆへ為仕置帰る云く、

八日壬寅

449の1 平塞録云、八日、眞源(細川光利)公肥後山鹿ニ着陣(リ脱カ)ア、傳云、眞源

公途中ヲ晝夜トナク御急キ、今日山鹿マテ着陣アリ、熊本ノ家老中へ手簡ヲ被贈、明日直ニ河尻ニ押通り、天草へ可有渡海由也、且板倉内膳殿・仙石大和守殿へモ書簡

ヲ被贈、拜領ノ玉薬・鉄炮ヲ可請取旨ヲ田中兵庫・加々山主馬・横山助之進・丹羽龜之丞ニモ書ヲ賜ル、

449の2 鉄炮・玉薬つミ候船、下之関江着之由ニ候、其内我等

拜領之分茂可有之候間、内膳殿・大和殿江得御意請取、則其船にて熊本江可廻候、此段内膳殿・大和殿江可得御意、もし玉薬・鉄炮員数無御存事候半と、目錄を遣候、此目錄之あぢ人ニ申間敷候、心ニ可持候、内膳殿・大和殿之状封せずニ遣し候、其元ニ而披見、封し候而可届候、謹言、

十二月八日 (細川光利) 肥判

田中兵庫殿

加々山主馬殿

横山助之進殿

丹羽龜之丞殿

鉄炮・玉薬被為拜領候御目錄写

一石火矢三挺 一式拾目玉拾挺

一小筒千挺

一なまり式万斤

一合薬式万斤

以上

449の4

今日山鹿迄参候、明九日者早々熊本江可参候、仍拜領之鉄炮・玉薬、下之関江着船之由申来候、我等拜領分、家来其元江罷在候者へ御渡シ被下候様ニと奉存候、恐惶謹言、

十二月八日

(細川光利) 細肥後

(板倉重昌) 板内膳様

(仙石久隆) 仙大和様

人々御中

449の5

同日、寺澤兵庫殿唐津ニ着城、寺澤殿領分ニモ一揆起ノ由、江戸ニ言上在ケル故、早々御暇被下、日夜道ヲ急キ今日帰城、即刻天草ニ渡海セント人数ヲ被招ケルニ、天草數度ノ軍ニ打死シ、或ハ富岡ニ籠城致ケル故ニ、江戸ヨリ供ノ面々ニ家中ノ者合テ八百人ヲ召連レ、天草ニ

渡海ナリ、

同日、島原ノ上使衆有江村堀之内ニ着陳、

450

寛明日記云、八日、板倉内膳正・石谷十藏(重昌)島原城ヨリ今日有馬表へ出張ス、

一久留米城主有馬玄蕃頭豊氏モ在江戸ナレハ、子息兵部太夫忠郷、八千餘人ヲ引卒シ出張ス、

一柳川城主立花飛彈守茂政モ在江戸ナレハ、嫡子左近太夫忠茂五千餘ニテ出張ス、

一今晚板倉陣ニテ曾合セリ、今日松倉長門守有馬表へ出張ス、然ニ松倉父子ハ上使へ望曰ク、江戸ニ於テ今度ノ先陣鍋島ニ被仰付云トモ、我等領分ヨリ事起候上ハ、是非先ヲ可任ト云、板倉・石谷思案シテ曰、然ハ山ノ手ノ道先陣ハ鍋島、又濱ノ手先陣ハ松倉ト被定、

451

天草説書云、同八日、上使一里計御出有之、温泉山近邊の様子見合られ、帰候て立花・鍋島手廻り人数引連れ、上使宅へ参られ候所に、早々御戻り有て、人数召連られ

452

藤掛集書云、寺澤兵庫頭忠高ハ、折節在江戸なりしか、

御出張可有之由にて、別人數引連レ有馬表へ出張也、又追付松倉長門・同右近來り、(勝家)先手を好ミける也、板倉申さるゝハ、江戸より先手鍋嶋に仰付られ候間成間敷由也、重而父子訴訟に、我等領分より起り候一揆之儀ニ候間、是非先ツ先陣被仰付候様にと被申候ゆへ、上使談合にて、原の城への道三筋有り、然らハ山手の温泉口は鍋嶋、濱手の嶋原口ハ松倉父子押へられ候へ、中道ハ板倉(重昌)内膳正・石谷十藏押へべきとの事也、海上船手ハ鍋嶋三拾艘、船大將関將監也、此節ハ鍋嶋・立花・有馬・松倉計にて、漸々人數も貳萬餘にて、嶋原より有馬迄五里の間、九日備押也、原の城にハ白布旗を繁く立て、一手にくるすと云印を立、堅固の躰を見、寄手殊之外仰天す、其節敵より夜討仕掛ケ候ハ、一堪も有間敷候、味方ハ地形案内もいまだ知らず、陣取も立花手の外、皆猥りにはら／＼と有之候に、城内も見合居申候ゆへ、夜討も延引いたし候、

領分天草にも一揆蜂起のよし達 上聞、急ぎ御暇を給り、夜を日について本國へ走下り、天草へ押渡り、在／＼の仕置申候事、月日なし、今此に抄載す、又云、板倉内膳・石谷十藏(重昌)・五日内談有、軍を被相定、極月八日嶋原の城より有馬表へ人數を被出候、原の城への道三筋有、然處に松倉父子是も在江戸なりしか、御暇被下、急ぎ下り被申候、長門守ハ霜月廿四日、右近ハ霜月廿八日嶋原へ下着有之故、其比は在城にて、先を被望候得共、江戸より鍋嶋へ先手被仰付候間成間敷旨、上使衆被申候、重而父子訴訟に、我等領分より起候一揆にて候間、是非先を被仰付候様にと被申候故、上使衆談合にて、左候ハ、山手道ハ鍋嶋、濱手ハ松倉勢被押候得との儀にて、温泉口ハ鍋嶋内諫早(茂政)・鍋嶋安藝(茂賢)、濱手嶋原口へ松倉勢、中道筋板倉内膳・石谷十藏被押寄、海上船手ハ鍋嶋関船三十艘、船大將関將監下知なり、此節ハ鍋嶋衆・立花衆・松倉衆・有馬(忠勝)兵部大夫衆計にて候、貳萬餘の人數嶋原より有馬村迄五里の間、備押被申候、極月八日・九日に押寄、同十日頃より敵城取巻候、原の城にハ

白き布旗を繁く立、一手くにくるすと云印を立、城を

『寛本十四年』

小濱民部丞(光徳)

かさり、堅固の跡を見て、寄衆に相違仰天仕、其節敵城

極月八日

//// (花押)

より夜討仕懸候に、一堪も有之間敷との事ニ候、子細ハ

曾我又左衛門尉

味方地形の案内もさたかに未知、陣所立花一手の外猥り

古祐 (花押)

にて、是彼に村くも有よし、城内其時分ハ玉葉・兵糧も

稻垣撰津守

沢山に候得者、隣國の加勢可有之哉と存候歟、又江戸に

重綱 (花押)

ハ種く物の沙汰有之故か、時節見合候かとの事に候事、

阿部備中守

正次 (花押)

453 『正文在文庫』

尚以日限之儀者、彼地落着次第候間、當地より難

家老中

計候、近國之儀候条、其元より被相計、小倉江出

(本文書ハ「旧記雜録後編五」一一四一号文書ト同文ナリ)

合申候様ニ可然候、馬舟茂相應ニ可被申付候、

九日癸卯

一筆令啓候、然者今度九州渡海之上使衆被罷上候刻、

大隅殿関船不残豊前小倉江廻候様ニ可被申付候、船之

454 平塞録云、九日、(細川光利)眞源公熊本ニ着城、即刻河尻ニ出軍、傳

儀爰元より可申遣之旨、御年寄衆より御内證候間、如

云、備頭ニハ小笠原備前長之江戶ヨリ御供シ、直ニ御供

此候、船数致目録江戸江差上候間、可被得其意候、大

シ出軍ナリ、御旗本ニハ江戸忠利公ヨリ御下知ニヨツテ、

隅殿へ以書状可申入候得とも、御病中ニ候間、各迄申

澤村大覺助トイフ武邊場數ノ仁、七十有餘ノ老人ヲ被召

達候、恐々謹言、

置、諸事軍ノ進退ノ指圖仕ル、(松井興長)長岡佐渡守ハ川尻迄御供申シ、夫ヨリ直ニ熊本ニ帰り、監物トトモニ御城ヲ堅固ニ守リ、御國中政令ヲ司タリ、

455 寛明日記云、九日、温泉口へ鍋嶋内諫早豊前(茂敷)・鍋島安藝(茂賢)

守、濱手島原口へハ松倉勢、中道筋へハ板倉内膳正(重昌)・石

谷十藏(貞徳)押寄、海上ハ鍋島カ關舟三十艘、其外立花衆・松

倉・有馬兵部已下都合二萬餘ニテ、島原ヨリ有馬村へ詰

メ寄ス、

456 天草覺書云、上津浦村ニ一揆共集リ居候ニ付、可責亡

之由ニテ、熊本勢・唐津勢両方より可被取寄ト有之處、

十二月九日之夜、是又立退、原城へ揃申候也、右の節熊

本肥後勢之御目附衆ハ牧野傳藏殿(成徳)・林丹波守殿(勝正)、上使

ハ松平甚三郎殿也、此時細川越中守殿(忠利)・肥後守殿(細川光利)ハ在

江戸ニ付、右御三人衆御下知ニテ、天草へ令渡海也、

一此時細川肥後守殿ハ乍部屋柄熊本へ下向、跡ヨリ柳迄

被罷越、右御三人衆モ一所ニ被罷越、敵ハ居不申候得

共、御同船ニテ上津浦へ御越被成候也、寺澤殿ハ山取

前ヨリ小島子へ御越ニテ、御待合御入候、自是何茂御

開陣被成候、御三人衆ハ是ヨリ有馬へ渡海ヲ願被申候、

肥後守殿ハ川尻江開陣有シ、有馬へハ渡海ヲ願被申候、

寺澤殿ハ末明也候ニ付、小島子ニテ越年有之、翌年正

月ニ有馬へ渡海有之也、此節寺澤殿小勢ニ付、熊本勢

之内ニテ二備為加勢翌年正月ニ小島ニ罷立也、

457 寛明日記云、十日、今日ヨリ敵城ヲ取巻、城内ニハ自布

旗ニクルスノ印ヲ立タリ、要害莫大ノ躰ナレハ、寄衆大

ニ仰天ス、

458の1 平塞録云、十日、(細川光利)眞源公河尻ヲ出船、即晚柳ノ浦ニ着岸、

傳曰、眞源公柳ノ浦ニ着岸アリケレハ、先達テ渡海ノ熊

本ノ人數悦勇コト無限、有吉頼母(英貴)・長岡式部(翁之)・志水伯耆(元五)

等各走り、船ニ乗テ出迎フ、屋形舟ニ上ツテ拜謁シ、途

中無異ノ賀儀ヲ述へ、此地一揆ノ様子ヲ委細ニ言上ス、

一揆今程ハ上津浦ニ集ル由也、先攻口ヲ定ヘント、栖本

ヨリハ細川立允殿・長岡右馬助攻入、有吉頼母・長岡式部・志水伯耆・小笠原備前・清田石見、(乗先)此五備ハ陸路ヨリ攻入り、谷内藏丞・黒田藏人兩備ハ海上ヨリ推シ寄、一揆ヲ取包テ討取ルヘシト評定シ、上使衆へ此義ヲ申達ス、右ノ故ニ細川立允殿ハ上津浦ヲ一里隔テ上河内ニ着陣アレハ、長岡右馬助モ追付テ栖本ニ着陣ス、然トモ上使衆下知ナクテ、一揆ノ手始メノ軍ハ甚以禁制也、故ニ下知ヲ待テ討果ント人數ヲ控テ攻入ラス、其節立允殿忍ノ者ヲ上津浦ニ入レテ一揆ノ様子ヲ窺ケル處ニ、一揆熊本ノ大軍ニ氣ヲ吞レ、最早島原ニ引入ケル故、一揆一人モ無之、立帰テ注進ス、立允殿ヨリ其趣ヲ頼母・式部ニ知ラセアリ、即刻真源公ヨリ上使ノ方ニモ披露アリ、上使ノ面々下知セラレケルハ、一揆若山中ニ取籠モ可有、只々惣ノ人數ヲ上津浦マテ押詰メ可然トノ儀故、長岡式部・志水伯耆二備ハ上津浦ニ打向フ、真源公上使ノ面々モ引續テ出陣アリ、角テ上津浦ニ軍舟不残着岸ス、惣人數一同ニ我勝チニ舟ヨリ岸ニ歩ノ板ヲ布キナラヘテ競進ユヘ、惣軍以ノ外ニ騒動シ、浮足ニ成ツテ押テ行ク、各

鳴ヲ靜メント口々ニ呼フ故、愈以陣雷ツヨク、一向ニ組頭ノ下知届サ處ニ、(ル脱カ)長岡式部屹ト見テ馬ヲカケ出シ、惣軍ノ中ヲ縦ニ横ニ騎ケ割り、眼ヲ見出シテ人數ヲ押へ、采牌ヲ揚テ備ヲ正シ、一同ニ下り敷セ、浮氣ヲ靜メ、扱大鼓ヲ打テ、先手ヨリ行義宜シク押出シ、旗差物ニ色ヲ付ケ、勢ヲ待テ、ケハシキ坂ニ押上ル、此節上使三人ハ左ニヨリ、何モ床机ニ腰ヲカケ、金ノ再拜ヲ手ニ持、家来ハ床机ノ左右ニ得物ヲ取テ下り敷セ、ツクミト備押ヲ被見、式部ハ流石ニ三齋老ノ末子程アツテ、人數扱ノ見事サ誠ニ先手ノ大將也ト稱美アリ、真源公ハ右ノ床机ニ腰ヲカケ、人數ヲ一覽アリ、式部下知ヲ殊ノ外御感心ナリ、サテ惣人數ヲ詰寄テ、山々谷々、岩ノ陰、草ノ下迄搜セトモ、目ニ遮ル者モナシ、大浦ト云所ニテ六十余ト見エタル百姓(二人脱カ)ヲ生捕テ、上使衆へ掛御目迄也、肥後ノ若イ者トモハ、上使衆無用ノ長詮議ユヘ、目ニ掛シ奴原ヲ取逃シケルト、内々打寄腹立ス、同日、島原ノ上使板倉内膳正殿父子・石谷十藏殿惣軍ヲ帥テ、一揆ノ城ニ詰メ寄ラル、傳曰、昨日マテニ人數モ

集リケレハ、内膳殿・十藏殿寄口ノ定メアリ、松倉長門殿被申ケルハ、領内一揆ノ事故、先陣ハ拙者ニ被仰付候様ニ頼入ルトノ儀也、上使衆被申ケルハ、此儀ハ已ニ江戸ニテ公義ヨリ先陣ハ鍋島信濃(勝茂)可仕由相定メ候上ハ、拙者トモ存寄トシテ、貴公ニ先陣ヲ可渡コト決テ不相成事也ト被申、松倉長門殿重テ被申ケルハ、成程公義被仰付ノ趣ハ、先達テ致承知候、乍然自分ノ領内ニ致一揆候不届者ヲ、他家ニ先陣サセテ、勿ル首ヲ後陣ヨリ緩々ト見物仕事甚以心外、且ハ所ノ案内タル我等候ヘハ、平ニ先陣ノ儀頼入候由無余義被申ケレハ、内膳殿・十藏殿モ尤ノ事ト同心ナリ、乍然自分ノ了簡トシテ、鍋島ヲ後陣ニ操リ除シ夏ハ如何也、然ハ一揆ノ城ニ押寄ラルニ路三筋(ス)アリ、濱ノ手ノ先陣ハ松倉一手可然、山手ニハ鍋島ヨリ先手可務、然ル上ハ島原口ヨリハ松倉ニ、有馬・立花ノ両家ノ人數後口ヲ詰メ、有江口ヨリハ拙者、其外ニ諸國ノ集勢ニ後口ヲ詰サセ可申ト被申渡ケル、海上ヨリハ細川家ノ早舟二十艘、又鍋島ノ早舟十艘、城ヲ目當ニシテ無隙漕廻リテ、鉄炮ヲ無断間可打候ト被申渡、十日ノ早

朝ヨリ三筋ノ道ヨリ各人數ヲ押向ラル、中路ノ大將内膳殿、先城ノ要害ヲ遠見アリケルニ、東南北ハ海受テ、堀ヲ岸ノキハニカケ廻シ、多勢ヲ以テ堀裏ヲ守リ、石弓・鉄炮狭間コトヨリ打出ス、誠ニ切岸ハ屏風ヲ立タル如ク急ニシテ、舟可寄様モナシ、西一方ハ堀下ノ矩高ク、其外ハ足入り深田沼ノ類ナリ、城飾リモ相揃井、數十流ノ白旗ヲ立ナラベ、普請思フニ違イ定夫ナリ、城内モ不騒動靜リ、勢ヲ持テ守リタル様子故、内膳殿・十藏殿案ニ相違シ、是ハ大事ノ城攻ナリ、先取巻テ様子ヲ可見ト、諸手一同ニ開ヲ上ケ、鉄炮ヲ打入ケルニ、城中モノノ節一同ニ開ヲ合テ、挟間ヨリ鉄炮打カヘシケレハ、鍋島手(脱カ)ニ人數少々手ヲ負テ討死ノ者アリ、板倉手ニモ時枝宇左衛門ト云侍討死シ、手負・死人多カリケル、上使衆下知シテ、此城俄攻ニハ成リ難シ、先今日ハ城ノ位ヲ見ル為計也、後日ニ攻具ヲ揃エ、竹束攻ニ可仕寄迎、各人數ヲ引揚テ陣小屋ノ用意アリ、東北ノ端濱ノ手ハ松倉一手ノ小屋ヲ作ル、夫ヨリ西南大江ノ濱迄ハ鍋島小屋ヲ掛並フ、松倉ノ間ハ、南ノ方ハ有馬一手小屋ヲウツ、北ハ立花人

數小屋ヲ殿重ニ拵タリ、武邊抜群ノ家柄故、事々ニ用心第一也、其後ニハ本陣トシテ上使衆諸國ノ附使者ト一手ニ小屋ヲ立連テ、淺間ニコソハ備ケル、

此節熊本ノ家老中ヨリ長門守殿へ書通アリ、其返書ニ、

我等もの共かた迄御状過分ニ存候、大坂より之御状た

しかに相届申候、則返事申入候、府内御よこめ衆へ被

遣可給候、今日ありまの内はらの城ニおしよせ申候、

猶追々可申入候、恐惶謹言、

十二月十日 (備家) 松倉長門守

(松井廣長) 長岡佐渡守殿

(英忠) 有古頼母殿

(米田是季) 長岡監物殿御報

此時分有馬(左カ)右衛門佐殿家老中ヨリ、肥後ノ家老中へ来ル紙面ニ、十日ノ上使衆城攻ノ件ヲカキ贈ル故、爰ニ記シ

証ニ備フ(体)丑寅賊征録ニ、比城攻ヲ十一月十四日ノ事(ト記セリ)亦夢偽なり、辯スルニ足ラス、

一筆致啓上候、拙者儀、今十日ノ朝高来有馬ニ致着船(重昌)板倉内膳正殿・石谷十藏殿懸御目申候折節、長崎所司(貞徳)

代棟原飛驒守殿・馬場三郎左衛門殿も御一所にて御座(利重)

候間、御同前ニ掛御目申候、藏人所江之御報受取罷帰

申候、随而切支丹共高来郡有馬之原之嶋と申古城を、

俄に土へいなとぬり候而、取籠罷居候、それへ十日之

朝上使より被仰付、松倉長門殿先手、二番備立花左近

殿、三番備鍋嶋殿衆被押寄、三町四町ほと隔、右之衆

ちいさき鉄炮をほそくうち申候得共、役ニ立事ニ而者

無御座候、此様子を見申候間、拙者茂切志丹御ころし

候まで罷在、見届申帰宅仕、藏人江可申聞と申候得共、

内膳様被仰付者、自然鎗なと候ハ、見届候而藏人江申

候而も可然候得共、其筈ニ無之候、鉄炮すめに被成

ことくくとらへ、火あふり・はた物なとに御かけ候

筈ニ候間、不及見届申と被仰候間、御返事を取候而罷

帰候、定而五三日中ニきりしたん共ハ御ころし可被成

と存候、此段為御存知如是ニ御座候、兼而又船之儀被

仰付、自由ニ仕廻申儀忝存候、此段佐渡守殿・頼母佐(松井廣長)(有古英忠)

殿江茂被仰達被下候者、可忝候、猶期音之時候、恐惶謹言、

十二月十日

かのこぎより (外記)

林田圖書助

(米田長季)
長岡監物様人、御中

尚々、有馬玄番頭殿御人数も手寄衆召連レ被罷出と見

得申候、鍋嶋殿衆へとかくニぬるき衆ニ而候と上使衆

被仰候様承及候、以上、

以上

追而申候、山奉行衆書物持遣候、慥ニ可被請取候、

御札得其意候、然者物奉行衆へ之返札則相届候、其元

へ水鳥越候鳥之儀被仰越候通承候、連々鳥薄間可難調

候、乍去若衆へ被仰渡、可成程可被心懸候、亦々前々

より被仰渡候小鳥之儀者、無油断、其ほと本まゝニ可有進上

候、次ニ者天草・嶋原之事弥此方之御人数入間敷通候、

将又年頭ニ公儀之繁多御座候、其入目出可被仰越候、

分量ハ致失念候条、急度書付可被遣候、為御心得候、

恐々謹言、

十二月十日

市来八左衛門尉

宗友(花押)

松下源五左衛門尉殿

酒匂彦兵衛尉殿御報

十一日乙巳

549 平塞録云、十一日、天草ノ上使衆島原ニ渡海、(細川光利)真源公ヨ

リ今日飛脚ヲ以テ島原ニ加勢ノ儀被仰遣、傳云、真源公

天草ニ御渡海ノ前、一揆島原ニ逃行シカハ、聊モ士卒ノ

勞ナキ故、甚三郎殿(松平行隆)・丹波殿(林勝正)・傳藏殿(牧野成純)へ被仰ケルハ、最

早天草中ハ平均仕ニ付、此上ハ一刻モ早ク人数ヲ召連レ

島原ニ押渡リ、一揆可誅罰、各此儀宜ク頼入候ト申處ニ、

三人衆被申ケルハ、天草中ニ一揆集出、肥後勢マテニテ

何土迄モ追詰御討果可然候、島原ノ義ハ彼元ノ上使衆ヨ

リ一左右迄ハ此地ニ御滞留可有ヨシ、先達テ追々ノ紙面

見エ申候上ハ、拙者(右)杯寸分ノ指圖ニテ御渡海可有トハ難

申候、一ト先島原へ飛脚ヲ被遣、板倉・石谷兩人衆ノ指

圖ヲ受ケ尤ニ存候トノ義故、早刻飛脚ヲ板倉・石谷ニ御書簡以テ加勢ノ儀御願有リ、返書モ早速到着ス、内膳殿返事ニ、島原ハ分内狭ク、大人數備フヘキ場所無御座候、萬一籠城トモ手ニ餘リ候ハ、其節ハ從是加勢之儀可申入候、一左右無御座内ハ、人數堅ク渡海ノ義無用ノ由也、天草ニハ人數少々被殘置、惣軍ハ河尻マテ一ト先御引揚ケ可然ノ由被申遣ル、是ニヨツテ小笠原備前・清田石見二組ヲ殘置、川尻マテ御歸陣ノ筈ニ相極リ、兎角熊本ノ人數加勢ノ儀ハ、何レノ上使衆モ嫌ワレケル故、熊本ノ組頭惣人數無念ノ仕合ト怒ヲ含ミ、家老中モ心底不快、如何ナル儀ト氣遣シケレトモ、其事分明知人ナシ、天草ノ上使衆ハ急キ島原ヘ渡海シ、諸事ノ相談可致トテ、各渡海アリ、何モ少人數ユヘ、熊本ノ附人所望故、即足輕大將出田宮内、添頭ニ伊藤十之丞、右ノ鉄炮五十挺、同足輕大將ニハ寺尾左助、添頭ニ嫡子喜内、右ノ鉄炮五十挺、合百挺上使ニ加勢也、外ニ松山權兵衛・横山助之進・藤崎喜八郎三人ハ最前ヨリ上使衆三人ニ附置ケル故、同ク島原ヘ供シテ出陣ス、内膳殿ヨリ有馬浦ヘ熊本圍舟

ヲ廻シ可申由申來ケル故、早速望ノ通カコイ、舟二十艘有馬ノ沖ヘ漕廻ス、足輕大將ニハ谷忠兵衛・荒木助右衛門・國友式右衛門・稻津九郎兵衛・佐藤安右衛門・中根市左衛門・嫡子平兵衛・平野治部右衛門・山路太左衛門・西澤文右衛門・松尾小才治、以上十一人、馬廻ノ侍ニハ北村半右衛門・荒木彦太夫・山路太郎兵衛・友田源左衛門・磯田十郎左衛門・佐藤安太夫・永良孫太夫・入江八郎兵衛・岡本源次・磯谷半四郎・星野佐助・澤村九兵衛・寺川三郎兵衛・水野喜三郎・森半太夫・成海門太夫・魚住傳四郎・中津海三右衛門、以上十八人、外ニ鉄炮ノ役人ニハ宇田長右衛門・都甲太兵衛・横川助之進・岡田五郎兵衛・田板半兵衛・難波善右衛門・千賀市左衛門・菅十兵衛・山崎九左衛門・村上傳兵衛・浦十郎右衛門・吉富五左衛門・蒲田九左衛門・生田四郎右衛門・田中權太夫・川上左助・吉岡瀨兵衛・三輪久五郎・三好權之助・同半兵衛・米村治太夫、以上廿一人、外ニ足輕四百人、鉄炮大小四百三十挺、番船トシテ出船ス、

460 寛明日記云、十一日、寄手諸將攻ムル事ヲ議スト云トモ、
原城要害堅固ナレハ、無方便可寄様ナシ、皆毎日ノ評定
ニ日ヲ費ス、

十二日丙午

461 平塞録云、十二日、板倉内膳正殿・石谷十藏殿諸手ニ合(合)
テ攻具ヲ揃へ、今日ヨリ城ヲ遠卷ニス、傳曰、上使衆去
ル十日ニ一通リ城ニ攻寄、様子ヲ見計アリケルニ、要害
モ宜ク、鉄炮モ多ク、人數モ静ニ見ヘケルユヘニ、先引
取、諸手ノ老中ニ被致相談、中々俄攻ニ可落様無シ、随
分ト攻具ヲ揃、竹束ニテ仕寄、手負・死人無之様ニ相心
得候ベシ、日ヲ送り取卷ナバ、兵糧モ盡キ、武家ノ籠城
ト違イ宜キ大將モ無之事ユへ、後々者手ヲ束テ降参スベ
シ、兔角ニ任セテ無法ニ攻入コト決テ難成様子也ト、委
細ニ申觸ラレケル、夫故諸手ノ人數モ戦ヲ止メテ、専ラ
攻具ノ用意シ、今日ヨリ遠卷ニシテ、日夜大筒・小筒ヲ
無間㊦断打入れ、△海上ヨリハ番舟はモ同ク大小ノ鉄

炮ヲ打入レケレトモ、城中ハ一向ニ静ニシテ、痛ノ様子
ハ更ニ見エザリケル、

462 此ヨリ前へ(島津家久) 慈眼公 山田民部少輔有榮ト阿久根地頭澁

谷四郎左衛門尉重將・羽月地頭平田狩野介宗弘等物頭五
六人モ被差副、各地頭所衆トモヲ引連レ、獅子島ヲ警固
サセラル、左アリテ、澁谷・平田ヲ牧野傳藏・林丹波守
ニ使ハサレ、此等ノ御届有ケルニ、丹波守等仰對ラレシ
ハ、肥後ノ人數既ニ天草ニ討入ヌレバ、薩衆ハ國端マテ
引取ラレ然ヘシトノ赴也、然レトモ 公猶山田民部ヲ肥
後ノ三角ニ遣シ置レ、此日松平甚三郎直恒マテ其事ヲ仰
ヲカレシ也(丑寅賊征録、板倉氏輒ク落ヘカラストテ、此上ハ第一長
崎ノ堅メ肝要也ト、大村因幡守・五島佐渡守・相良遠江守
等ハ彼所ヘ赴ケリ、又松平大隅守ハ兵船ヲ揃へ、一揆海上
を廻ルニ於テハ、一定可討取トテツマリノニ扣タリ云々、)

463 薩本嶋原軍記云、萬事傳藏殿・丹波守殿指圖次第尤之由
候間、任右之趣領内獅子嶋と申在所迄、山田民部少輔方(有榮)
物頭五六人相添、人數少々遣置候通、澁谷四郎左衛門・
平田狩野介を以、牧野傳藏殿・林丹波守殿迄御届申置候、

其後彼御兩人より被仰越候者、獅子嶋迄人数被出置候得者、先日兩使へ申候得共、天草之儀者細川越中守殿へ為被仰付由、板倉内膳正殿・石谷十藏殿より申来り候間、彼嶋江被出置候人数早々薩摩國端迄引取可然候、若御人数入候ハ、上使へ被仰談、彼方より至来可被仰之旨承ニ付而、又内膳殿・十藏殿江使札を以申候者、丹波守殿・傳藏殿より之仰に任せ、人数等引取候、併隣國之儀候間、為可承合三原左衛門佐と申者指越、在陣申付候、御用等可被仰付由申入候得者、御返事ニ獅子嶋之人数、傳藏殿・丹波守殿依仰引取候由被聞召届候、當分ハ有馬之古城ニ凶徒取籠由被仰越候、松平神三郎殿江十一月之十二日(行陸)ニ以使申候御返事ニ、山田民部少輔肥後之三角迄差越、天草之加勢可仕と御届申候、併肥後之勢多候間不及加勢候、於江戸御年寄衆中へ肝煎之通可有御申と、同十八日之御報ニ承候云々、

十三日丁未

464 平塞録云、十三日、有馬(忠頼)兵部太輔殿旗本ノ人数、今日有馬着陣、傳云、有馬家ノ人数ハ先手ノ老中召連レテ、頃日ヨリ參陣ス、兵部太輔殿今日旗本人數ヲ帥テ着陣アリ、惣勢都合一萬人也、

465 『正文在文庫』

以上

去月十七日之御札致拜見候、天草表之様子為見及、從其元被差越者罷歸候付而、彼口上之通示預候、然者一揆之徒黨蜂起付而、自唐津出向候者共無仕合之由、不及是非事候、最前も如承候、家来之衆獅子嶋江被出置、追々人数被相加、御下知被相待之由、被入念たる儀も、先書ニも如申入候、上使板倉内膳正・石谷十藏被差遣候間、早速可相濟候、随而天草表加勢之儀細川越中守、其上人入候者、從貴殿被申付候様にとの儀も候間、兩人可被任差圖候、將又彼兩所跡以下為御仕置、重而松平伊豆守・戸田左門(氏統)被仰付、當月三日爰許被相立候、可被得其意候、恐々謹言、

『寛永十四年』

十二月十三日

堀田加賀守

正成 (花押)

阿部豊後守

忠秋 (花押)

酒井讃岐守

忠勝 (花押)

土井大炊守

利勝 (花押)

薩摩

(島津家久)
中納言殿

御報

〔本文書へ「旧記雜録後編五」一一四二号文書ト同文アリ〕

十四日戊申

466 平塞録云、十四日、立花左近將監忠茂、旗本ノ人数ヲ帥

テ、今日有馬ニ着陣、傳云、左近殿親父飛彈守殿ハ在江

戸也、頃日ヨリ先手十時三彌之助人数ヲ召連レテ、島原

ニ着陣ス、今日左近殿旗本ノ人数ヲ帥テ着陣有、惣勢都

合四千人也、

又十七日ノ傳云、戸田左門殿・同嫡子淡路守・二男三郎

四郎父子三人、十二月十四日ニ大垣表ヲ出陣也、馬上百

五十騎・雜兵都合四千人也、何モ一同ニ大坂表へ着陣云

々、十七日ノ下ニ抄ク也、

〔平田宗直案文留〕

467の1

十二月十四日

一真米四斗式合

右者、今度天草一乱ニ付、加世田表舟取仕立罷越候御

物米替米として、三原源右衛門殿・永山覚兵衛殿より

請取候間、送上之御引付可被下候、以上、

御物奉行衆中

467の2

一書令啓候、仍小湊より出船之舟数五艘分取仕立候海

上飯米、丑十一月廿二日より已後、日数廿日分相渡、送

状相付候、然處ニ天草立ニ御加勢舟入儀候間、何茂諸船

浦々へ相帰候、就其送上飯米として五日分、各證文被遣

候、御念之入たる儀候、此送上飯米ハ小湊之下代衆可被
請取候由、各以前より細々可被仰渡候、乍不申小松浦・
小浦・片浦之舟數も、右同前ニ送状を以、送上可被仰付
候、恐惶謹言、

十二月十四日

愛徳善左衛門殿

仁禮佐渡守殿

人々御中

尚々、其元上乘衆飯米も主従之算用を以、卅日分之海上
飯米相渡候、是も送状見届被成候間、早々送状被成候や
うニ可被仰渡候、以上、

468の1

此ヨリ先キ、御家老三原左衛門佐重庸地頭ニ伊集院ニ居
テ、公ノ近臣兒玉筑後守利昌ニ呈簡シテ、島原ニ軍行
センコトヲ請ヘリ、陳情尤切ナリ十一月七日ノ下ニ見ユ、是ニ至テ
公其願ヒヲ許サレ、乃チ重庸ヲシテテ、薩兵四五十人ヲ
帥ヒテ有馬ニ行キ、上使板倉重昌等ヲ勞問シ、其俣塞下
ニ陳シテ上使ノ御下知ヲ聽カシメ玉フ、是日重庸鹿兒島

ヲ發馬シ、路程ヲ急キ、京泊ニ馳着キ、其レヨリ舟行シ
テ此ニ赴ケリ、時キ隨從セシ家臣兒玉五左衛門利泰カ覺
書アリ、

468の2

於肥前嶋原野元源左衛門尉殿戦死之時、愚拙始終
存知候ニ付、其時分之次第任御尋ニ、覺申候趣書
付進之候、

一寛永十四年丁丑十一月十四日ニ季安按に、十一月に非ず、肥

州嶋原ニ為御使者三原左衛門佐殿鹿兒嶋御打立、京泊

ニ御着、夫より船路にて同十九日ニ御到着、即上使松平

伊豆守様・板倉内膳様・戸田左門様三人江銘々御目見

被成候季安云、伊豆守殿、左門殿嶋原御着ハ明年正月四日の事なり、此書に御到着即上使といへるの上使ハ、板倉内膳重昌の外ニ

ハ石谷十藏・松平甚三郎等を誤歟、此方様より御意者、上使御下向ニ付、御

用等有之候ハ、可被仰付由候已下之事ハ十九日の下に抄載する也、

469 「野元源左衛門為綱奉公状」

一寛永十四年丁丑十二月嶋原一揆ニ付、御使者三原左衛
門殿被差出候御相談人として、騎馬與力ニ而指越、同

十九日着船仕候云々、

470 「田代衆島原立之覺」

一從天下之御大将松平伊豆守殿・板倉内膳殿有御下向、御陳を御取被成、諸國軍勢先ツ高力撰津守殿・肥前守殿・肥後守殿・豊前守殿・豊後守殿・筑前守殿・筑後守殿・志摩守殿已上八ヶ國之諸大名、数萬騎之人数を召列、皆御當り有馬之城近く御陳を被為取、薩摩守殿より為御窺御使三原左衛門殿御越、直ニ御詰被成候、若敵於御手餘り者御見合を以御加勢可被成之由、御下知ニ付、軍奉行嶋津下野守殿人数召列御立被成、天下大将御陳之脇ニ近陣ニ而候、下野守殿永陣之故、為御代山田民部少輔殿御立被成候、諸國よりも御當り不被成候而茂、窺之御使皆人数少シッ、召列為被為立之由候、勿論當國諸外城之地頭・曖、皆々被為立候事、

471 「舊傳集」

一市来龜の川江伊集院衆中放生會に参り候、中途にて肥

「全」

一寛永十四年冬、肥前嶋原へ一揆起り、近國之大名衆より何ぞ御用等御座候ハ、可被仰聞由にて、皆々家老老人ッ、被差遣候、然ニ誰を可被遣哉との処ニ、我ニ不被仰付ば事成間敷之由、三原左衛門殿様子ニ相頭れたる由候、依之左衛門佐殿へ被仰付、嶋原へ被参候、騎馬与力ハ野元源左衛門殿ニ而候、嶋原へハ上使として、板倉内膳正殿・松平伊豆守殿・戸田左衛門殿御下り被成候、内膳正殿より諸國之家老衆へ御談合有之候處ニ、左衛門佐殿申分宜敷、御意ニ入候由云々、

十五日己酉

472 平塞録、十五日、真源公旗本ノ人数ヲ御帰
(細川光利)

陣也、傳曰、真源公天草ヨリ先達テ種々品ヲ替へ、島原ノ加勢ノ義御所望有ケレトモ、上使衆一向ニ不取合様子故、初ノ指図ノ通り段々人數ヲ引上ケテ、真源公モ今日川尻迄御帰陣也、

473の1

我藩の御家老伊勢兵部少輔貞昌と玖麻の人吉城主相良壹岐守頼寛の家老相良清兵衛頼兄とは舊相識なりしか、貞昌は久しく江戸に上邸して（島津光久）寛陽公に仕奉りけるに、此年頼兄玖麻に在て一揆の事を聞、細く貞昌に書を致して其狀を告けれハ、此日、貞昌書を頼兄に復して、慇懃にこれを謝す、時皆暮年にて、壯心猶矍鑠たり、季世の情夫もこれを讀してハ、為めに英氣を起すべし、

473の2

今度肥前之有馬表江鬼利支丹宗相發之由候付、先日者細々御書中、御對顔之様ニ再誦三誦卷舒難止候、然處にまた肥後之天草江茂彼宗旨之者共令蜂起之由候而、此許當時者夫のミ之御沙汰ニ候、有馬之儀相聞得候へハ、即松倉（勝家）長門守殿早々被致帰城、一揆之者共退治被申候様ニと被

仰出、急打立、先月廿四日ニ在所へ被着候由、追々相聞

得申候、殊之外一揆之者共誇候而、中く長州一力ニテ

ハ罷成ましき由御沙汰候、其故ニ候哉、只今迄者何程に

被申付たるとの儀無之候、天草之儀も去月十四日に寺澤

殿居城江唐津之人数、天草之内富岡之城主三宅藤兵衛「殿」

以同心一揆共之相働候所へ被相懸候得者、被討負、從唐

津之物頭六人之内四人相果候、三宅藤兵衛も戦死候、其

様子肥後表より、はや此方へ者とく注進被申上候、大隅

守所より者前方天草江一揆共之働様見せに、かろき衆五

六人被遣候処ニ、十四日之合戦之場に行逢候而、其日之

遣しならん、十一月八日・十四日・十七日の文も併せ知るべし

様子委員候て参候、其者之申様を此方へ注進被申上候、

是ハ正説ニ而候、今更不入儀ながら申事ニ候、防戦一本

様子ハ、一揆共方々相働致放火候ニ付、本戸と申所よ

り唐津勢三千程ニテ被出合候処ニ、一揆之衆も大勢ニテ

掛合候て、唐津衆敗軍ニ而、歴々被相果候、本戸之廣サ

五六町程之汐入之渡御座候、前戸本戸之渡口まで唐津衆

押合候折節、本戸之渡潮引取候間陸渡被成候故、一揆共

弥勝ニ乗り、本戸之渡を追越、本戸悉焼拂、三宅居城富

岡へ追入候由候、以之外負軍ニ而笑止ニ候、是ニ付致推量候ニ、一圓無功ニ候、若き衆かけ出、手合被追立崩立候而より惣崩成つらぬと存候、古風之衆下知をも被仕候ハ、先に物見を遣、敵之働様をも見せられ候て、何とそ行可有之候處ニ、若き衆當世物之輕き事を本ニのミ被致^{「もイ」}弓箭方之儀も其意ニあてられ、如此被失外聞と存候、一揆共者皆百姓之由、天下之沙汰ニ而候処ニ、歴^レの衆かれらに被追崩、剩数輩被討捕候儀、無念之次第ニ候、兎角古風之衆無之家ハ無心元存候、當家中なとも貴老御存知ごとく、もと^レ馴弓箭候衆残少成行、若きものとも迄ニ而、當世之風計を見習候間、身ニしめたる弓箭などハ中^レ役に立ましく候、食物^{「ト存イ」}も料理がましき物をたべつけ、不断踏皮をはき、犬山杯ニても身をかゝさず公家之成果之躰ニ身を持たし候間、昔の武者之様成儀者成間敷候、是而已氣遣ニそんし候、我等共生立候時分ハ、狩犬山などを不致緩々^レとそたち候、若きもの共ハ後指をさす様ニ候つるまゝ、又其風にならひ、寒中の心掛、食物^{「ト存イ」}も如何にも鹿相成をたべつけ候まゝ、冬の寒に冷食

をたべ候而も不苦候つる、今の人たちハ少冷たる物をくわれ候ハ、虫發可申候、乍去天下泰平之御時代ニ而候間、左様之儀ハ入間敷候条目出度候、将又天草之一揆共を肥後・薩摩の衆ニ而退治可致之由被仰出候、肥後之衆ハ、今月三日ニ三角之瀬戸ニ被押寄たる由、一昨日此方御年寄衆へ注進御座候、然時ハ翌日ニ者天草江被押詰候半と存候、薩摩の衆も兼日獅子嶋^{「而イ」}・長嶋へ差寄、御下知を相待候様ニと為被申付由相聞得候まゝ、定而御下知さへ候ハ、則天草江可相渡候、乍去三日も遅薩摩江者可相聞候間、肥後衆より跡に可成と申事ニ候、内蔵助殿御事も、去月初時分人数被召列、真幸表御通候つる由、其聞得候、定而肥後衆之様子御聞合候て、佐敷・水俣之間へ御入候半之推量申候、最早天草之儀皆々御討果候哉、又者賢き^{「堅イ」}所^{「ト存イ」}杯に楯籠候を取巻候欵、何れにも急度其左右可有之と相待申候、有馬表茂肥前・筑後之衆を上使以御同道、一揆共居候所へ為被推寄由候間、是茂急度様子可相聞得候、珍敷儀出来候而、肥後・肥前・筑後・薩摩杯之衆、近年おもひかけも無之儀ニ被逢候、心ハ天草江行候得共、具

足を肩にかけ候ての働とてハ成間敷と存候、我等なから

みかきり置候、先年高麗(島津義弘)へ惟新被渡候時分、拙齋船元(新納忠元)ま

て送候ての歌に、

あちきなや唐土までもおくれしと思ひし事ハむかし成

けり

と申侍りたる由候、貴老御事も今度ハさそ此御心ニ候半

と想像申事候、然共去年久々ニ而掛御目候、殊之外御顔

色わかかく、御達者ニ相見得候間、具足御着候而も御はた

らき可為御自由と、我等十程年おそくにて候へとも、中

く成間敷と存居候、右如申細々有馬之儀ニ付、先日御

状ニ深江・安徳之儀細かに被仰越候、新納刑部大輔・蓑

田平馬戦死之儀共、御書面に向候得者、其時分之様に被

存、被催涙候、其時分ハ弓箭之道をのミ心掛、人之心も

情ふかく、今日ハ人之上、明日ハ我か身之上と人くお

もひ入候つる由、古き衆の物語共承置候、右兩人討死之

日、今月廿三日欵と覚候、刑部大夫穢涯ニ而、若き衆寄

合、盃をめくらし、遊山之當座、

梅青く底や夏山夕すゝミ

と刑部大輔發向を被號候、此脇を深水宗方、

うらのみるめも風かをる比

と被續候而、百韻独吟候、右之發句を按し、盃を取はや

し候時者、何のおもひも有間敷ニ、不圖かけ合戦「出イ」死候、

其戦場之様子を承及候ニ、川上左京杯致合戦引退候処ニ、

行かゝりての事と相聞得候、敵と取合、あひしらひ候て

退候ハ、殿ニ成、難なく遁候ハんすれとも、武士のやた

けこゝろのまゝに戦死無比類候、左様之氣遣も無之月日

を送り候歌に、

誰為の名なれば身より惜らむはかなきものハ武士の道

とやらん承及候、右之兩人此歌によく當り候、不入長文

にて候へ共、餘に古風之世を申度と存候而、如此候、大

笑く、恐惶不宣、

十二月十五日

伊勢兵部少輔

貞昌判

相良清兵衛様

御報

474 覚

一今度九州へ松平伊豆守殿(信綱)・戸田左門殿御下向ニ付、此

475 『正文在文庫』

以上

為御見廻に飛脚致啓上候、御氣色如何御座候哉、承度存候、拙者事天草表一揆之儀ニ付、越中領分為仕置被下御暇、俄罷下候、然者天草表へ越中守人数被差向候付、我等茂渡海仕候之處、彼地之一揆共悉明退、事埒済申候之故、昨日領内川尻と申所迄罷帰候、右之趣ニ

十六日庚戌

仁禮主計助殿

十二月十五日

鎌田左京亮

一今度上使様御召船并御同心衆乗船之儀、松隠州様、有馬左衛門佐殿御船にて被下被遊候、已上、

方御家中船大坂へ有合候分、差出を以可申上由、大坂御奉行衆より被仰付候間、其時分着岸候船数七艘書出候へ者、早々被仕立候て、戸田左門殿御家中へ可相渡由被仰付候事、

476 『正文在文庫』

付、御見廻ニ以使者茂不申入、無音所存之外ニ御座候、何様熊本へ罷帰候刻、以使者可得御意候、恐惶謹言、
『寛永十四年』
細川肥後守

極月十五日

光利(花押)

松平大隅守様

人々御中

(本文書ハ「旧記雜録後編五」一一四三号文書ト同文ナリ)

猶以右ニ如申候、從 黄門様御年寄衆江被進之候兩

度之御状之御返書致進上候、可被成御上候、以上、

去月廿二日之飛札、今月十五日到来、細々令披閱候、

一天草表之儀ニ付、御國之御人数長嶋迄被遣置之由候而、

已ニ三原佐衛門佐殿へ被仰付、去月十九日ニ可被打立

之由、黄門様御意候由、先書ニ被仰越候由、御人数も

八十之賦にて、圖書頭殿・喜入摂津守殿・渋谷石見守

殿・北郷佐渡守殿・山田民部少輔殿・新納加賀守殿・

渋谷四郎左衛門殿・仁禮左近殿など物頭ニ為被仰定由

候つる間、一段其元之被仰付様、為存計よりハ急ニ被仰付、一段目出度存、即御書中之趣、薩州様江致披露

候処、御國之法にて治定、緩々^ニと可有之と、思召、御

氣遣候つるに、思召外急ニ被仰付候儀、黃門様御在

國故ニ候^ニ之、御意にて、黃門様より御年寄衆へ被

進候御状ニ、獅子嶋・長嶋へ御人数被遣置候間、何時

ニ而も御下知次第、天草江人数可罷渡之由御座候而、

御年寄衆へ之御状御調させ候而被進之候事、

一右之御状、御城にて各被成御披見、於、御前御披露候

而、黃門様御書面一段尤之由被仰、御功者之故如此

候而、於、御城御沙汰之由、委御城にての様從御存知

之方御注進候、是者去月十七日之日付ニ而參候、早打

持參候、黃門様御状ニ成合候様ニ致談合相調申候、

又其前去月七日之日付之御状、渋谷如兵衛尉持參被申

候時も、以御状之趣、御年寄衆へ自、黃門様被遣候御

状之文躰致談合相調、御年寄衆江被進之候、兩度なか

ら御文躰尤之由、殊外於、御城御褒美之由、慥ニ相知

申候、其御案文各御披見候て、黃門様へ可被懸御目

之由御意候間、差下申候、兩度共ニ其元よりの趣を以黃門様之御書之御案調させ候事、

一如右、黃門様之御書相調候処、今度之御左右ニ者、最

前長嶋迄人数可被遣之由候而、三原左衛門佐殿去月十

九日ニ可被打立之由被仰出候つれとも、御下地無之ニ

御國之御人数長嶋迄被遣候而者、他國之取沙汰一大事

之由被仰上、被相延之由、薩州様聞召、笑止千萬ニ

候^ニ之、御意にて、被成御驚候、肥後之人数者はやと

くより川尻江打詰、御左右被相待之由候間、薩摩之人

数も長嶋江被遣置、御左右御待せ候而社、管ニも合可

申候處ニ、在所ノニ罷居候ハ、御觸候而茂三日者可

相延候、又長嶋迄も四日程ニ社鹿兒嶋・大隅などの衆

者可被參着候、左様ニ候ハ、肥後之衆へ殊外おくれに

可罷成候、長嶋・獅子嶋江御人数皆々被召置、公義之

御下地次^(知)第三^(知)天草へ即可罷渡様ニと候而社、他國之聞

得もよく候はんニ、其許御談合、被勵公儀候而之御遠

慮者、一段々御尤ニ候得共、天草へ渡り候而社御下

地^(知)を為被背様ニ可有之候、近所江押寄候而被相待躰者、

一段世上之聞得、以後く迄も御為可然候、其上兩度

黃門様よりの御状等も、最前從其元為仰越趣のことく

相調、御年寄衆江差出候處、是茂相違之様ニ成行候事、

一爰元ニ而世上之取沙汰、御城にての御沙汰ニも、薩摩

衆參候へ、、廳而可相済由にて御座候、何方より申觸

シ候哉、はや御國より首取千人・鉄炮衆千人・馬乘三

騎天草へ被遣候、黃門様被仰候者、一揆之者共皆百

姓之由候處、侍衆を被遣候得者不成合候間、為物頭乘

馬三人計被仰遣たるとの取沙汰ニ付、已ニ從細川越中^(金判)

守殿尋ニ、兵部所へ預御使候つる、其後薩州様越州

御見廻候時、右之趣直ニ御尋にて候間、薩州様左様

之儀者無御存知由候而、被成御笑候、世上ニハ皆如斯

社申散候處、肥後之衆被押渡、若事済候而より、御國

之衆ほとづき候者、向後被失御外聞事ニ候、くれく

人数之打立御延引候而、いかく相調候哉、今更此方よ

り遠路へ被仰候而も、用ニ不立儀ニ候、もはや天草之

儀落着可有之候間、不及被仰遣ニ儀ニ候得共、若天草

相支儀も候て長ひき候へ、何卒一涯被入精候様ニ、

後日之為ニ候間、急度可申遣之由 御意候間、如此候事、

一惣別天草之儀ニ付、黃門様より御年寄衆へ一度も御

状不參候間、公儀不可然之様ニ御沙汰之由候つる間、大

形相心得、御状調可申致なと、談合申候得とも、從其

元之到来無之内ニはたと相違候儀茂可有之候、其上

上使此儀最中其元へ御座候つる、又琢庵なども被罷居

儀ニ候間、御書之趣相違候而ハと存、御左右を相待

候而、ちと後方ニ者候つれとも、當末之御為よきやう

に、又御城方にて内々取沙汰之儀承及候趣を以、御

案又仕候、右ニ如申、兩度共ニ御状之趣、一段於

御城皆々御感之よし候、今度天草表之御仕合如何候ハ

ん哉、日夜是而已氣遣申事候、雖不及申入候、天草へ御

人数可被遣之由、御下地相聞得候、日限被聞召届、即

御人数被遣候との御注進、此方へ早々可被仰上事肝要

ニ候、黃門様より之御状者、兵部少兩度共ニ持參仕

候、去月ハ土井大炊守殿御取次御番ニ而候間、御状致

進獻之候、今月者酒井讚岐守殿御番前ニ而候間、是モ

直ニ進獻之申候、讚州江持參候御状者、今月十一日ニ而

御座候つる、即兵部少贄州江罷居候内、自大坂次飛脚之文箱餘多參候を、小性衆持參被申候得者、肥後之衆

今月三日ニ三角之瀬戸江押寄たる由、只今注進候、定

翌日天草江押詰候へん、薩摩衆者如何候へん哉と御尋

ニ而候つる間、御下地さへ候へ、即天草江可罷渡候、

肥後へ被仰渡候而よりへ、薩摩へ三日も遅相聞得可申

由申入候、御念之為と存、致談合、黄門様御状ニも、

御國江者余國より遅可相聞得候、是而已御氣遣ニ思召、

との御文躰ニ而御座候つる、写差下申候間、委可有御

覽候、返すく天草江人数被遣候様ニとの御觸、相聞

得候日限并御人数、天草江罷渡候日限、早々可被仰上

候事、

(山田有榮) (新納忠博) (景綱)
一山民部少・新納賀州・仁禮左将、此三人ハ獅子島江為

番手為被遣由候、是者定しかと獅子嶋江可被罷居候、

乍去人数可為小勢候間、急ニ被罷渡候而茂肥後衆と押

合候而之儀者罷成間敷と存候事、

一此書面、餘ニ不致流布様ニ御心得尤ニ候、其故者其元江

も上方衆被罷居候、黄門様御書杯も此方ニ而作る文

之様ニ有之たるなと候得者、いかゞニ御座候、其御心得可為肝要候、恐惶謹言、

『寛永十四年』 鎌田出雲守

十二月十六日 政統(花押)

伊勢兵部少輔

貞昌(花押)

弾正大弼

(島津久元) 久慶(印)

(重勝) 三原左衛門佐様

(久四) 川上左将監様

(島津久元) 下野守様

御報

(本文書ハ「旧記雜録後編五」一四四号文書トホガ同文ナリ)

十七日辛亥

477 平塞録云、十七日、松平伊豆守殿・戸田左門殿、島原征

伐ノ仰セラ蒙リ、今日大阪ニ着陣ス、傳曰、先立テ板倉・

石谷(貞博)ノ兩人ヲ公義ヨリ御名代トシテ差下サレケレトモ、
一揆平治ノ注進ハ江戸表ニ一切無之云々霜月廿九日・極月朔
日・同三日・四日・
十四日等ノ、何も一同ニ大坂表へ着陣ス、此節肥後ヨリ大
坂ノ留守居役下村五兵衛、妙解公(細川忠利)ノ仰ヲ承テ御供ス、尤
島原ニモ直ニ供シケル、

478 『正文在文庫』

追而申候、今度其地江御下向候、上使より早打被仰
付候哉、其早打ニ御傳之御状、先月廿三日之日付ニテ、
今月十一日之晚、酒井(忠勝)讚岐守殿より兵部少へ御届候て
披見申候、先以上使其御地江廿二日之夜半時分ニ御
着被成、翌朝御奥ニ而 上使江御對面被成、雜煮御寄
合候て、黄門様御胸御手などの様子を被為見、殊之
外之御草臥之由被仰候つる哉、一段懇ニ被為見候而目
出度候、左様候而、於御表七五三之御振廻、北郷式部(久惠)
太輔殿、琢庵御相伴にて御座候つるや、彼是御仕合能
候由目出度候、御振舞過廿三日之晚色々御留御申候得
共、無御留御打立之由、時分柄と申有繫 上使之御

行儀感入申候、爰元御打立之時分者、御先ニ注進申候
衆も、海道ニ而被追後候つる間迎、先へ者被參着間敷
と存候、何篇其許不調ニ可有之と氣遣申候故、船中ニ
而黒葛原周右衛門・松田七左衛門被罷通、五日前ニ被
致參着候由、奇特千萬、是者 御家御信心之奇特にて、
神佛之可為御謀候、御仕合能候而目出度候由、黄門
様へ能々可被仰上事所仰候、恐惶謹言、

『寛永十四年』

『丑』

極月十七日

伊勢兵部少輔

貞昌 (花押)

鎌田出雲守

政統 (花押)

彈正大弼

久慶 印

三原左衛門佐様(重勝)

山田民部少様(有榮)

川上左近將様(久國)

下野守様(島津久元)

人々御中

以上

態致啓上候、今度有馬之古貴利支丹ニ立帰候ニ付、天
草之内十ヶ村余之者共立帰候儀、御耳相立御暇被下
罷越申候、然者天草之様子被聞召届、御懇御使者被下
候由、爰許召置候者共為申聞候、別而忝奉存候、立帰
候者共、我等不罷着已前、去ル九日嶋原へ逃越、耆人
も居不申候間、不及是非候、爰元仕置之儀堅申付候、
尚重而可申上候、恐惶謹言、

〔寛永十四年〕

寺澤兵庫頭

極月十七日

堅高(花押)

(島津家久)
松平大隅様

参人、御中

〔本文書ハ「旧記雜錄後編五」一一四六号文書ト同文ナリ〕

十八日壬子

480 平塞録云、十八日、島原ノ上使衆諸大將ト一揆ノ城ヲ可

攻評定アリ、傳云、立花左近殿着陣以後、城ノ體ヲ被見、

有馬兵部殿ニ被申ケルハ、此城ハ誠以一揆百姓ノ籠城ニ

テ、歴々國主・城主數多集リテ、竹牌攻、或ハ鉄炮ニテ

日ヲ送り申候義ハ、我々トモノ第一ノ恥ト存候、御存ノ

如ク、拙者父飛彈守ナトハ幼少ヨリ手ヲ碎キ、數十度ノ

攻合仕、高躍ニテモ名ヲ取候義ハ、各御存ノ前ニ候、我等

如何ニ不肖ニゴサ候ヘトモ、ケ様ナル一揆ヲ攻、緩々ト

兵糧ノ盡ヲ待申候儀、心外千萬ニ存候、飛彈守江戸ニテ

承申候モ、我等ヲ臆病ニ可存候、御同心ナラハ板倉ニ遂

相談申候テ、城ヲ乗取可申候ト被申ケル、兵部殿モ聞ル

血氣強盛ノ大將故、返答被申ケルハ、御家柄ノ武邊今更

感入候、我等も武邊ノ義ハ人ニ劣リ申候事、今迄ハ無御

座候ニ、今度ケ様ノ百姓原ニ立合、攻具ノ何ノ品ノト上

使ヨリ被申候故、片腹痛ク覚申候、貴公ト我等無二無三

ニ城ヲ陥潰シ、一揆ノ首ヲ刎テ武家ノ威光ヲ可見、然者

貴公ト同道シ、上使ニ参リ先手ヲ所望シ見候ハント、頓

テ兩人上使ノ小屋ニ被参、一攻セメテ見申度候、我等兩

人ニ先駈ノ義頼入候トノ義ナリ、板倉(重昌)・石谷(貞博)兩人トモニ被致相談テ、此城ノ體中々一旦攻ニハ成間敷候、有馬・立花御兩人ノ御人數一日代リ(ニ脱カ)先手御勤可然候、先ツ初手ノ城攻ハ立花家先陣御務尤候ト被申ケル故、兩人衆モ得其意帰ラレケル、

481 寛明日記云、十八日、板倉カ陣所ニ諸將合會シテ評定ス、此時鍋島ノ家来ヲ上使衆ヨリ呼寄ラレ、天草丸出崎ヲ攻テ見度ト申サル、鍋島家来最ト請仕ケレハ、石谷十藏被申ハ、無手段攻ハ法ニアラス、有馬勢・松倉勢・立花勢、三ノ丸・大手ノ方へ攻寄聞ヲ揚ハ、城中ノ者其方へ取集、出崎ノ方ハ空虚ニナラン、其時鍋島攻入ハ容易乗取ント有ケレハ、各最トテ引退ク、明日攻寄可申ノ由也、

482 『正文在文庫』

以上
預御使札忝致拜見候、先以御病氣いまた然共無御座候
由承、御苦勞奉察候、如被仰越候、今度嶋原・天草兩

度之一揆之儀付、為 御使急罷越候、先日者山田民部(有卷)少輔殿肥後之内三角と申所迄御越、天草之加勢被成度由被仰候、早々御届被成候儀尤奉存候、併肥後人數多御座候付、加勢ニ不及候由、民部方へも申渡候、於江戸ニ御年寄中へも右之通可申上候、先可申上者道服式

ッ被懸御意、是又忝奉存候、慮外千萬迷惑御座候得共、我等共同類として申合、從何方被下候物をも返進仕候間、其通ニ御座候、委細者御使者江申入候、恐惶謹言、

『寛永十四年』

松平甚三郎(行徳)

十二月十八日

佐恒(花押)

(島津家久)
松平大隅守様
御報

(本文書ハ、「旧記雑録後編五」一一四七号文書ト同文ナリ)

483 『正文在文庫』

一筆申入候、今度天草吉利支丹之徒黨共彼地立退候由申来候、定而舟にて方々江逃可申候、御領分なとへ参儀も可有之候間、不及申候得共、弥被入念堅穿鑿候而、

參候者搦、上使衆江御越尤候、恐々謹言、
『寛永十四年』
曾我又左衛門尉

十二月十八日

古祐 (花押)

久貝因幡守

正俊 (花押)

稻垣摂津守

重綱 (花押)

阿部備中守

正次 (花押)

(島津家久)
松平大隅守殿
家老中

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」一一四八号文書ト同文ナリ)

484 『正文在文庫』

以上

御使札忝致拜見候、如御意之天草表江者細川越中守人
(惠利)
敷被仰付候付而、天草表獅子島迄被差出候御人数、御
(重将)
國端迄御引取被成候様ニと、渋谷四郎左衛門殿・平田

(宗也)
狩野介殿御理申入候、拙者共肥後勢同道申彼表へ罷越
候處、徒黨共在々を明、島原方々へ落散、一人茂不罷

有候、肥後勢者十三日川尻迄引取被申候、拙者共者此

表江渡海仕、上使板倉内膳正・石谷十藏申談、是ニ
(重昌) (貞清)

罷在候、猶御使者御兩人江申上候、恐惶謹言、

『寛政十四年』

林丹波守
(勝正)

十二月十八日

吉政 (花押)

牧野傳藏

成純 (花押)

(島津家久)
松平大隅守様
貴報

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」一一四九号文書ト同文ナリ)

485 『正文在文庫』

尚以、遠路思召寄御支札忝次第奉存候、別紙ニ御報
(使)

可申上候得共、乍慮外如此御座候、已上、

重而御使札忝奉存候、殊御道服ニ宛被懸御意候、被入

御念之段、過分至極ニ存候、天草之儀者先書ニ如申上

候、此表未相替儀無御座候、委曲三原左衛門殿江申達

候、恐惶謹言、

『寛永十四年』

林丹波守

十二月十八日

吉政（花押）

牧野傳藏

成純（花押）

（島津家久）
松平大隅守

貴報

（本文書ハ「旧記雜録後編五」一一五〇号文書ト同文ナリ）

十九日癸丑

486 平塞録云、十九日、上使衆諸將并ニ家老中ヲ被集テ、攻

城ノ評議アリ、傳曰、内膳殿・十藏殿右ノ面々ヲ被集被

（板倉重昌）（石谷貞清）

申ケルハ、頃日ヨリ城ヲ遠卷ニシテ徒ニ押移ルコト江戸

ニ聞ヘ、天下ノ批判モ如何也、各御同心候ヘ、今日ノ暮

時分ヨリ諸人數ヲ外張ニクリ出シ、一同ニ関ノ声ヲ上テ

夜カケノ躰ヲアラハシ、城中ノ様子ヲ可見候、敵若驚キ

騒ギ、挾間配相違仕ラハ、直ニ城ニ乗入テ火ヲ放チ、焼

立テ、一々首ヲ刎ヘシ、若又城中モ靜ニロムヲ堅固可相

守候ハ、早朝ヨリ乗入ベシ、各如何思召候哉、御心底

ノ程承度候ト被申ケレハ、鍋島家ノ家老諫早豊前進申ケ

ルハ、御意ノ趣乍憚御尤奉存候、緩々ト遠卷ノ義ハ武家

ノ軍立ニハ如何敷ト、皆式モ奉存候、幸私義城ノ案内ヲ

ヨクノ存候エハ、明日私一手ノ人數ヲ以テ、西ノ松山

ヲ攻取見申度、何卒御免被下候様ニ千萬奉願候ト申ケル、

上使衆豊前口上ノ趣ヲ聞届、尤ノ儀ニ存候、然者諫早一

手ヲ以テ先駆トシテ、鍋島殿御兄弟ハ旗本ノ人數ニテ後

ヲ御詰メ可然候、然者一向今夕ノ義ハ延引シ、今夜半ヨ

リ随分靜ニ人數ヲ出シ、西南ノ隅ヨリ鍋島家ノ人數ヲ寄

セ、大江ノ松山ヲ乗取テ、関ヲ一同ニツクルヘシ、定テ

一揆ノ奴原、スハヤ城乗ト騒テ搦手ニ打寄ルヘシ、其時

ニ立花殿ノ人數ハ先手トシテ靜ニ追手ニ押詰テ、松山ノ

関ノ声ヲ相圖ニシテ攻入候ヘ、味方ハ前後ヨリ攻入候

ニ付、敵何レヲ可禦カト騒申候テ、必定可攻抜候ト被申

ケル、諸將何レモ承知致由返答アリ、然ハ刻限ハ明ル廿

日ノ卯ノ刻ト可相窮候、松倉殿小人數ニ付、立花トノ後

ヲ御詰可然ト被申渡ケル、

487 寛明日記云、十九日、昨日ノ評定立花・有馬・鍋島ノ人々同心セス、又板倉ナト思案ニモ、天草出崎ハ足場ヨカラス、其上本丸ノ近所ナレハ、加勢ノ便モ有ハ乗取事難カルヘシ、又鍋島一手ナレハ旁悪カラン、其思ハ大手ハナタレノ地形ナレトモ、寄ルニ便アリ、故ニ鍋島勢夜中ニ天草丸ヲ乗取如ク関ヲ揚ナハ、搦手ノ方・本丸トモニ騒動スヘシ、大手ヲ守ル者トモハ加勢ニ行カ、タトヒ不行トモ心ハ搦手ヲ案シ煩フヘシ、其時立花・有馬・松倉三人ノ勢、一同ニ本道ヲ大手ヘ寄攻ハ善ラント申サルレハ、皆一同ニ唯諾シテ評議一決ス、弥明廿日惣攻メノ由ヲ觸ラル、

488 此日薩藩の御家老三原左衛門佐重庸 其次男大野内記久・騎馬與力野元源左衛門尉為綱・江川弥左衛門・上野孫三郎・與力家村六左衛門重昭・兒玉諸右衛門利一本作甚三郎・伊集院士四本源右衛門後に縫殿といふ、日州綾に移れり、忠綱・本田左京親純・

帖佐小兵衛等二十人と、家来永井喜左衛門・永野源七・片野坂堅助「物イ」・平山助之丞・寺前正兵衛・白坂式部左衛門「マ」・兒玉五左衛門利泰・山下助兵衛・木佐貫吉兵衛・藏元休右衛門・伊地知源八・藤崎助兵衛・石神萬兵衛・中馬與左エ門・松下隠岐・吉野清左エ門・吉野次郎兵衛・平瀬百助・安藤傳内・四元主膳・佐伯三十郎・堅山小左エ門・池田慶右エ門・西村左平、中間には六兵衛・源兵衛等合せて四五十人を率ひて島原に到着し、乃ち上使板倉重昌・石谷貞清等に謁して御使者を勤め、そのまゝ城より海手五六町はかり、大江村の内北岡天神か森と云へる所に在陣せられしと也、

489 「兒玉利泰覺書」

其日十九日の事也、詳に十日の下の下に見へたり、城より五六町田間を隔候而、陣木屋をうたせ、何も罷居候、左衛門佐殿御附衆平田狩野介殿・渋谷四郎左衛門殿（重将）但四郎左衛門事、即掃宅被成候・乗馬与力野元源左衛門殿・江川弥左衛門殿・与力衆家村六左衛門殿・兒玉諸右衛門殿・地頭所伊集院衆中四元源右衛門殿・本田左

490 「三原重庸家臣元立院覚書」

京殿など、其外廿人計、左衛門佐殿家中永井喜左衛門殿・永野源七・片野坂堅助・平山助之丞・寺前正兵衛・白坂式部左衛門・山下助兵衛其外、已上五拾人計ニ而候、後

に十二月末ニ御國元より御使として新納仁右衛門尉殿差越被申候、

嶋原御供衆

一御同心 大野内記殿 一御付衆 かこしませ衆 野元源左衛門殿 新納仁右衛門殿

一御與力衆 同 家村六右衛門殿 同 上村孫三郎殿 同 児玉長三郎殿

一伊集院噯衆 四元縫殿殿

其外人數四拾人程

一御家来七八拾人程か 内 御近習衆 長野源七

藏元休右衛門 平山助之丞 児玉五左衛門

白坂式部左衛門 伊地知源八 藤崎助兵衛

木佐貫吉兵衛 寺前正兵衛 石神萬兵衛

片野迫監物 中馬与左衛門 松下隠岐

吉替清左衛門 同姓次郎兵衛 平瀬百助

安藤傳内 四元主膳 佐伯三十郎

堅山小左衛門 池田慶右衛門 西村左平

永野喜左衛門

右之外遠方より罷居候衆

〔自是元日に載す、按てみるへし〕

491 〔加世田士人相徳新介蔵本〕

三原左衛門殿為使嶋原江被為渡候ニ付、從加世田

相徳新助殿 黒川七兵衛殿 井尻五郎左衛門殿

田實五右衛門殿 松田与七左衛門殿 宇都舎人殿 加納仲左衛門殿

宮原佐吉兵衛殿 久松四郎右衛門殿 藤田大学助 窪田越右衛門殿

長井藤七兵衛殿 久保吉兵衛殿 小田弥右衛門殿 長崎茂右衛門殿

吉峯覚左衛門殿 大迫弥八左衛門殿 川越善兵衛殿 緒方弥五左衛門殿

此人數嶋原へ被渡候也、

492 〔旧傳集〕

一 四本縫殿ニ者伊集院衆中ニ而候、伊集院ハ三原氏地頭

所故被召列候由、伊集院衆中嶋原江被罷立候人数、妙

圓寺御拜殿ニ而死闘を被取候ニ、縫殿ニ者三度迄死闘

ニ取當り候、然共少も臆したる意無之、勇進て被差立

候、嶋原江被着候と、其まゝ城涯へ行、矢玉の雨の降

ることく烈敷所にて、間竿を以て杓夕式夕と間打被申

候よし、然者すり矢も不當候と也、

493 〔肝付兼屋從臣緒方主殿覚書〕

はるく旅をいつかに来れ共渡りもやらぬ谷の細川

よそにのみ見てややみなん春城の霞かくれの木くの白
はた

法度をもたぬ敷するハ常そかし敵の城にハかゝれ長岡

上中下押鍋島ハおく病のをきてを何と信濃成らん

なるにして出家もならず生てたゝ甲斐もなきさの舟をと
らるゝ

世にすめる男役とてやさしくもをちくから爰にぎの(紀伊守)
かミ

右者丑十二月十九日

494 「綾士四本助之丞家藏聞書」

一慶安之頃、綾江召移され候伊集院衆中四本縫殿事、嶋

原陣之折段、働之次第、鎌田氏被記置候舊傳集ニ有之、
於妙圓寺死闘取、又者戰場より城涯迄槍之柄を以間敷

を取、野元源左衛門死骸取、敵より二の目を継具よと

申、土芋の黒ゆでを苞一ツ差上、御高拜領を願候類之

事共、具ニ相知れ、其餘之事者段々語り傳も有之候、

但、季安按、御高拜領ハ寛文四年辰十一月十五日ト下ニ見

ヘレハ、苞進上シテ願タルハ、寛文二年壬寅 泰清公二月

四日御發駕ニテ、東目ヨリ御上落ノ時ニ在ルヘシ、尤御取

次せし堀氏モ、泰清公御付ノ人也、併セ知べし、御支配

方曳付留には此事相見得たるべし、

一綾衆中中村市左エ門十六七之頃、四本家に用事有て差

越、折柄縫殿月代致考にて、右之市左衛門ニ髮剃り呉

候様ニ申、月代仕廻候而、左之腰を脱、鉄炮之玉壱ッ

陣立之折射込まれくり出候、療治致事何より心安ク候

得共、是も冥途のみやげニせんと思ひ、態と留置候由、

貴殿若年之人にて、是を見せ置と申、手を以押候へハ

塊り之中に銃丸籠り居候由、

一縫殿兼而早朝起、掃除を致し、香を焚、致信心、定番

之火者伊集院より持来り候火、末代消し不申傳之由、

無我成人之珠敷事と申傳候、

一鎧箱之中ニ芋之細繩を幾つも拵入置、戦之刻若も具足

を切裂れ、又鎧之糸を撚破候節、何度も芋を以結付候

が宜由、小身武士者能鎧計着用候儀成兼候由、

一 刀者棕柄宜候、澤山血付候ても滑り無之、掌之内然
と握り能働かれ候、糸も皮もぬめりて打太刀思ふ儘ニ
無之由、

一 御高拜領之儀、堀四郎左衛門殿御取次を以、寛文四年
辰十一月十五日、

一 縫殿七十六歳にて、延寶四年乙卯閏四月廿九日死去、
法名悟室了省居士、綾菩提所綾光寺ニ葬、禪曹洞派

右聞書、天保四年正月植村九之助殿関外勤に託らへ、四本
氏を糺せしに、同廿二日綾横目石尾直次郎より寫きたる本
もて載せおく、按に、乙卯ハ延宝三年にして、勿論閏四月
もあれば、四年とかきしハ誤なり、左ありて、七十六は慶
長五年庚子の生れに當る、寛永十五年正月は三十九才の時
と考へれたり、其頃ハ源右衛門ト云ひたる歟、前に見ゆ、
考べし、

495 『正文在文庫』

去ル十二日之貴札、昨十八日ニ参着、致拜見候、然者
御手前之御人数獅子之嶋迄出し被置候處、牧野傳藏(成純)・

林丹波所(勝正)より御國境迄御引取被成候様ニ申遣候由、得

其意存候、天草之儀きりしたんとも老人も不罷居候付
而、細川越中人数も彼地ニ少々残置、川尻迄打入申候、

當地きりしたん共古城ニ取籠罷有候、頓而押詰打殺可
申と存候、将又御道服ニ送被下候、尤受用可仕候得共、

何方江茂御理申候間、不能其儀候、猶三原左衛門佐方
可為演説候、恐惶謹言、
『寛永十四年』

板倉内膳正

極月十九日

重昌 (花押)

松平大隅守様

貴報

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」一一一五号文書ト同文ナリ)

496 『正文在文庫』

去十二日之尊書昨十八日参着、致拜見候、殊御道服二
被送下忝奉存候、嶋原切支丹之義付而長崎へ罷越候得
共、彼地相易義無御座候間、頓嶋原表へ見舞罷有候、
當地切支丹とも有馬之古城ニ取籠罷居候、近日責殺可

申候、天草ニ者切支丹耆人も無之由申来候、用所之義
茂御座候ハ、自是可申入候、被入御念忝存候、猶御
使者可為演説候、恐惶謹言、

『寛永十四年』

馬場三郎左衛門

利重(花押)

極月十九日

薩摩

中納言様

参尊報

(本文書ハ「旧記雜録後編五」一一五二号文書ト同文ナリ)

497 『正文在文庫』

尚々未御病中故、御印判被成候由被仰下候、御氣色
之程無心元奉存候、以上、

遠路思召寄御使札、殊御道服ニ被懸御意忝奉存候、如

仰嶋原きりしたん之儀ニ付、俄罷下候、長崎相替儀無

御座候、此表之様子三原左衛門佐方可被申上候、恐惶

謹言、

『寛永十四年』

榊原飛騨守

職直(花押)

極月十九日

(島津家久)

松平大隅守様

尊報

(本文書ハ「旧記雜録後編五」一一五三号文書ト同文ナリ)

498 『正文在文庫』

去十二日之貴札、昨十八日ニ参着、拜見仕候、然者御

手前之御人数、獅子島迄出し被置候處ニ、牧野傳藏・

(勝正)

林丹波所より御國境まで御引取被成候様ニ申遣候由、

得其意存候、天草之切支丹共耆人も不罷在候付而、細

川越中人数も彼地へ少々残置、川尻まで打入申候、當

地切支丹共古城ニ取籠罷在候、頓而押詰打殺可申と存

候、将又御道服ニ送被下候、尤受用可仕候得共、何方

江茂御理申候間、不能其儀候、猶三原左衛門佐可為演

説候、恐惶謹言、

『寛永十四年』

石谷十藏

為成(花押)

極月十九日

(島津家久)

松平大隅守様

貴報

(本文書ハ「旧記雜録後編五」一一五四号文書ト同文ナリ)

一板倉重矩行常記云、高木城ニ御到着ノ後、重昌、御目付石谷十藏殿・林丹波守殿・松平甚三郎殿を伴ひ、有馬原之城御巡見有つて、諸將松倉長門守重次・鍋島紀伊守・立花左近將監忠茂・元茂・同甲斐守直澄・有馬兵部太夫忠郷を集めて被仰ハ、此城の躰を見るに、容易に落へしとハ思はれず、然るを力責にするならバ、寄手若干討るべし、たゞ向城近所にて遠責にせられよと下知し玉ふ、依之皆く陣屋を構て并ひ居る、然る所に、松倉長門守殿の後陣にて、立花左近將監殿・有馬兵部太輔殿先陣を望ける故、城際近く仕寄を付、鉄炮を放かけく城に入る、おとらしと互に鉄放取あはず、重昌諸將ニ向て被仰者、寄手皆く有様を見せは、たゞ徒に日を送る計也、事及延引ハ近国の郷民蜂起せん事無疑、その上種くの沙汰あらバ、公義の御外聞不可然、先今度諸方閑をあけて城中の静動を伺ひ、そこ爰に應して可乗取とて、其夜諸軍一度ニ閑を作る、城中よりも同しく閑を合せ、鎮りかへつて寄るを待、更に周章の氣色なし、此時重昌被仰□、当城不責して

可落様なし、明日廿二月云々、

二十日甲寅

500 平塞録云、廿日寅ノ刻、鍋島一手大江ノ松山ヲ乗損シ、

敗北シ、立花一手丑之刻ヨリ人數ヲ三ノ丸ニ寄、乗損シ敗北、傳云、鍋島一手ハ松山ヲ乗取トノ上使ノ指圖ヲ悦ヒ、血氣ニハヤル事ナリシ故、此一手ハ丑之刻ニ兵糧ヲ仕ヒ、寅ノ刻ノ始ヨリ鍋島殿兄弟・諫早豊前ヲ先駈トシテ、一萬ノ人數ヲ立テ連ネ、西ノ松山ヲ目當ニシテ、無二無三ニカツキヨリ、松山ニ乗トヒトシク、一揆原ノ建置シ旗ヲ悉ク拔ステ、一同ニ閑ノ音ヲ揚レハ、海中陸路モ動ク計ニ震動ス、然トモ一揆ハ静リテ音モセズ、鍋島手余リ血氣ニ早リ過テ、最早一揆ハ我等カ閑ニ驚テ明ケノキント見ル也、進メヤト各ハケマシテ、松山ニ惣勢込詰ルハ危カリケル事トモ也、惣テ此松山ハ本丸ノ西南ノ隅ニ當テ、本丸ヨリ矢道ノ筋ニテ山ハ結ナル地形故、人數ヲ行儀宜ク法ノ如備フヘキ處ナシ、先ニ大人數ヲ無

法度見物相撲ノ場ノ如ク詰寄テ、一向ニ敵ニハ氣遣モノク、早く擲ニ取付テ本丸共ニ乗取レト、口〱ニ呼リ合、大走リニ我先ニト取付ケル、一揆ハ元ヨリ忍ヲ出シ、城攻ノ様子ヲ聞置キ、各用心シ、飽マテ武家ヲ騒セ、一同ニ本丸ノ狭間上道ノ狭間ヲ推シ開キ、雨ノ如ニ鉄炮ヲ打懸シカバ、必至ト込入タル大勢ユヘ浮矢モ無ク、ハラ〱ト枕ヲ並ヘテ打倒ス、鍋島ノ足輕大將岸川太郎右衛門一番ニ深手ヲ負イ、旗奉行馬渡安右衛門・射手足輕大將馬渡市右衛門ナト隨一ノ物頭、各深手ヲ蒙リ働得サル程ナレハ、豊前カ一手ニ百人余ノ死人ナリ、鍋島若狭モ一陣ニ進テ、十餘人ノ家来ヲ打セ啞テ扣ケル、未タ夜陰ノ事故、松ノ枝ニ玉遮テ、先手ノ大將ニハ打死モナケレトモ、武頭・平土及徒若黨ノ類百四十五人ハ同枕ニ打倒ス、諸人此様子ヲ見テ一向ニ進ス、諫早一手ハ取次(シドロニ)ニ成テ敗軍ス、然ル處ニ、元ヨリ血氣強盛ノ大將紀伊守殿・甲斐守殿自分望シ城攻故、手負・死人ニハ目ヲ不掛、采牌ヲ振立テ、返セ〱臆病ノ奴原哉ト、齒カミヲシテ下知ヲ加、陣太鼓ノ拍手ヲ火急ニ打立テ、士卒ヲ勵サル、敗北ノ

味方ハ下知ヲ不聞、類尾ノ山中ユヘ更ニ踏止メモ不叶、皆々麓ニ逃下ル、流石ノ鍋島兄弟モ旗本ノ人數友崩レニ成シカハ、馬ヲ引返シ本陣ニ引入ラレケルハ、苦々數見ヘタリケル、爰ニ立花左近殿ハ元ヨリモ血氣ニ勝レシ大將、其上ニ家柄ノ武邊ハ唐土・日本ニ比類有マシト、自分モ被思ケル程ナレハ、望ニ叶一番攻ノ先陣ト上使ヨリ被免ケレハ、家中ノ士モ喜勇コト無限、早刻城ヲ乘落シ家ノ手柄ヲ諸家ニ見セント、大早リニ了簡シ、惣人數ヲ忍(丑)ノ刻ヨリ引連テ、各靜ニ東ノ追手炬下迄忍ヨリ、鍋島手ノ関ノ音ヲ今ヤ〱ト相待テ、鎗・長刀ノ鞘ヲハツシ、弓・鉄炮ヲ揃ヘ、スハト云ハ直ニ三ノ丸ヨリ本丸ヲ一息ニ乗取ント、各ノ耳ヲ澄シテヒカヘケル、今晝ハ雪氣ヲ催シ、北風頻ニ吹キ出テ、手足ノ屈伸モ難叶様子ナレトモ、勇心ヲ先ニシテ、各得物ヲ地ニ突振居タリ、然ニ相圖ノ比ヨリモ早リ、鍋島手ノ一手ハ早松山ヲ乗取シト覺テ、関ノ聲天地ヲ動シ、鉄炮・矢叫ノ音夥敷風ニ連テ聞ヘシカハ、立花家ノ備中待受テ、早鍋島モ乘入り後レテ不叶事也ト、覆兵(カブリ)一同ニ咄ト起キアカリ、カツキツレテ

攻寄ル、是ヲ見テ大江源右衛門・布津吉藏、大將へ相計リ、三千五百人ヲ一致シテ靜リ、塀ヲ守ル老功ノ者トモハ、塀ノ上ヨリ立花ノ人數ヲ見テ、扱々血氣ノ掛リ様カナ、兎角ニ味方ハ不取合、敵ノ血氣ヲ醒シテ、弓・鉄炮ニテ可殺、ヤカテ敗北ノ時、惣勢ヲ出シテ、追回首ヲ可取ト委細ニ申合、城門ヲ鎖テ近々ト引付ケル、立花勢ハ悦シテ、敵城臆シタリトテ、一同ニ塀下ニ駈ヨスルヲ、挾間ヲ開キ一同ニ鉄炮ヲ打カクル、偶塀ニヨル者ハ大石・大木ニテ微塵ニ打碎ク、流石ノ立花勢モ扣テ更ニ近付ス、既ニ後陣ヨリ騒立テ敗軍スト見ヘニケル處ニ、大將一陣ニ進テ采牌ヲ振立テ、進メノト悶ヘ玉フ、城中ヨリ見濟シテ打鉄炮左近殿ノ太刀ノ鏢ニ中リ、鞆ニモ鉄炮中テ、サヤハ碎テ身ニハ少モ不中、至極ノ危難ナリ、角大將塀近ク被寄ケル故、若者トモハ少モ不屈、立花大藏ト云者大力無類ノ若武者、様實ノ甲冑ヲ着、真先ニ近テ今日ノ一番乗立花大藏ト名乗テ、則塀ニ手ヲカケ乗越ントスル處ヲ、鉄炮三ツ打カクル、三ツトモニ冑ニ中テ、塀下ニ討落ス、大藏モ暫クハ絶死ケレトモ、様實ノ

兜ノ故、頭ハ無恙ケレハ、稍々ニ起上リテ、味方ノ陣ニ引レケル、外ニ立花先手ノ大頭立花三右衛門・長柄奉行十時吉兵衛・足輕大將油布孫左衛門・小野掃部・吉弘善兵衛一同ニ打死ス、其外士卒我勝ト勵トモ、屏ニ取付ハ切落シ、扣テ居者ハ鉄炮ニ中リ、人數モ透テ見ヘニケル、去トモ武邊家柄ノ故、猶モ敗北ニ不及、各恥テ扣タリ、大將(此脱)モ小人數ニテハ中々叶間數ト、板倉ニ軍使ヲ遣シ、松倉ノ人數早々後陣ヲ詰ラレ候様ニトノ儀也、内膳殿モ尤ト、則松倉ニ人數ヲ被詰候へ、立花小人數ノ上、大分手負・死人御座候、早々御寄可然候ト被申遣ケル、松倉殿承ルト返事有ケルカ、人數ハ一切ニ寄付ス、見物シテ扣タリ、其外ノ大名モ陣所ノ前ニ人數ヲ備テ見物ノミ致シ扣タリ、松倉備ノ内ヨリ、松平安藝守殿使者長谷川久太郎・有馬左兵衛(左備)殿使者山尾五郎左衛門兩人見兼テ乗出シ、立花手ニ加テ一陣ニ攻寄、久太郎ハ深手ヲ負、山尾ハ打死ニテ、拔群ノ志也ト諸陣ニ稱美ス、細川家ヨリ船手ノ物頭平野治部左衛門立花勢ニ加リ、組足輕ニ上箭ヲ打セ、是非乗入ントイタシケル處ニ、足ノ左右ヲ打拔レ、

是モ後陣ニ引入ス、嫡子太郎左衛門モ同立花手ニ加リ、三ノ丸堀下ニテ目ト鼻ノ間ヲ打抜レ、是モ後陣ニ引取ケル、立花家ハ角手負・死人夥敷有ケレトモ、猶モ芝居ヲ蹈テ忍タリ、諸手ヨリ一人モ後ヲ詰ル者無リケレハ、左近殿大ニ怒リテ、ヨシ／＼臆病者ニ目ハシカクルナ、一人ニテモ城中ニ切入テ打死セヨ、我等モ最後ハ今也ト進掛リ玉フ故、又一手ノ人數^ヒ々ト攻寄ケル、城ヨリ盛ニ打出ス鉄炮ニテ物頭廿八人・平士六拾九騎・雜兵三百八十人打レケレハ、元ヨリ小勢ノ立花殿残りナクソ見エニケル、大將此由ヲ見玉テ、一向必死ト窮テ、尚々コラヘ扣ヘタリ、上使此躰ヲ被見テ、立花家ハ必死格ト見ヘタリ、早々人數ヲ被揚候へ、今日ニ限り候軍ニテハ無御座候、再三軍使ヲ被遣、立花殿然者人數ヲ上ルベシト、揚貝ヲ吹レケレハ、何モ一同ニ騒キ立テ混亂シテ引取故、後ニハ敗北ノ風聞也、城中ノ一揆、手負十七人ニテ、討死ハ一人モ無シ、故ニ何モ啖シテ各人數ヲ引上ケハ、一揆拵挾間ノ内ヨリ一同ニ咄ト笑ケレハ、苦々敷城攻也、此節四郎城中ヲ集メテ、如此ノ大勝ヲ取コト、誠以不思

議ノ至リ也、此上ハ幾萬人ニテ攻トモ危事更ニナシ、何モ心ヲ一致ニシテ、少モ敵ヲ不畏、名ヲ後代ニ留メヨト申聞ル、殊ノ外ニ自賛シケルト、後ニ生擒ノ一揆物語シケル、

501

寛明日記云、廿日、鍋島家人昨日ノ評議ヲ聞、此方ノ勢ニテ関ヲ揚、大手ノ者トモニ高名サセン事モ無念也トテ、若者トモ小川ノ瀬ヲ越テ城下ニ伏居、味方ニ関ヲ揚ルヲ一同ニ攻入ントテ、十九日ノ夜中亥ノ刻ヨリ詰懸、

一鍋島相圖ノ刻ニ成シカハ、時ノ声ヲ三度上、曳ヤ声ヲ出シ、夥敷鳴立、此時先ニ忍寄タル鍋島家人攻入ントス、城中ヨリ鉄炮ヲ打出、石ヲ投、木ヲ落掛ル故、歴々物頭十人計討ル、子細ハ、小川ノ潮宵ニハ引干^{タカ}ル故ニ渡事ヲ得、攻合ノ時ハ卯ノ少前ノ時刻満潮ニテ、攻寄タル者モ引取事ナラス、後詰ノ胴勢モ進ナラサル故ニ討死數多、如此、

一立花カ手ハ鍋島ガ時ノ声ヲ挙ト否ヤ、大手ノ雪類^{タカ}ヲ一

息ト攻登ニ、城内ニテハ一手切ニ郭ヲ分テ守、互ニ不
救合軍法ナレハ、大手ヘ寄ト等ク木石ヲ抛、鉄炮ヲ放
ツ故、立花カ手ノ歴々、立花三左衛門・十時吉兵衛・
作田清兵衛・織部次郎右衛門・綾部藤兵衛・車田三郎
右衛門・岡田久右衛門・小野掃部以下廿八人討死ス、
外ニ手負六十九人、雑兵討死・手負合テ三百八十餘人
有之、

一立花モ自身堀切ノ處ヘ被付、然ニ鉄炮・脇指ノ鐔ト鞘
トニ玉中リテケル、人數大分討レ申故、板倉方ヘ加勢
ヲ請、此時 上使衆ヨリ松倉カ手ヘ両度迄、立花手ヘ
後詰致サルヘシト下知ス、然トモ松倉一圓不肯、子細
ハ後詰ヲシ、立花ニ手柄ヲ致サセ本望ニナキト云心也、
一有馬左衛門佐使者山尾五郎右衛門、今日於立花カ手討
死、

一松平安藝守使者長谷川久太郎、能働ニテ手負、
一方々ノ使者トモ大勢、松倉カ備タル場ニ備相詰罷有シ
マテ也、

502 天草説書云、同月廿日城攻の時、寅ノ刻鍋嶋方出崎を乘
らんとしけれとも、後詰つゝかす候ゆへ、歴々大勢討死
仕候、是ハ南の方海邊流れ落る小川あり、満汐にハ越る事
ならず、汐干ニハ越る、宵の程人数少く川を越、塀下
ニ伏居申候、此時ハ汐干にて候、然るに相圖の刻限にな
り、立花手にて凱を上げ申ゆへ、鍋嶋勢南の出崎を乗ら
んとしけれとも、跡より後詰の大勢、かの小川へ汐満チに
て丈ケ立不申候故、越候事ならざる内に、先きに多勢手
負出来候ゆへ、漸引取申候、立花も三の曲輪乗崩んと、
堀切の方へ付候へとも、侍太將立花三左衛門を始め大勢
打死仕候、左近も自身堀切の所へ付れ候へハ、内より鉄
炮敵敷打ツ、左近カ脇差へ玉當り、乗られず引取給ひ候、
上使より松倉手へ両度まで使番参り、立花手へ後詰させ
られ候へと有けれとも、松倉不取合候、子細ハ立花跡を
詰、立花に手柄させ本望に無之との義也、残る衆中ハ面
く陣所の前へ備へ立、見合され候、

一極月廿日前に鍋嶋家来を上使來へ御呼、敵城浦尾の鼻、其比ハ天草丸出先と云、是を責見申度と相談有、左候ハ、三の曲輪の方にて有馬勢・立花勢・松倉勢凱を上げ候ハ、城中の者三の曲輪の方へ心付、南の出崎を鍋嶋衆取張候半間、三の曲輪の方にて凱を挙げ、南の出崎を乗可申と談合究め、如其、此日の朝六ツ時分、鍋島衆出崎を乗可申と仕候、則跡よりの後詰不統故、乗取申事不成、諫早手にも歴々物頭拾人討死仕候、是ハ南の方海へ流落申候小川有、潮満にハ不被越、潮干ニハ越申候、然處ニ宵の程人数少々川を越、城下へ伏居申候、其刻ハ潮干申故人数越參候、彼相圖の時刻七ツ時分ニ被成、立花にて時を拳申候故、鍋嶋南の出崎を乗らんとする、跡よりの後詰の大將不續候、子細ハ其節ハ彼小川潮満にてたけ立不申候故、越事不成内、先手に数多出来申候故、漸々引取申候、立花手にハ三(手負脱カ)の曲輪乗崩さんと、堀切の方へ付候得共、敵城強盛なる故、味方の手負・死人三百計有之、先手の大將立花三左衛門、其外十時吉兵衛・佐田清兵衛・渡邊次郎右

衛門・綾部藤兵衛・平田三郎右衛門・岡田久右衛門・小野掃部など云物頭廿八人討死、外に手負侍六拾九人、雜兵討死・手負三百八拾餘人有之、左近殿も自身堀切の所に被着候得者、内より鉄炮敵打、左近刀脇差に玉當り候て乗られ不申故、引取被申候、此時上使衆より松倉手へ兩度に及び使者を被遣、立花手へ後詰させ候得と申來候得共、松倉一圓取相不被申候、子細ハ立花跡を詰、立花に手柄をさせ本望に無之との儀と相聞得候、残る衆中ハ面々陣所の前に備を立被(見カ)合候、此時に有馬(直越)左衛門佐使者山尾五郎左衛門掛付、討死仕候、松平安藝守使者長谷川休太郎能働き、手負申候、残る使者何れも板倉備被立、別に相詰罷在候處に、右兩人抽たる心緒無比類候事に候、其後ハ味方如本ひるミ、何事も不成候、矢文共射させ、色々手行共有之候得共、少も承引不申候、極月廿七八日迄徒に送り候、惣陳の仕寄をも、敵強き故然々はか不參候事、

同十九日着船仕候、廿一日取合御座候を召列候、川上村之百姓前原門次左衛門と申者咄仕候、上下六人ニ而為参

由候、

505の1

三原重庸此夜討に寄手死傷せし人〱を聞書して、我藩に報告せり、丑寅賊征録ニハ、此夜ノ城攻ヲ十一月廿日の七ツ半時の事と記せり、斯る實書に合ハス、亦月を妄偽するのミ、

505の2

十二月十九日之夜

立花殿衆討死

高式千斛 立花三左衛門

高式百斛 吉緒善兵衛

同五十斛 小野掃部

同三百斛 十時善兵衛

同式百斛 佐田清兵衛

同三百斛 押布孫右衛門

同百五十斛 坂本三郎左衛門

手負衆

左近殿御舎弟

高千斛 立花左京殿

高三千斛 立花杏岐守殿

同七百斛 十時太郎左衛門

同百五十斛 高場猪兵衛

同式百斛 十時主馬允

同百斛 青木喜兵衛

右之人數物頭、此外大身・小身・馬廻下々手負・討

死式百人程有之由、左近殿殊之外御隠シ被成之由候、一有馬左衛門佐殿上使衆へ被付候衆討死

山尾五左衛門尉

三江丹下

一石谷十藏様江附参候窄人南之城ニ而討死

八屋四郎左衛門尉

中野助右衛門尉

一肥後窄人、近年菊池之郡窄人にて、此度参候而、坂崎

清左衛門殿と被乗合、自然命なからへ候ハ、頼申由候

内ニ、鉄炮ニ當りはて申候、

井上次郎兵衛

右、何れ茂立花殿衆同前ニ押よせ、討死にて候、

二十一日乙卯

506

平塞録云、廿一日上使猶以用心専也、堅固ニ城ヲ可圍由

諸家ニ被申渡、傳云、昨日ノ城攻ニ、諸手ニ手負・死人夥

ク、城ニハ纜カ手負十七人有ケル由ナリケレハ、上使衆

モ氣ヲ吞レ、一向ニ攻候テハ難成、隨分手前ヲ堅固ニ致

其上ニテ可攻、變モ有ハ一同ニ可攻寄也、其内ハ竹束(標)

仕寄、彌以念ヲ入可然ト被申渡ケル、上使衆ハ何卒城中

ニ返忠ノ者ヲ求メタク、度々矢文ヲ被射ケレトモ、此節ハ城中毎度ノ勝ニテ競、一向ニ返事ヲ致者モナカリケル、

二十二日丙辰

507の1

平塞録云、廿二日、肥後家中ニ真源公軍令ヲ被相渡ケル、

(細川光利)

傳曰、昨日ノ城攻ニ寄手散々ノ躰ニテ、及敗北ケル、故

ニ此上ハ決テ上使衆ヨリ肥後人數催促有ヘシ、各軍用意

專一ニ可然由ナリ、即家中出軍ノ用意シテ、上使衆ノ仰

ヲ待居タリ、其節ノ軍令ノ寫一通、

條々

507の2

一 今度從 公義被 仰出候御法度書堅相守、若違背之

輩於有之者不用捨事、

一 組頭組に不構鎗を突雖為高名、人數ハけます(功脱カ)に者下

也、并ニ其組を勵自身の働有之者、無比類之事、

一 諸手之者共、萬事之儀、旗本へ不断拔掛之働仕間敷

事、

一 仁指之外物見禁制、無觸ニ聞の聲を上、高聲仕間敷

儀第一の誠也、惣而高聲為曲事間、不紛様ニ可付届

候、不知時者鬪取ニ可申付候事、

一 仕寄之時、成程不自負様可仕儀第一之事也、此上無

理ニ手負者有之候者、後手へくり可申事、

一 惣軍ニ觸事有之者、本陣に夜ハ挑灯三ツ可上、昼ハ

約束之道具を可出、備頭ハ本陣へ可集、挑灯五ツ、

約束之道具出は者頭不殘可來事、

一 掛時者下知を待、引時ハ揚貝を可吹事、

一 戰場之喧嘩ハ敗軍之端也、仕掛る方ハ謀反の罪に近

し、堪忍の方ハ軍法專功有、然上ハ何れの先にも我

心次第手ニ合可申、他之喧嘩有之共一切ニ不可出合、

於軍中俄之事あらハ、其一軍として可決是非、別背

之内雖為親子、自分の儀者不及申、使迄茂遣間敷事、

一 火事有之時者如申付候、備を三ツに分、一手ハ火を

消し、一手ハ敵を防ぎ、一手ハ可守本陣下知、右之

敵を防備、不依何時夜討を可申付也、火出小屋隣の

者、向に不構先火を可消事、

一於陣所馬取放候ハ、可為餓(通餓カ)、他より放馬來、鳥獸參候ハ、一切構間敷事、

右之條々堅可相守、違背の輩於有之ハ、急度可申付候、惣て

越中守様被仰出候條々有之ハ、可得其意候、相違之儀有之ハ用捨有間敷者也、

寛永十四年十二月廿二日 (細川) 光利御判

507の3

是ヨリ廿九日迄ハ一向ニ上使も遠巻ニシテ日ヲ送り、熊本ノ軍勢も角嚴重ニ觸有テ、各用意スミケレハ、互ニ無事、因テ廿三日ヨリハ別事ナシ、

508

板倉重矩常行記云、松平伊豆守殿網信・戸田左門殿鉄氏兩人受台命を、十二月江戸を罷立、鎮西に趣のよし、先達而有馬表に風聞す、然處に井伊掃部殿より重昌(板倉)へ忝封之書翰至來、又京都所司代松倉周防守殿重宗ハ重昌の御兄なり使天野藤右衛門馳來り狀を渡す、是皆巨細之義ハ知らず、原の城責

不埒明に依て上使進發のよし、願わくハ無着岸以前に計略を廻らし可被乗との事成べしと云々、扱十二月廿五日、

重昌、石谷重藏(眞徳)殿其外諸將を集めて仰らるゝハ、當城責の事思ふ様にはかゆかぬにより、重て上使松平伊豆守・

戸田左門、近日可有下向之由風聞候、然らハ彼勢着岸之後於落城ニ者、各々我等に至までも何の面目があらん、

去ル廿日の合戦ハ味方不覺ゆへ也、當城の躰を見るに、外より救ふものなし、其上正月元日者人毎に祝儀の折柄

なれハ、可寄とハ思ひよらず、城中定而可油断す、辰刻押寄可乗取に定云々、

509

寛明日記云、廿二日肥前天草ニテ落書、

有文有武鎮西將軍 大谷四路大夫竹帝 天子平ノ秀吉

上使トテ身ハ島原ニ板倉ノ武道ノ心サラニ内膳

御目付ト我ヲカホナル十藏カ掛レト吹トナラヌ石谷ダイ

伴天連ニ細川舟ヲ乗取ラレ甲斐モナキサニ逃テ川尻

一番ニ心タケタバ仕寄付武篇ノ名ヲハ四方ニ立花

下帯ヲダラリトシタル心ニへ人ノ尻ニハツク有馬殿

510 『正文在大野、正右衛門』

覚

一所中ニ貴理師且宗無之由、先年之御改ニ相究候得共、

自然前々より貴理師且宗隱居候而、不相知事儀可有之

間、如何ニも入念可被相改候、不審成者ハ俄ニさかし

なと被仰付、道具杯も可被見せ候、天下之御法度ニ而

候を地頭・喫衆大形ニ心得、改も不念ニ候者、向後可

及御沙汰候間、聊緩有間敷事、付他方ニ茂貴理師且有

之由被及聞候者、無用捨可被申出事、

一今度有馬・天草貴理師且之落人、或方かくを替商買人

などの躰ニ而入来、或出家・山伏杯に紛可参候間、ケ

様成者茂稠改究、此方江可被申出事、

一久敷居住之旅人ニ而も、能々洩底を脇之者共ニ問究、

又者家さかし杯ニ而被見届、稱可被入念事、

一御國中之貴理師且ころひ候者共方々へ有之、彼者共も

所々被置間鋪事、

一鹿兒嶋町中ニころひ候貴理師且多候、此者共為居住其

所へ参候共、曾而許容有間敷事、

右、貴理師且宗天下稱御法度ニ而候間、能々相守其旨、

入念可有沙汰候、前ニ茂度々申越候得共、猶為心得如

此候、已上、

寛永十四年

十二月廿二日

市来八左衛門尉判

(宗友)

川上左近将監判

(久徳)

入来院石見守判

(重國)

下野守判

(島津久元)

豊後守

大野将右衛門殿

綾喫衆

(本文書ハ「旧記雑録後編五」一一一五号文書ト同文ナリ)

511 (本文書ハ五一〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

二十三日丁巳

512 「加世田小川監物日記」

一同廿三日ニ殿役蔵諸出物改として、寺師与左衛門殿被廻候、十左衛門殿所へ宿させ申、御條書寫置、納物差出申候、

513 寛明日記云、廿三日、廿日ノ城攻散々不出來ナレハ、板

倉(重昌)本意ナク思、心腑ヲ惱、是ヨリ混モノ板倉下知トシテ

矢文ヲ射入タリケレトモ、回忠致サント返簡ヲモスルモ

ノナシ、惣陣ノ仕寄モ果敢ユカス、徒ニ寄手日ヲ送リス、

二十四日戊午

二十五日己未

二十六日庚申

514 『正文在島津筑後忠直』

嶋原表江松平伊豆守殿・戸田左門殿御下ニ付、為御使

可被成 御越之旨被 仰出候、其段三原次郎左衛門尉

迄就申入候、尊札拜見仕候、今度者公界之儀候間、御

若輩如何ニ被思召候得共、先被應

御意之由尤存候、松平伊豆守殿も去五日ニ江戸御立之由申來候条、九州内ニ御着候ハ、追付可被成 御立候

間、其御用意肝要ニ候、委者御使ニ申達候、恐惶謹言、

『寛永十四年』 川上左近将監

十二月廿三日

久國(花押)

下野守

久元(花押)

北郷式部(久直)太輔様

参尊報

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」一一五七号文書ト同文ナリ)

二十七日辛酉

515の1 藤掛集書云

従上使掟之事

一今度吉利支丹徒黨為御誅伐、嶋原表江被發向、家中面

々兩人可差圖事、

一兩人無下知而取懸儀堅停止、若猥先懸之輩於有之者、

物頭可為越度事、

但喧嘩・口論并濫妨・狼藉停止之事、

一徒黨何れも為郷人之間、縦致物具侍之出立不相決族有

之と云共、不撰其品可討捨事、

但自然味方討捨有之者、急度可被申付候事、

右、此旨可被相守者也、

十二月廿七日

石谷十蔵(貞清)

板倉内膳正(重昌)

今度肥前國嶋原吉利支丹徒黨誅伐就被加勢、可被致覚

悟事

一喧嘩・口論堅可被停止事、

一狼不可剪採竹木事、

一宿賃并人馬駄賃錢、如御定可出事、

一今度嶋原逗留中人返被致儀停止、帰國以後可有沙汰事、

右之條々堅可被相守此旨者也、

十二月廿七日

石谷十蔵(貞清)

板倉内膳正(重昌)

尚々、式部様并御兄弟様江以書状可申上候得共、御
前宜被成御心得被給可被下候、以上、

一筆致啓上候、今度ハ遠路之処、仁禮主計殿同道仕候、
誠ニ重畳被為入御念候段、忝次第ニ存候、海上道中無

事ニ今廿一日至江戸下着、則致登城、御請之通言上
仕候、首尾相調候間、御心安可被思召候、随而去朔日

之御懇札伊勢兵部殿より御届拜見忝候、弥中納言様御
氣色可被成御快氣と奉存候、御次而之刻、御前可然様

ニ奉頼候、爰元之様子主計殿可有御演説候間、不能細
筆候、恐惶謹言、

『寛永十四年』

新庄右近助

極月廿七日

直綱(花押)

嶋津(久元)下野守様

参人、御中

(本文書ハ「旧記雜録後編五」一一五八号文書トホゴ同文ナリ)

十四年十二月廿八日
至十五年正月三日

寛永軍徴
卷十

寛永軍徴卷之十四年丁丑至十五年戊寅

十二月二十八日壬戌至十五年正月三日丁卯

纂輯

517 寛明日記云、廿八日、去ル廿日ノ城攻、殊外不出来故、

味方ノ人數多討セ、敵ニ力ヲ付ル段ヲ達 上聞故、御逆

鱗甚シ、是ニ因テ重テ蒙釣命テ、松平伊豆守信綱・戸田

左門氏鉄兩人鎮西発向ノ由、島原ニ於テ今日其風有之故、

板倉ハ殊外無本意(板カ)射ニテ、案煩氣有、石谷ハ近々惣攻可

然ト申、爰ニ井伊掃部頭直孝ハ板倉内膳正ト無二之舊友

也、潜ニ狀ヲ板倉重正ニ遣テ云、足下殿命ヲ蒙テ其地ニ

赴、忠戰ヲ勵ト云トモ一揆未歸服、依之重テ松平伊豆守

信綱・戸田左門以下其地へ被遣也、若此人下向ノ後落

城ニ於テハ、足下ノ面目察入處也、常々於懇意申達、可

被得其意ト申越、又内膳舎兄板倉周防守モ重昌方へ申

遣スハ、其身不肖ノ身ト云モ、軍奉行ノ釣命ヲ蒙リ、彼

地ニ赴キ、諸司ノ命ヲ司ル、是我家ノ規模也、然ニ去廿

日ノ一番攻ノ謀略拙故、味方ヲ多ク討セ、剩其上緩々ト

シテ戰ヲ事トセス、其勵薄ニ似タリ、右ノ段ヲ達 上聞

故、今度松平伊豆守下向ス、重昌又彼カ下知ヲ守ハ、諸

人嘲哂ノカルヘカラス、是足下覚悟セラルヘシ、

右ノ紙面、板倉披見ニ及、最ト被存候上、一定覺悟ヲ遂

ント存詰シカトモ、不漏口外、

518 『正文在島津左衛門久道』

尚々、至在所世倅藏人江御使者被下候由、忝奉存候、

以上、

鳴津(久懸)彈正大弼殿便宜之尊書、殊御小袖五ツ被懸貴意、誠

遠路被思召出、不淺忝次第、書中ニ不得申上候、將又御

氣色弥能御座被為成候哉、承度奉存候、就中薩摩守様別

而御無事ニ御座候、早々歸報可申上候得共、彈正殿帰宅

之節と存、其儀無御座候、餘及延引候之条、如此ニ御座

候、猶重而可奉得貴意候、恐惶謹言、

有馬左衛門佐

直純(花押)

『寛永十四年』

十二月廿八日

松平大隅守様
(島津家久)

尊報

(本文書ハ旧記雜録後編五二二五九号文書ト同文ナリ)

二十九日癸亥

519

平塞録云、廿九日、今日有馬表陣中ニ、伊豆殿・戸田

左門殿(氏巻)一両日ノ間ニ下着ノ風説ス、傳云、右ノ通何モ風

説シ、先頃上使トシテ板倉殿・石谷殿到着有ケレトモ、

一揆愈威ヲ奮ヒ、少モ屈伏ノ色ナシ、夫故ニ公方家ニモ

御怒有ツテ、重テ伊豆殿・左門殿上使トシテ御下リ有、

只今マテノ上使ハ無面目仕合ナラント、諸軍ニ打寄り私

語ケル、板倉殿モ大略ニ其事ヲ被察、無念ノ憤胸中裂ク

カ如ク思レケル、然ル處ニ、同日ノ晩景ニ井伊家ヨリモ

飛脚到着ス、両家ノ書狀ハ秘シタル事故、誰見タル者モ

無リシカトモ、右ノ書狀兩通到来ノ後ハ、内膳殿殊ノ外

不機嫌ニテ、怒リノ様子面色ニアラハレケル故、諸家ノ

評ニ、何レ両家ヨリ俄攻ヲ用イ、萬一落城セハ大幸也、

若城中手ニ余ラハ、上使ハ覺悟ヲ極メ可然、サナクテハ

公義御怒リ解ケ間敷ト内々申来ルト、人々被申合ケル、

520 『正文在文庫』

追而、松平伊豆守殿・戸田左門殿御下向之由候、筑

後・摂津より御出船、有馬江御渡之由、路次ニて承

候、如何御座可有哉、別条相替儀承候者、幾度も

捧飛札可申上候、以上、

急度致啓上候、御氣相如何被成御座候哉、寒中之儀ニ候

間、御養性專ニ奉存候、拙者も御暇被下、漸唯今在所ニ

下着申候、於江戸薩州様江も御暇乞得貴意候、一段と御

堅織ニ被成御座候、可安貴慮候、有馬表きりしたん籠城

于今不致落去候、臆而破滅可申と承及候、尤捧使札可申

上を、只今下着申ニ付て、先々如斯ニ御座候、尚明

春早々御慶可申上候、恐惶謹言、

相良(頼寛)宍岐守

『寛永十四年』
十二月廿九日

(島津家久)
松平大隅守様

人々御中

(本文書ハ「旧記雜録後編五」二一六〇号文書トホボ同文ナリ)

晦日甲子

521の1

平塞録云、晦日、上使(板倉重昌)内膳殿軍事ノ用意アリトテ、諸大將・國々ノ使者等ヲ陣屋ニ被招、明日城攻ノ相談アリ、傳

曰、今日招ニ應シテ被来ケル面々ハ、先御目附石谷(貞徳)十藏

殿・松平(行徳)甚三郎殿・牧野(成純)傳藏殿・林丹波(勝正)守殿・馬場(利重)三郎

右衛門殿・鍋島(元茂)紀伊守殿・同甲斐(直徳)守殿・有馬(忠頼)兵部殿・立

花左(忠茂)近殿・松倉(勝家)長門殿・同右(重利)近殿、外ニ細川・黒田杯ノ

者頭、一同ニ陣屋ニ相集ケル、即板倉殿出座アリ、何モ

へ一禮有テ、内膳殿顔色殊外腹立ノ様子ニテ被申ケルハ、

此城ヲ明日乘崩サルヘキヤ、各ハ如何ニ思召候ト申サレ

ケル、諸大名モ様子常ニ替リ、殊ニ廿日ノ城攻ニ手懲リ

故、兔角ノ返答無ク、何モ脇々ノ返答ヲ被待ケル處ニ、

鍋島ノ家老鍋島安藝進出テ申ケルハ、此地へ御向有シ御

方様、何レモ城攻御斷ノ義御座有間敷候、明日早々人數

ヲ被寄御尤ニ乍憚奉存候、ト申ケレハ、内膳殿愈立腹シ、

安藝其方へハ何ト被聞候ヤ、拙者各へ加勢ヲ頼、大勢ノ

衆ヲ討死サセ、(比脱カ)内膳カ詠メミルヘキヤ、扱々不埒ノ返答

也、拙者申ハ、明日城ヲ可攻シホ合ヲ尋申ナリト被申ケ

レハ、安藝謹テ、御意ノ儀承違イ迷惑千萬ニ奉存候、成

程明日御攻被遊候ハ、早速落城可仕候、ト申ケル、諸大

名モ心ニ叶ヌ城攻ナレトモ可然由被申ケル時ニ、内膳殿

十藏殿へ向テ被申ケルハ、今度拙者罷下候處ニ、敵愈盛

ニシテ、廿日ノ城攻ニモ手負・死人夥シク、先代未聞ノ

敗北、江戸表ニ聞ヘ有リ、夫ニ付重テ伊豆(松平信綱)守・左門(台田氏鉄)ヲ被

差下ト聞タリ、此起リハ御名代ノ拙者恥ニシテ、明々後日ハ伊豆・左門此地ヘ到着ノ由、脇方ヨリ先知ラスル者有、拙者努々ト陣場迄右兩人ニ引渡シ、後陣ニ下リ見物ヲ可仕ヤ、扱々口惜サ難申盡候、成程能キ大將下知アラハ落城可仕候、乍然各モ御了簡候ヘ、一揆百姓原ニテモ三萬人必死ニナリテ城ヲ守リ、味方ハ對々ノ人数ニテ城攻ハ珍數ギ、古今有間數存候、夫故廿日ノ城攻ニモ各方御出精ニ城ヲ御攻候ヘトモ、御敗北ノ段無余儀候、堀中ヨリ鉄炮ニテ遠矢ニ打立候、今迄ハ免角ニ事ヲ延引シ、城内ノ怠リヲ見テ一同ニ可推入ト見合候、然ルニ公義ヨリ内膳不埒トノ儀ニテ、明將兩人被差下儀故、拙者ハ明日城攻ヲ用イ、内膳力運ヲ試申候ハン、各ヘモ一入御出勢、先日ノ敗北ノ恥ヲ御雪キ候ヘ、明日ノ軍立ハ、頃日ノ如ク三方ヨリ取巻攻入ニ不及、今度ハ追手一筋ヨリ先陣・後陣ヲ一ツニシテ、無二無三ニ攻入ベシ、縦イ手強ク働トモ、討ル、者ヲ踏越テハ一圖ニ撞テ掛ルヘシ、萬^(若脱)一難儀成ラハ、内膳ハ覚悟ヲ究罷有ト被申ケル、諸大將^(後脱カ)何モ致承知候ト被申ケル、然明年元日愈以城責ヲ用^(イ)ン、

先日ノ城責ハ立花殿先陣故、元日ハ有馬殿先陣御務可然候、二番ハ松倉殿、三番ハ鍋島殿、四陣ハ立花殿、拙者ナトハ後ニ備ヘ、各ノ働ヲ見分可仕候ト被申、其時板倉主水殿石谷十藏殿ニ向イ、元日ノ城攻ニハ拙者モ先手ニ加リ申度被届ケル、内膳殿被聞、此儀ハ思子細アリ、松倉手ニ加リテ乘入ヘシト被申ケル、評定相濟ケレハ、何モ一同ニ陣小屋ニ帰リ、明日城責ノ用意アリ、御目附衆三人一所ニ明朝早々ヨリ城ニ乗込ヘシト密談アリ、有馬兵部殿ノカ、リロノ道筋ヲカリヲキ、御目附衆ヘノ附使者ハ有馬手ノ掛リロヨリ左ノ方ニ参リ可申由被申渡、地形ノ定アリ、各備内ヨリ物見ヲ出シテ、明日ノ乗口ヲ吟味アリ、然處ニ諸手ニ場數覺ノ面々モ有ケル故ニ、主人ノヘ申ケルハ、明日元日ノ城責、終ニ前カトヨリ聞不及日取也、元日ハ京・田舎迄モ祝イ日ナリ、軍中迎モ元日ハ遠慮可有儀ニ候、外ニ二日・三日成トモ城責ニ用ラルヘシ、元日ヲ被用候義、上使衆モ不了簡ノ至リ也、其上ニ城責ナトハ不意ニ取巻キ申ニコソ勝モ可有、各物見ヲ懸見積リノ様子ハ、敵ニ城責仕候間用心致セト申様

ナル儀也、扱々珍敷軍ノ日柄、軍ノ致シ様、萬ニ一モ可
(事脱カ) 勝不思寄事ナリト申ケレハ、主人ノモ、尤至極ナル事
ナリ、然者諸大將上使ノ小屋ニ致同道、明日ノ城責延引
ノ儀致相談候ハントテ、諸大將何モ上使ノ小屋ニ被参候、
板倉殿へ對面ノ上、右ノ趣ヲ相談アル、内膳殿一向ニ承
引ナク、是非ニ明日ハ城責ニ相窮候、時取ハ卯ノ上刻ト
被申渡ケル故、諸大將無異儀被帰ケル、其其節上使衆ノ
(マ、マ) 軍令一通、

條々

一刻限之事、明七ツ時分より人数を出し、石火矢を打
「イナシ」 「イナシ」時イ
懸次第ニ鉄炮を打せ、関の聲を上げ乗可申事、
「放イ」
「イナシ」 「イナシ」 「陣小屋イ」
一人数をだし候時、陣中騒敷無之様ニ堅可被申付事、
一大將の外ハ歩たちたるべき事、
「カチ」
一相印は角取紙、右の肩に可付事、
一あい言葉ハざひかざひと答可申事、
「備之イ」
一跡より鉄炮打せ申間敷事、

「陣イ」 「ライ」 「火之番イ」
「小屋の火しめし、小屋番堅可申付事、

「極月晦日イ、日キ同シ」
十二月廿九日

「イナシ」(貞徳)
石谷十蔵
「イナシ」(重忠)
板倉内膳

其節板倉殿家老岡本新兵衛・多賀主水、自分書付ヲ以テ
家中ニ相觸ル書附一通世ニ傳者アリ、其觸ニ云、

一両方御鉄炮先ニ押出シ、随分打せて後よりかゝり可申
事、

一板倉主水様右近様之跡へ引付、御掛被成、先程右近様

新兵衛へ慥ニ被仰渡候、何之御内衆へも其答可申候、
(事脱カ)

一楯など持せ、先にて働能き様ニ可有事、

但餘之御家中之事ハ、楯を為持候哉も不存候事、

一先程作左衛門へ被仰下候通討捨之筈、何も慥ニ申觸候

事、

一塀之根の竹束持候て可寄事、

一貝を吹候事、貝次第鉄炮打可申事、

一可成程火を付可申候事、

一内膳様・主水様之御鉄炮と此方之御鉄炮と一所ニ掛り、先を打立可申事、

一御持筒之者共、慥ニ御傍を不離、先へ参る間敷事、

一右近様之御後、長門様之御先、新兵衛・主水備可参事、

一御使番之者共、右近様之御傍ニ横山清左衛門・岩田新

九郎、長門様之御傍ニハ高月太郎兵衛・林小左衛門、

新兵衛・主水方へ太田權左衛門尉・天方文左衛門・林

治部右衛門、

丑十二月廿九日

岡本新兵衛

多賀主水

522 寛明日記云、晦日、板倉内膳(重忠)・石谷十藏(貞澄)呼集諸將、惣攻

ノ評議アリ、此時鍋島ノ家老安藝ニ内膳正申ハ、此城乘

崩シ可申哉否、安藝答申ハ、何モ此地へ向程ノ者一命ヲ

塵芥ニ存ル上ハ、早々御攻候へト申ス、内膳殊ノ外立腹

シテ被申ハ、人數ヲ費テノ儀ニ非ス、今問ハ城ヲ可乗時

節カ否ヤノ事ナリト被申シカハ、安藝申ハ、我等誤リ候、

御攻候ハ、能候ハント申故ニ、明元日ノ惣攻ニ究リ申候、

依之諸家へ被觸條々ハ、平塞録ト同シ故略ス、

523の1

藤掛集書、元日城攻并板倉内膳正討死之事(重忠)

付石谷十藏手負之事(貞澄)

一武州江戸よりの到來に、松平伊豆守信綱為御代官下向

之由申来る、板倉以之外にせき被申、極月晦日内膳・

十藏惣手の者共呼集め、惣攻の談合の時、鍋嶋家老

安藝守へ内膳被申候者、此城乗崩可申哉と被問、安藝

守申ハ、何れも此地に罷越候程の者共一命を輕し罷出

候得者、御攻候得のよし申候得ハ、内膳殊の外立腹し

被申ハ、大勢討死為可申にてハ無之候、城を乗破り申

時節か、各に尋申事に候、無類に諸人を殺し可申との

事にてハ無之と被申候、安藝守も御尤に候、我等誤り

申候、御攻候ハ、能候半由申に付、元日惣攻に究り申

候、依之諸勢へ被相觸候條々、

523の2

一明七ツ時分より人数出し、石火矢を打次第鉄炮を打せ、

鯨波をあげ乗可申事、

一人數出し候時、陣中さわか敷無之様に堅可申付事、
一大將の外可為歩立事、

一相印角取紙、左之肩に可有之事、

一相言葉、さいかさいと答可申事、

一後より鉄炮打せ可間敷事、

一小屋の火をしめし、小屋番堅可申付事、

(貞徳)
石谷十蔵

極月晦日

(重忠)
板倉内膳正

524 「兒玉五左衛門利泰覺書」

一同十二月廿九日昼時分、伊豆守様より御用之由、左衛

門佐殿方へ申来候ニ付、則參上、諸國之使者皆同參上

ニ而候処、上使より之御意趣者、明日ハ城攻被遊筈ニ
候、然者各使者之衆ハいかやうに可被致候哉之由也、

諸使者一同ニ被申上候者、明日者上使之御先手可仕由

言上ニ而候、其時豆州被仰候者、各を先に立申候而者、

此方江戸へ參候儀難成候間、各其次次第可被成候、此

方かもひ無之由被仰候、其時左衛門佐殿被仰候者、何

れ茂被仰様悪敷候、明日ハ上使御供可仕候、先ニ而者
仕合次第たるへく候と御申可然存通ニ而候得ハ、諸方

之使者より尤之儀候、乍此上左衛門佐殿より可然様ニ

御申、尤之由各被申候ニ付、則左衛門佐殿より其段御

申候得者、上使御機嫌なをり候而、御意候者天下之御

條書左衛門佐殿へ頼候間、其方諸國之使者江廣メ可被

申由御意候得共、再三辞退ニ而候得共、達不申候様子

ハ不文学(字カ)ニ御座候、其上田舎口ニ而御座候由也、上使

御意候者、文字之上ニ田舎口者無之候、其上讀かね申

候処ハ此方より指南可申入候由、御意ニ付、無是非御

條書を請取、各へ讀聞被成候得者、豆州上座より被聞

召、別而御機嫌能候、左候而豆州被成御意候者、只今

より後ハ左衛門佐殿へ使者取次申付候間、各申分も此

方より申渡候事茂彼人可為取次候由、何れ茂被仰渡候

故、諸進物迄上使へ上り候者、左衛門佐殿陣へ參候事、

季安按ニ、松平豆州は翌年正月四日にこそ有馬に着陣と見

得たり、十二月廿九日の事にハ合わす、板倉内膳とのゝ事

を誤れるならん、若又果して豆州ぞならハ正月四日以後の

酒勾氏日帳之内

一其暮十二月、嶋原一騎相起り候ニ付而、甲斐野右京殿
我等御使被仰付、同廿七日ニ嶋原江参、野元源左衛門

酒勾家傳寛之内

事を誤て此處に追考し入れる歟、元日の下に盛香集の説を
引おけり、併せ考べし、
一其後上使より被仰渡候者、明日之城攻、昵近大名其外
ハ皆歩立たるへく候よし被仰渡候、

一肥州嶋原一揆之節、甲斐右京と右馬助へ御使被仰付、

十二月廿七日ニ嶋原江参、野元源左衛門を以三原左衛
門殿江御用申上候得ハ、明日者逗留仕、明後日早々如
江戸可参由、兩人江被仰付、同月廿九日ニ嶋原出船仕、
正月元日平戸江罷在候節、嶋原者城乗為有之由承候、
左候而大坂江正月末参着仕候節、光久公急ニ御下國
ニ付、御供仕罷下候事、外ヶ條略ス、
亥六月五日
酒勾幸左衛門印

殿を以三原左衛門殿江様子申上候得者、明日者逗留仕、

明後日者早々如江戸可参由、兩人江被仰聞、前ノ廿九
日ニ嶋原出船仕、正月元日ニ平戸へ罷在候内、朔日之
城乗為有之由平戸ニ而承候事、

寛永十五年戊寅正月元日乙丑

藤掛氏云、右之通軍法ニ而事ハ晦日に見得たり、寛永十五戊寅年正

月元日、寅卯刻半に諸手より凱を拳、敵城塀の手へ諸軍
勢責懸り候、然ハ城内よりなけ明松を出し、其時にて鉄
炮・石礮を以打立、或ハ管を付、堀の外へなけ出し、或
ハ塀の上より鑓を以て突、大竹をとからし抛突にして、
色ノ様ノ手強く防ぎ申ニ付、味方手負・死人其数を
しらす、有之て乗取事不成、諸勢仕寄場まで引退候、内
膳者手前の人教息主水へ被附、自身ハ切先の輪貫けの差
物にて諸手を乗廻り被致下知處に、惣勢被打立、仕寄場
迄引取しらミ居申候に付、松倉に無ニ御懸り候得と、金
の再拜を以下知下知被致、さすが松倉も武変（忠）の家候得

者取て返し懸るに、手負・死人三百餘人有之、夫より内膳ハ有馬兵部手へ行、下知可有之と有て、三の丸と出丸の間塀下へ付、十蔵も五六間南の方の塀下へ付被申候、

内膳の討死ハ胄の手變を右にて打くたぎ、左の乳の上を鉄炮にて打抜申故、家来死骸を引かけ退申候、一揆共城内より見て大将を打申ニ付、きおい候て出丸北の方夜討の時、人数引取候、有江口より凱を上候得者、すハ敵突て出ると心得、惣勢不殘敗軍也、諸家より被附置候使者、最前より内膳傍に相詰居申候をたばかり、跡に先手へ被出討死也、前廉より討死の覚悟と見得、辞世に、去年の新玉にハ烏帽子の緒をしめ、今年の新玉にハ胄の緒をしむる、移れハかはる世の中、はや打立申候、

新玉の年にさき立咲花は世に名をのこすさきかけとし
れ

板倉内膳正右の歌ハ、内膳御小姓立にて候故、別而智音

の御旗本衆へ書置候由、又内膳元日の朝十蔵(石谷貞徳)へ被申ハ、

世間にて侍冥加の盡事、殊ニ夫に首を下けらるゝ扨と誓文に立候か、我等共ハ冥加の盡たる事ニ候半、今朝ハ何

れも登城仕祝儀を可申に、我等共ハ首を下けられん事、

無念成事と被申候、扱石谷十蔵ハ淺黄の四半に金の五の字の指物にて、内膳より南の方五六間隔て塀下へ付被申候故、敵共十蔵鎧を切おり、長刀の鎧を以て十蔵の肩先より具足のかつたりの所を突申、十蔵内湯淺角太夫と云者、鎧にて脇より敵を突落し申候、餘り城中より鉄炮繁く打申故、付落す敵の首を取事も不成候、右之寛太夫も鉄炮にて深手を負、五七日の内陳屋にて相果候由に候、

諸勢しらミ候て二度掛り申事も不能成躰に候故、十蔵も塀下よりいかにも静に被立退候、跡左右より鉄炮打掛申事不大形候、誠十蔵退振見事と人皆褒美、此時退口に諸手共に振の好者も有之、又足場あしき所へ退候者ハふりあしく見得たる者も有之、去に付遅く退たる者程振見事に見得候、子細者先へ退たる者の躰を見て、足場好方へ退候故、振見事ニ見得申候、又松平甚三郎(行徳)も有馬手ニ御座候十蔵に先を被越てハ無念也迎、塀の手へ被懸候處ニ、鉄炮にて足を打を力不及被立退候、扱又鍋嶋一手ハ二の丸へ乘懸候得共、敵城内玉葉沢山盛候得者、矢種子

を不惜射立討立、寄付不申候、誠に鍋嶋責口足入(不叶カ)ふけ候へ者、足場悪敷に付手行も不成、諸勢引上ヶ候得者、鍋嶋勢も引取候、勿論歴々討死有之、立花一手者濱手ニ備を立見合、初より掛り不申候、子細ハ去月廿日に立花一手にて三の曲輪乗損し被申時、各後詰無之に付、立花在陳して元日の城責に一圓構不被申候、石谷十藏方より使番を立、立花手ハ何とて被招に御構無之候哉と被咎候得ハ、各城を乗被取候ハ、濱の手へ落人可有之間、逃る敵の首を取可申被存濱手を堅め申のよし被申候、惣而其日寄手ニ被討者、有馬兵部太夫忠郷家来討死の侍九拾餘人、手負の侍百七拾五人、雑兵手負・死人千百餘人、鍋嶋家来待分百八拾三人討死す、手負の侍式千四百餘、雑兵手負・死人合式千五百人、松倉家来討死侍拾七人、手負侍四拾九人、雑兵共に手負・死人三百七拾人、松倉右近手に付諸窄浪人討死式拾式人、此外諸大名より上使に被附使者の侍三拾餘人討死、同手負五拾餘人、其日の手負・死人都合四千餘人と記す、城内ニハ漸々手負・死人五六拾人ならてハ無之由に候、松平安藝守使者山田内藏之丞

黒田右衛門佐使者坪内勝右衛門、細川越中守使者伊東十之允・横山助之進、此者共板倉に被附、何れも無比類討死す、松平長門守使者國司下總と云者、名譽跡に残り、殿に立退候、然も我か同心の足輕を召列、堀下よりいかにも静に立退候、去るに付足輕とも手負・死人数多有之、悉く手負をも引懸させ、堅固ニ引取、諸人見て感す、惣勢竹東の内迄残らす引取候得者、其日も漸昼程に罷成候、則石谷十藏所より江戸へ注進状を登せ候、其状に云平塞録と同し、小異あり、旁註しおきぬ、

528

兒玉利泰覺書云、明正月元日、一番鳥に陣屋打立、城と陣との間に少尾段有之候処、衆たまり、上使を御待合被成候、左衛門佐殿ハ昨日之御下知を不守、加治木鹿毛と申秘藏馬に被為乗、征矢簾に梅花之折枝を御指付、右衆たまりの處ニ豆州様季安按に、豆州信綱此時いた、下向なし、石谷十藏を誤にや・内膳様御出はやく御同道可被成由御意候、左衛門佐殿御申候者、まだ夜深く候へハ今少御ひかへ可被遊之由也、上使よりも尤之儀候と被仰、少おひかへ被成候折節、

左衛門佐殿水牛の角を酒入にして御持せ候ニ付、御申候者、今日之御合戦は吳國之敵ニ而候、然に自分ニ者吳國の酒を持申候、吳國ははや御手に付候、一ツまいる候はん哉と御申候へ者、上使よりも能所ニ御氣か付候、一ツたべ可申由被仰候ニ付、左衛門佐殿心見被成候て上使へ進上被成候得者、豆州石谷十藏なるべし參候而、其盃を内膳様ニ被遣候処ニ、一ツ參候而、則左衛門佐殿へ御尋被成候者、此盃ハ如何様ニ仕候半哉、左衛門佐殿御申候ハ、我等同心仕候、野元源左衛門と申候而是罷居候、御盃被下度之由御申候へ者、則源左衛門殿へ御盃御差候、源左衛門殿一盃被為受、また左衛門佐殿被仰候者、不苦候間内膳様へ其盃を進上可仕由被仰候ニ付、差圖之通内膳様へ被遣候、其時内膳様被仰候者、互ニ盃を取かはし候へハ、今日者随分申合可申候也、左候而、則引立押寄候処ニ、夜の内ニ諸方の寄手粉骨を被盡候へ共、難儀候やらん、諸陳皆同御引取候跡ニ御手相殘候、左ハ内膳様御備、右ハ伊豆様御備、以上三備相殘候処ニ、朝五ツ時分城之方より中小路左源太

と申人さいを振候て參候、是ハ加藤殿牽人之由傳承候、左源太被申候ハ、是誰様の御陳かと尋申候ニ付、薩摩守内三原(重徳)左衛門佐備ニ而候と答申候、左源太被申候ハ、あなたへ見え候ハ伊豆守様石谷様ならん御備と見え申候、則私御使ニ被遣可被下候、御意趣可被仰遣候者、もはや諸手不殘被引取候上者、豆州も御のき被成候而可然存候へと、御使ニ佐源太を被遣可被下由也、時ニ新納仁右衛門殿被申候者、悴物ケ様に罷居候上者、其方を頼迄もなし、はや／＼いつかたへうせ候へと被申候処ニ、四ツ時分豆州御備も御引取、此方御備ニ豆州より御付届無之候、其上内膳様御事、鉄炮ニ御當り御討死之由相聞、左衛門佐殿も陳を引せられ候、諸陣悉く引取、「唯吹」誰一手殿ニ而被引除候ニ付、城より鉄炮雨のことく射掛候ニ付、大手負ニ罷成へきやうに見得申候ニ付、源左衛門殿前後を馳廻り、何かの下知を被付候処ニ、城より鉄炮を以打申候、折節退足之砌ニて、中途迄參候処ニ、少下り込申候処ニ而、左衛門佐殿御馬を被扣被仰候者、野元源左衛門屍骸へいかやうに仕候哉と御尋

候ニ付、何れもより返答ニ、未討死之場ニ其儘ニ而被

さぶく
ろ有之、

伏居候由被申候へ者、左衛門佐殿被仰候者、左候ハ、
自身御返し候ニ付、源左衛門殿死骸御取除可有旨被仰
候へとも、各押留申候而、家村六左衛門殿・児玉諸右

一伊集院衆帖佐小兵衛殿夜之内ニ押寄参候時節、是も鉄
炮ニ當り打死ニ而候由、引陳之時何も参候而、右屍骸
を取除候而、嶋原城邊衣裳ニ包候而葬申候、

衛門殿・平山助之丞・私、已上四人はせかへり、源左
衛門殿屍骸を陳中に持帰り候而、翌日出水米之津之様
ニ送り申候、但御舟九端帆にて候、

一左衛門佐殿馬印、始ハ山下助兵衛持候處、城よりかり
俣を以、左の手を刀ニかけ射切申候、持手無之候ニ付、
拙者持候而、引陳候時地につき立置申候而、源左衛門
殿死骸取参候、其内相替候半と申人茂有之候へ共、渡
不申候、

一源左衛門殿其日の支度、左衛門佐殿より被遣候あや嶋
之様成きる物上に、黒き嶋のきぬ羽織を被為着候、

一内膳様御死骸者、此方より引除、御陣へ相渡申候事、

一左候而、城きわより直ニ上使被差遣候處、上使より被
仰候者、左衛門佐との冑の差物、鉄炮の玉ニ當り候を
可被成御覽と也、左候而、今日者我等よりも御方先手

一左衛門佐殿冑ニ鉄炮二ツ玉當り候、何れも坐被成候而
御座候を、五匁計の筒ニ而立物を打切申候、

ニ而軍勞被成候由也、

一左衛門佐殿被為射候矢、城より頼而大野内記殿備ニ射

一其日松平越中守様御使者并中小路左源太兩人より左衛
門殿へ被申入候者、今日之取合ニ鑓を切折候条一本宛
被遣可給之由、所望ニ而候、其上今日之合戰場、左衛
門佐殿御覽被成候通證文可被下通被申候ニ付、望之通
鑓證文相添、左衛門佐殿より被遣候事、
但鑓ハ一對、道
具曹員の柄。

返申候、但竹束に當り候由、其時鉄炮ニ而内記殿具足
のこはしを横矢に射切申候、
一平山助之丞持候長ほの鑓、城より鉄炮ニ而鑓の身の中
程より射折申候、
一永井喜左衛門、左の腕を城より鉄炮ニ而射ぬき申候、

一片野坂堅助、すはを鉄炮ニ而横ニ射切申候、

一兵頭鉄炮の板金に鉄炮當申候、持手木佐貫吉兵衛也、

一矢の籠の矢筈を射切申候、持手白坂式部左衛門也、

一城へ乗候時、左衛門佐殿馬を頻ニ先ニ乗込被成候ニ付、

野元殿其外之衆皆々留被申候得共、無構乗込被成候処

ニ、何れもより中間六兵衛・源兵衛兩人ニ馬の口を放

し申間敷由、吳見ニ而候処、放不申候得者、馬の鞭ニ

而中間の顔を打せられ候へハ、顔より血出申候へとも、

ゆるし不申候ニ付、馬より飛をり、歩行ニ而城下迄御

入り被成候、

一正月七日・八日云々、七日の下に抄載す、

一四元源右衛門殿ハ城涯ニ攻寄候時分、人々ハ脇又ハ

後へ向候、源右衛門殿事ハ、高き所ニ上り候而、鉄炮

数箇打放申候事、

一攻寄申候時分、左衛門佐殿被為離候矢、あまたニ而候、

其内一人ニも當り為申之由風聞ニ而候、

一其日具足被為着候者、左衛門佐殿・御同心大野内記殿

并佐土原使者山口主水三人計ニ而候、是ハ使者之儀候

間、事々敷見得申候而ハ如何之由ニ而、具足ハ持せ不申候、

一中小路佐源太より左衛門佐殿へ被召抱被下度由被申候

得共、無其儀候事、

一元日之晩、上使より被仰候者、薩摩人数俄ニ寄申事可

罷成候哉と也、左衛門佐殿より御申候者、出水と申國

境に山田民部少輔(有米)と申者罷居候、彼者へ申遣候ハ、

たとへ船無御座候共、嶋つたひニ小船ニ而なりとも可

参と御申候得者、上使御意候、薩摩ハ上代ニ者忍之名

人有之由傳聞召候、只今ニも左成人有之候哉、左候ハ

、呼寄可然之由也、左衛門佐殿御返答ニ御申候者、昔

ハ左様成者も多々有之候得共、當分ハ其者共之子共・

孫共ニ而、御用ニ相立候半共不存候へ共、於御用ハ右

民部少輔へ申遣召寄可申由ニ而候、左候而使を以御申

越候得者、早速出水より五六人程被参候得共、名ハ覺

不申候、其衆城近く忍上り、こゝかしこに紙を付候而、

夜前ハあの邊、又ハとの邊迄忍ひ付申候なと被申候得

共、城中迄参付候衆ハ無之由承申候、

一薩摩より右之衆云々、

一元日之朝、夜中攻寄候砌、城よりわら明松に火を付候而投出候得者、上煙にて見得不申候得共、下ハ火のあかりにて能見得申候ニ付、城より石ニ而打申候故、あ

やまち多御座候、

一陣かはりハ、嶋津下野守殿相代、正月の末ニ而候哉、

帰陳ニ而御座候事、

右、私覚之通書付進之候、以上、

児玉五左衛門

平利泰判

野元源左衛門殿

旧傳集云、於肥前嶋原ニ、三原左衛門佐殿馬よりおり(重馬)

前ニ被罷居候、城より鉄炮を稱敷打申候ニ、左衛門殿

兼而相嗜強き士ニ而御座候而、軍法・兵術ニ霞之武智

と申法有之候、夫を御相傳被成候、ケ様成大事之節ニ

候、此法を修し被成候、然ニ右之武智を手ニ持御座候、

かの取落し被成くろつき夫をとり被成候、左候而甲の

ミけんニ鉄炮之玉當り申し候へ共、少も身ニ者疵付不申候ニ付、味方之衆皆も、肝を冷し申候、今の武智の印ニても御座候哉、無恙御陣被成候事、

野元氏家状云、同十五年寅正月二日ニ者、從江戸松平

伊豆守様御下向ニ付季安云、此説誤なり、元日ニ取合始、夜明七

ツ前ニ陳木屋打立被為出候得共、以之外夜深御座候ニ

付、中途御扣、左衛門殿上使待上被成候、然處板倉内

膳守様御出陳故、左衛門佐殿より未夜も深く御座候間、

今少御見合可被遊候と被仰上、御待被成候、其節左衛

門殿被仰上候者、酒持合申候、被召上ニ而可有御座哉

と御申被成、可被召上旨御意付而、水牛角ニ焼酒入、

差上被成候、左衛門殿より、今日之儀ハ吳國之敵之由

候間、是も吳國之酒ニ而御座候条可召上由御申被成、

内膳守様より之御盃源左衛門江被下、左候而御意候者、

今日之儀候間、随分高名可仕与被仰、御盃を被下候、

御約束之儀ニ候間可差上と御意候付、指上候、左候而

御立被成、源左衛門手を御取被成候而、約束違申間敷(孟イ)

と被仰、さらはくニ而御わかれ被成候、然處ニ城より八間程ニ高土手有之候、源左衛門・児玉諸左衛門殿・伊集院衆四本縫殿殿、外ニ兩人居候、三人衆ハ鉄炮打被申候、縫殿殿向城玉葉込合、式拾四放打被申由候、兩人衆向脇込合打被申候由、右之百姓次左衛門嘶申候、然處ニ城中より打出候鉄炮ニて、源左衛門左方右イまいあひに玉當申候、當座に死去之由候、餘人數者土手下ニ居候故、下人五人ハ三拾間計跡ニ居申候由、次左衛門申候、左候而引陣ニ成候而、左衛門殿も御引被成候、源左衛門死かひ相のけ可申旨御下知候處、其低ニ捨置、其場四五町程曳退、四元縫殿殿被申候ハ、如何打死仕候者をかたにかけ引退候者、ひけニ而御座候、御捨可被成由申候而、左衛門殿御馬之口取強□ハ此所ニ而候間、成程引もたへ可有之由申候而、馬口を取候而罷居、諸國之人々立寄、何方様欵と尋申候を、薩摩之使者三原左衛門と答被申候得者、尋候人も大勢引立事ニ而御座候へハ、不踏止逃申候、左候而静り候節、竹たはの本ニ參候而、縫殿殿被申候ハ、源左衛門死骸

取可參候、是より參候を一ノ高名と申也、縫殿・諸左衛門・出水衆中ニ之宮次郎右衛門・小倉大炊、其外二三人為參由候、右跡ニ而、源左衛門死骸を次左衛門と下人相合式人、死骸を肩にかけ候處、下人かつふり候帶之口に、かむら矢射付候ニ付而捨置、竹たはのもと迄逃參候得ハ、しつまり候ニ付、召烈候三人の者共ハ逃散申由候處、次左衛門下人もはや式三拾間計死骸取ニ參候ニ付、則次左衛門も欠付參、死骸を式人して引、竹たはのもとへ參候而、本船之九端帆橋子取寄、右人數相付、死骸を船ニ乗せ、乗船之由候へハ、則出船仕候處、折敷風惡敷出船難成候付、翌日二日六ツ時嶋原出帆仕、七ツ下リニ出水へ致着、龍光寺へ葬為申由候、扱又右竹たはの本ハ參候時分、佐源太と申人被參候而、板倉内膳正様日出ニ御打死被成候よし、左候へハ、源左衛門と戦死も同時ニ而候へハ、不思議之御縁ニ而候、今朝御一言ニ無相違一度ニ戦死、多んの由何れも被申由候、左候而伊豆守殿・左門殿より御申被成、(松平信綱)
(合田氏統)公方様入御身、源左衛門も同前ニ達 上聞、知行千斛

取由、(鳥津綱久)泰清院様御上洛節、御供仕罷登、江戸御城於

下馬内膳正様御子様御咄ニ承候事、

一右之通承候者、源左衛門事江戸御城於下馬ニ、御道具

之側へ罷居候處、内膳正様若(覺カ)堂衆被參候而尋被申候者、

野元源左衛門殿子共衆ハ此節御供ニ而、在江戸ニ而ハ

無之哉と相尋被申ニ付、如何ニ茂供仕候と申候得者、

走帰、又々被參申候ハ、御供ニ而ハ無御座哉と申候ニ

付、供仕候と申候處、何方へ御座候哉と尋被申候ニ付、

何御用ニ而御座候哉、源左衛門悴者私ニ而御座候と申

候へハ、右之人より且那御目ニ掛度と被申候条、一刻

此方へ御出可被下由申ニ付、罷出候処ニ、内膳正様者

挾箱ニ御腰を被掛被仰下候ハ、源左衛門殿子息御自分

ニ而候哉と承ニ付、如何にも左様ニ而御座候と申候へ

ハ、名ハ何と申候哉と被仰ニ付、源右衛門と申候、其

節被仰下候ハ、私者板倉内膳世悴ニ而候、始而得御意

候、此方親父と親内膳儀者不慮ニ申合有之、於嶋原同

日同時ニ戦死候、就夫公方様御耳ニ老所入、上野過去

帳被召載、御水祭ニ逢申候、此儀者被存間敷候、死而

531 『旧傳集』

不死事ニ候条、左様ニ心得可申候、御知せ被成候由ニ
候、左候故、折節伺可仕由被仰付、「下イ」御立被成候、其

節誰そ罷居申候者證據ニも可罷成候得共、憐ニ傍輩之
衆者人も無之由、暮々咄申聞せ置候事、于時八月三日、

一嶋原には三原左衛門佐被差遣候、其騎馬与力野元源左
衛門殿ニ而候、寛永十五年一月元日、板倉内膳正殿同

日ニ被致打死候、源左衛門死骸、四本縫殿ニ可取由、
三原氏被申付候、縫殿より申候者、野元源左衛門殿に

は鹿兒嶋与所也、鹿兒嶋衆より可被成御取由申候、重
て源左衛門討死之場所、貴所外ニ存知たるものなし、

是非ニ其方可取と被申候、依之其夜挑灯とほさせ被參
候而、源左衛門死骸を肩に懸ケ被參候、源左衛門殿ニ

ハ真向に當り被死候由、源左衛門討死之時分被差居候
大小、于今子孫野元源右衛門殿ニ至り所持いたし候、

刀ハ帶刀左衛門延行、脇差ハ三原之由承及候事、

右やうの説も、何れとも傳聞の誤ならん、

ニ付、左ニ相記申候、

寛永十五年正月元日、肥前嶋原城責之刻、上使板倉内膳正殿より被仰渡候者、戦場諸使者罷出儀可為無用旨被仰渡候へ共、祖父左衛門被申候者、申上様可有之事ニ候と被申罷出、内膳殿御出を待上申候処ニ、御出ニ付申上候者、諸使者罷出儀無用之由被仰渡候へ共、戦場見物仕度旨申上候得者、左茂可有之旨為被仰由候、其刻左衛門承、牛角酒筒ニ泡盛を入持せ申候を被召上候半哉と被申上候得者、可然との儀ニ而候ニ付、差上候得者被召上、其御盃を野元源左衛門殿へ被給たる由、家来平山助之允、左衛門供仕、其場を髓ニ存候通申聞候、其後松平伊豆守殿(宿禰)御下着之刻、左衛門御使者ニ參候ニ付、伊豆殿へ源左衛門殿戦死之段申上候通承傳候、以上、

右之通承傳候間、有増私覚之儘書付進入之候、以上、

午正月十三日

三原諸右衛門印

野元源左衛門殿

一伊勢貞昌者御老中の御寄合にいつも詰させられると也、或時御寄合に、度々掛物之字不讀物有て、兵部を被召呼、讀候へと被仰付ける、貞昌畏り、掛物に望ミて思慮有けるハ、自分には當分御老中之御寄合ニ茂罷出る事なれども、跡次なし、能折からなれば跡次を仕立んと思へれ、扱私にもよめ不申候、私同役ニ三原左衛門と申もの罷居候、是ハ兼而ケ様之物を能讀申ものにて候、此者兼而各様ニ茂序を以御目見為仕度存候間、是を被召呼可然哉と被申けれハ、それよべとの御事故、兵部殿手紙にて早々參上可有候、御用之儀者掛物之字の事にて候、文句ハケ様之儀、理はケ様ニ而候、御心得のため申との事也、三原殿頓而參上有、被召出、掛物之字讀候へと被仰付候得者、暫拜見有、ケ様にて御座候半欵と被申上、義理之儀を御尋候ニ、一々明白に被申上けれハ、いつれも御感心あり、兵部程之ものハなきにと思召けるに、ケ様の人も有けるかと、殊之外之御褒美にて、夫より兵部殿同前ニ被召出候と也、扱

534

嶋原陣に、伊豆守（松平）信綱御下り候て御条書を被弘けるに、三原左衛門殿に被仰付讀せられけると也、人こそ多きに左衛門殿に為被仰付事、先年之掛物之字讀れたる事に依て、伊豆守様被仰付たると也、

季安按、貞昌ハ於御國者龍雲和尚・文之和尚杯に往来して、詩文の贈答あり、江戸にてハ林道春と同断也、三原氏ハ文之門人にて、詩之唱和せられし事有り、但一説此事桜田御成の時と云ハ誤也、

盛香集云、嶋原亂ニ付、近國御大名方より為御用聞家老役一人ツ、被遣置候、此御方様よりは三原左衛門佐被遣置候処、發明ゆへ、板倉内膳正（重昌）より諸國の家老中申出之儀取次候様被仰付置候由、扱正月元日城責ニ、板倉殿討死、寄手惣敗軍也、その時四元縫殿、左衛門佐馬を城の方へ乗向られ候へと申ニ付、その通被致候得者、船の行すりのことく、引取手よりは敵に馳向様ニ見へて、他國衆となたくと問けれハ、四元縫殿より薩州の使者三原左衛門佐と答候、夫故に働き有之様ニ見得、左衛門佐面

535

目となる、重て松平伊豆守御下向にて、諸大名方へ御条書御弘めのありしにも、差付て左衛門佐へ被仰付弘め申され候、是者一年せ桜田御屋敷へ 將軍家御成の時、御床に贅有之御掛物掛候を、松平伊豆守伊勢兵部少輔へ御尋の節、三原左衛門佐、年若には候へともかやう成物取候と被申、召出され、御讀せ被成候、依之左衛門佐文才有之候を能御存知故、被仰付候よし云々、季安御成の三原左衛門佐といふへなし、疑らくハ他時の事を誤傳たる歟、

藤掛氏云、右之分正月朔日注進状ニ入也而、元日の城乗に味方手負・死人四千餘人有之て、御檢使の板倉内膳（重昌）討死に付、諸勢寄衆無力事不可勝計候、雖然立花・有馬・鍋嶋何れも用心堅固に有之故、敵方より夜討も不成候、乍去、其夜討出候ハ、一陳二陳ハ切崩可申候、子細ハ内膳ハ討死の事ニ候得ハ、惣勢無十方躰に候、後聞に、城中にも色々評議有之候へ共、去ル廿日の戦にも得勝利、又今日の城責にも如此勝候得者、追日味方ニ加り申者も可有之候、其上夜討ハ安否之戦に候得者、不入儀と云者も有、詮儀

まち／＼にて打過申候と相聞候、右のこたく朔日の手負・死人大分有之に付、味方無力、諸勢勞れ候故、筑前黒田・肥後の細川・肥前の寺澤等の人数早々御出候得と、十藏方より申遣事、

536 薩本嶋原軍記云、然處ニ正月元日ニ城責有之候而、板倉(重忠)内膳正殿戦死被成、無勝利候、三原左衛門佐も上使御供仕手筈ニあひ申候通、正月四日ニ飛脚告来候、彼者石谷(貞徳)十藏殿より正月朔日之御状持来る、其趣者城等落候間、

此方人数差渡候得と之儀ニ候、依之人数申付候通、正月七日ニ御返事申候而、追々人数申付候、幸上使為御見舞嶋津下野守(久元)正月二日ニ國元罷立候間、主取ニ申付、其外物頭餘多遣候、然處松平伊豆守殿・戸田左衛門殿(マサ)より正月五日之御状を以被仰候者、薩摩人数可被相渡由、石谷十藏殿より被仰候得共、此方人数者五六千程天草江遣、彼城警固可申由候云々、八日に下文ハ抄載す。

以上

急度申入候、有馬之城未乘取不申候ニ付、御手前之御人数早々至懸此表、御越可有候、尚爰元之様子、三原左衛門佐方より可被申候、恐惶謹言、

石谷十藏
貞清判

正月朔日

(島津家久)
松平大隅守様

人々御中

(本文書ハ「旧記雑録後編五」二一六三号文書ト同文ナリ)

538 田代衆中嶋原立覺書云、一寅正月三日ニ取合可仕由、有

馬之四郎より矢文を以申、前々日元日ニ城より伐出る敵を悉被為討取、其数不知候、天下之御大將板倉内膳殿(重忠)討

死被成候、薩摩方鹿兒嶋衆野元源左衛門殿打死、諸外城五人三人ツ、出水衆中老入・大口衆四人討死之由候事、

右ノ石谷殿書簡ヲ三原重庸受トリ、出水土人小倉大炊介ニ齋ラシ、鹿兒府ニ還リテ呈上セシム、四日ニ着セシトカヤ、此ニ載セシ覺書等ハ其ヨリ知レタル説ナルヘシ、又加世田ノ小川監物カ日記ノ條ニ載セタル説モ同シ消息ト見ユ、是ハ五日

ノ下ニアリ、併考ヘシ、

539 「三原重庸家臣元立院覚書上文ハ十二月十九日ニ載ス」

一 打死 御付衆 野元源左衛門殿 伊集院衆 帖佐小兵衛殿

一手負人 永井喜左衛門 片野迫監物 吉佐貫吉兵衛

藤崎助兵衛

一 左衛門様御手負、御鎧胸板鉄炮摺一ヶ所、御甲立物具

中鉄炮當一ヶ所、御尻籠矢鉄炮ニ而打切餘多、

右者、事久敷儀ニ御座候、其上拙者事老病之故、萬事

失念ケ間敷罷成申候間、御家中之衆江具ニ御存知之仁

可有御座候間、得と御尋可被遊候、先々拙者覚置申候

分、あらまし任御尋書付差上申候、以上、

元禄八年亥正月八日 元立院

三原諸右衛門様

540 「旧傳集」

一 四元縫殿嶋原にて、城の下濱手の方干瀉有之候に、一
町計干瀉を通り、先に大岩有之候、其岩を楯に取、毎

日敵を認候、数多の敵を射落し候と也、右の干瀉より

近く矢合はけしき所にて、人毎に通る事難成はれなる

場所にて候、右の晴なる場所にて敵を被打候によつて、

縫殿者鉄炮の上手とも名を呼れ候也、右の働、他國の

人見候て、他國衆の内より老人縫殿へ被申候へ、明日

ハ御介抱を頼申候由いはれ候、縫殿被存候へ、自分に

は鉄の柄をとり漸渡世致事なり、何とて彼人の介抱成

間敷と被存候て、成間敷由返答被致候、翌日も又干瀉

を通り、敵を認候に、彼人も右之場所へ鉄炮振りだけ

参候て、九年母老懐中より出し、差小刀にて二ツに

割、老ツハ縫殿へ喰せ、老ツハ自分に食し、頓て城乗

いたし候間、彼人終に不被帰候、其時縫殿存當り、扱

も自分に介抱を頼と云しハ、二の目を續れとの事なり

しに、一世のおくれを取、心外の至り、我と大きに悔

ミ被申候よし、

「全」

一 城より切て出、寄手敗北し、皆々被追立候に、四元縫
殿三原左衛門殿へ申候へ、馬を城の方へ乗向可被成由

542 「天章覽書」

一御目附板倉内膳様(重息)丑十二月八日有馬ニ御下向、御陣場浦田村之内市吉と申所也、御討死ハ寅正月元日、但三會村之金作と申者、鉄炮ニ而討取申候由、則原城外ニ内膳様御墓所に印の松于今有之、且又阿蘭陀人鉄炮ニ而打申候も金作也、

541 「舊傳集」

申候、其儘乘向被成候へ共、船の行すりの様ニ有之候て、逃手よりハ馳込様に相見得候、他國衆よりとなたかと申候時、薩州の使者三原左衛門佐と縫殿答申され候事、

一光久公御老年東目御通路之砌、四元縫殿ニハ綾江被召移被居候ニ付、御泊之場所へ致參上、土芋の黒いでを

543 丑寅賊征録にハ、板倉氏元旦の城攻にも利あらず、残念

苞苴ツ致進上、掛御目候、御近習之衆、何者なれハ殿ニも御叮嚀被遊御意候哉と、皆々被申候、光久公被遊御意候ハ、彼者ハ四本縫殿といふ者也、若き時分ハ武功勝れし者也、當時ハ綾に住居せり、もとハ伊集院江居ける者也と被遊御意候、縫殿より其時 光久公へ申上候ハ、朝夕芋を被下罷居候、年寄難儀御座候間、何とぞ御高少々被成下度由願申上候、光久公其答之儀也と被遊御意、高三拾石餘被成下候由、子孫于今綾へ罷居候、

の餘り必死に覺悟を決し、正月三日卯の半刻にまた打ち、衆軍鼓譟して無二無三に攻登り、駒木根八兵衛が十匁筒に打貫れ討死せし(趣)赴き載せたり、季安按に、三日三原重庸より野州久元等に報告せし狀にも、内膳殿朔日之晩に築川へ舟ニ而被相越、灰にならせられ候と見へたり、然に三日にまた城攻と云、亦妄偽辯するに足らず、天草にて傳へし説ハ前件に載おく、三會村の金作か鉄炮にて内膳殿を討取たる趣、寶永中上使御對書に見得たり、彼駒木根ハ金作か別名なるにや、是またいぶかし、

平塞録云、寛永十五年戊寅正月元日、島原一揆ノ城ヲ攻、
 諸軍敗北ス、上使(重忠)板倉内膳殿打死、御目附石谷十藏(貞徳)殿手
 負、傳云、有馬兵部(忠勝)太輔殿ハ今日城攻ノ先手故、諸手ニ
 先ヲ越レ間敷ト、家老有馬主水・同堅物ト同内記ヲ一ノ
 先トシテ、其外人數引續ク、兼テヨリノ刻限ヲ違、未夜
 モ深頃ヨリ三ノ郭ノ矩迄人數ヲ寄テ、一同ニ関ノ声ヲ上
 ケニケル、寄手ハ一向ニ有馬家ノ拔掛トハ思モ不寄、一
 揆モ内々支度シテ、用人ノ為ニ城ヨリ関ヲツクルト何モ
 申合ケル故、外ニ續ク味方無ク、有馬一手計血氣ニ早ツ
 テ、一乗リニ乗取ント押詰ル、元ヨリ城中今日城攻ノ儀
 ハ、諸手ヨリ物見ヲカクル様(子脱)ニテ推量シ、數百挺ノ鉄炮
 ヲ二重三重ニ並ヘヲキ、三千人ニテ是ヲ支配シ、敵ヲ近
 ヲト引寄、一同ニ火蓋ヲ切テ打放ス、有馬先手ハハラ
 ノト被打倒、大略逃支度ノ處ニ、兵部殿ハ後軍ヨリ馬
 ヲ進、頻ニカ、レト前メラル、家老各采牌ヲ揚テ、城中
 ノ鉄炮ハ味方ヨリ打ト心得、先手ノ死人ハ闇夜故強ク押
 掛騒動ス故、目ニモ不掛、只ヒタスラニ乗入ラント勵ム、
 故家老・者頭ヲ始メ千人計矢ノ下ニ被打倒、其外ニモ手
 負夥敷様子ナリケレハ、流石早リ切タル有馬殿モ人數透
 テ見ヘシカハ、城ヲ可乗術モナク、備ヲ立直スヘキ勢モ
 無ク、皆散々ニ打立ラレ、寅刻ノ初ニハ旗ノ指物モ乱、
 桶竹束モ打捨テ一里計リ引カヘス、一揆ハ塀挾間ヨリ種
 々悪口シ、一同ニ咄ト笑、弓・鉄炮ヲ放カケ追打ス、諸
 大將ハ有馬家ヨリ時刻ヲ違攻ヨセ乗取ラス、敵ニ勢ヲ付
 ケル故、何レモ心底不快被思ケル、細川家ヨリ林丹波殿
 ニ附置申候使番松山權兵衛ハ、昨日丹波殿被申聞タル通
 リ、未明ヨリ打出、同家ヨリ松平(行應)甚三郎殿へ被附、射手
 足輕頭横山助之進ト致同道、約束ノ場ヲ心懸ケ、北ニ廻
 リ、田ノ中道ヲ三分二計リスキ行ケルニ、有馬手ノ人數
 夥敷崩レカ、リケレハ、松山ハ横山ニ申ケルハ、カ、ル
 時大勢ニ押立ラレテハ必不覚ヲ取者也トテ、槍ヲ田ノ中
 ニ突立テ少モ押立テラレス、敗ル武者ヲ通シ、夜モ明果
 シカハ、逃ル者ト行違テ、約束ノ通り右ノ道筋ヨリカ、
 ル、城中ヨリ近々ト見下シテ鉄炮ヲ打カクル、此松山權
 兵衛ハ若輩ヨリ數度ノ軍ニ馴テ、勇力ヲ振、竟ニ薄手ヲ
 モ負ル事ナク、少モ鉄炮ニ懼ル、事ナク、徐々ト近ツキ

ヨル處ニ、有馬手ノ侍ト見エテ、旗一本押立テ、若黨六七人ヲ召連、大身ノ鎗ヲ持テ申ケルハ、是ハ有馬兵部持口ナリ、何者ナレハ一言ノ斷モ無ク馳通ルハ甚以狼藉ノ振舞也ト申ス、松山屹ト見テ答ケルハ、誰殿ノ持口ニモセヨ、先手斯ク敗北ノ上ハ兎角ヲ申ニ不及ト、押分テ通行キ、約束ノ場ニ到ル、傍輩矢野勘左衛門モ名乗テ詞ヲカハス、有馬家ノ先手捨置キタル竹束ヲ拾イ、一通リ付テ御目附衆ノ御出ヲマツ、此時最前ニ言ヲカハセシ武者、後ヨリ参リテ申ケルハ、拙者ハ有馬兵部太輔家来朝比奈源左衛門ト申者也、我等小返ノ心エニテ不圖貴公ニ致出會、雜言ヲ以試候處、少モ御構ナク、斯ク烈キ矢先ニ御附候處ニ、武邊頼シキ御仁躰也、拙者貴公ヲ以テ証人トスヘシ、以來ハ御懇意ノ為ニトテ、切り慰斗ヲ取出シ、松山ニ遣シケレハ、松山請取テ、拙者ハ細川越中守内松山權兵衛ト申者也、貴公斯敗北ノ節ニハ御一人小返ノ御心懸、感入申候、以來成程証人ニ相成、陣中隙々ニハ御心安御物語可申候ト申述、相互ニ物語シ、御目附衆ノ御出ヲ相待ケル、一揆彼者トモカ様子ヲ見テ、名有ル武者

ト覺タリトテ、鉄炮ヲ頻ニ打出シケレハ、彼朝比奈源左衛門ニ中ツテ倒ニ轉ケル、若黨驚テ引返ントスル處、彼源左衛門眼ヲ見開キ、其方トモカ介抱ニ不及、我起ン、カスリ手也トテ、起直ラント齒咬ヲスレトモ、至極ノ深手ユヘニ、其饑ニ不能、松山立寄テ二人ノ若黨ニ申付、背ニ負セ、松山自分ノ家来モ兩人相添テ本陣ニカヘシケル、今日有馬家ノ手負・死人九百七拾四人也、討死百十二人、手負ハ百六十二人、

已ニ寅刻ニ成シカハ、上使内膳正殿ハ紺糸威ノ鎧ニ唐子ノ冑ヲ着シ、金作ノ太刀ヲ帶キ、金ノ采牌ヲ持テ、黒キ馬ニ巴ノ紋打タル鞍置キ、白キ絹ヲ切サキニ半月ノ圓居ヲ推シ立テ、主水殿ノ備ニ馳付ラル、主水殿被申ケルハ、今晚有馬兵部一手ハ技駈ノ働、其上ニ散々ニ打立ラレ候義、味方競ヲ拔シ苦々數躰ニテ扣ヘ申候ト申サレケレハ、内膳殿臆病者ニ目ヲ不掛、進者ニ言ヲ掛ケ、証據ニトリ、働ヘントテ、家ヒサシキ家来ハ不殘主水殿ニ預ラレ、自分ハ國々ノ附使者ニ近習ノ面々少々召連レ、是ヨリ父子別々ニ二町余モ隔テ備ラル、夜モ明テ已ニ日ノ出比ニモ

成シカトモ、諸手ハ先手ノ敗北ニ見懲シテ、一備モ推出ス、内膳殿備ヨリ相圍ノ石火矢ヲ打タシケレトモ、一向ニ備ヲ不動、旗色モ殊ノ外悪ク見エタリ、内膳殿腹立シ、扱々比興ノ面々カナ、左様ナラハ拙者先手ヲ務ントテ、人数ヲ押出サレケレハ、石谷氏先手ノ役ハ上使ノ自分ニハ似合サル儀ニ候、先御見合可然ト申サレケレハ、内膳殿申サレケルハ、貴方ハ御目附役ナリ、先手ニ御加リ可有様ナシ、拙者ハ軍ノ大將ユヘ、諸勢ヲ引連テ乗込コソ當役也ト云捨テ、乗出サル時ニ、肥後・筑後・筑前其外國々ノ附使者一同ニ申ケルハ、昨日御定ニ違イ、先手ニ御出遊サレ候儀ハ、如何哉と申ければ、内膳殿馬を扣て城乗之義は△愈以昨日申觸候通、少モ相違ナシ、自分ハ後陣ニ扣ル覚悟也、只今ハ諸手不進様ニ相見得候間、参リテ諸手ニ下知ヲ加へ、且ハ掛リ口ノ様子モ見分イタシ度存念也ト申サレケル、時ニ伊達遠江守殿使者梶田權兵衛進出テ、内膳殿ノ七寸ニ取付テ申ケルハ、御錠ノ上ハ免角ヲ可申上儀ニテハ無御座候ヘトモ、私愚案以テ推量仕候處ニ、先頃廿日ノ城責ニ、寄口ノ様子ハ相知申候、

今日ノ城責ハ昨日ヨリ一二ノ手配□御定アリ、諸手ヨリ物見ヲカケ、猶更地形得ト見置申候、然處ニ今朝有馬殿ヨリ拔駈ノ敗北ノ様子故、諸手扣ヘラレ候處ニ、御前ニハ何ソ相替申候モ無御座候、諸手ニ拔テ御人数ヲ寄ラレ候儀、乍恐御先乗ノ御様子ト見及申候、左様御座候ハ、私ナトモ御供ニ召連ラレ下サレ候へ、萬一御乗込被遊ニ、我等此所ニ扣ヘ見物仕候テ、主人遠江守ニ申訳無御座候ト申ケレハ、諸國ノ使者モ同前ニ何モ御供仕度ト申、内膳殿是ヲ聞キ、馬ヨリ下リ、其元ニハ諸手二萬人ノ中ヨリ進出テ角申サレ候處感心ナリ、其外ノ使者衆モ尤ナル申分ナリ、乍去拙者ハ一向ニ巡見一通リノ志ユヘ、追付ノリ歸ルヘシ、面々主人申訣ノ為ニ、自分秘藏ノ馬ヲ質ニ預ヘシ、是城乗ナラハ是非トモニ騎候ハテ不叶馬ナレトモ、只巡見計故歩行ニテ参候、各必僂忽ノ働被致間敷迎、委細ニ被申聞、其馬ヲ預ラレケル故、各扣テ相待ケル、扱内膳殿ハ歩行ニテ外張ニ被打出、頻ニ進ラレケル、諸國ノ附使者ハ、上使ノ纏ヲ詠メ居ケル所ニ、尚々城近ク仕寄ラレ、有馬家ノ捨置タル楯竹束ヲ拾取リテ、士

卒ニサンカサ、セ、一筋ニ進ラレケル故ニ、梶田ヲ始メ諸國ノ使者、此様子ハ彌以城乘リノ様子ナリト、何モ不殘後ヨリ急ニ詰出スル、石谷十藏殿モ此様子ヲ見ラレ、内膳城乗ノ體也、一足モ後テハ不叶儀也トテ、人數ヲ引具シテ駆着ケラル、鍋島・松倉ノ諸勢、スハヤ城乗今也ト、各一同ニ追手ノ虎口ヨリ寄セ、関ノ音ヲ上テ楯竹東サンカサン、我先ニト一文字ニ攻詰ル、中ニモ鍋島ノ先手ノ多久美作(茂政)・同大學・鍋島淡路(茂貞)・同安藝(茂賢)・後藤若狹・諫早豊前(茂政)・鍋島中務(茂周)・同左近杯ノ物頭、組勢ヲ勵シテ手強ク攻寄ル、一揆モ手強ク防ユヘ、大頭鍋島帶刀一陣ニ進テ、潔ヨク打死ス、其外ニモ死人・手負夥シク見ヘニケル、窄人ノ内井村助兵衛ハ三ノ郭屏下一番ニ附テ、石(被)打創ラレ負、尚々犬走リニ着テ挾間ヲ隔テ突相シカ、頼先ヲシタ、カ突セテ引トリケル、其外鍋島一手少モ不臆進ミカ、ル、城中ヨリハ鉄炮ヲ二重柵ヨリ打出スト、(事)間モ無ク鉄炮ノ烟ハ黒雲ノ如ク温ス、(通)卷内ヨリ石・弓・大木ヲ投カケ、近ツク武者ハ槍・長刀ニテ突落シ戦ケル、鍋島家モ組頭何モ入替、揉ミ立ル故、以ノ外ニ

手負・死人重リ臥テ、挾キヨセロニ蹈所モナク、一揆モ鉄炮ニ中テ、(被)鎗に突れ△防モ成兼ル程ニ見ヘシカハ、四郎太夫城中ヲ駆廻リ、此寄手ハ殊外勇立タリ、一大事ノ防也、最早浮武者ヲ以テ手強ク防ヘシ、浮武者ハ頭ハ(術)イツクゾト下知スレバ、片山善右衛門・大矢野權右衛門愛ニ有ト、二千騎引テ三ノ郭ニ駈ツケ、一同ニ防クユヘ、流石鍋島モ二千人計ノ手負・死人有ケルユヘ、鍋島家中手負・死人二千百廿七人、内大頭二人、侍三百人、者頭廿七人、中間千七百九十七人、二番備ノ松倉モ同人數ヲ進メ、塀下ニ進ミヨル、長門守殿家来宇田右馬助三ノ丸ノ塀早ク着キ、強ク相働キ、石手ヲ負テ引入ケリ、御旗本衆細井喜三郎殿モ松倉先手ニ備カ、リ被居ケルカ、塀下ニ附テ乘入ラント働レケルニ、一揆強ク防テ、鎗ノ柄ヲ切折候故、鎗ヲ捨テ塀ノ手ニ取付テ、既ニ乘入ラント致サレケル處ニ、城内ヨリ太刀ニテ二ヶ所ニ疵ヲ負セ被倒處ヲ、石ヲ擲テ冑ニシタ、カ中リケレハ、是モ不堪引取ラレ、其外手ニ附シ諸浪人・松倉ノ侍同乘入ント勵トモ、城中ノ鉄炮烈クテ、旗奉行中澤源右衛門一番ニ打死シ、者頭其餘侍多打死シケレハ、

元ヨリ小勢ノ松倉家散々ニ立立ラレ、松倉右近殿(重利)右往左往ニ逃入ケリ、松倉一手手負・死人三百七十六人、

斯テ細川家ノ附使者松山權兵衛・横山助之進ハ約束ノ通リ附テ相待ケレトモ、甚三郎殿(松平行徳)・丹波殿(林勝正)・傳藏殿(牧野成純)御三所

一人モ此所ニ不参候故、各不審ニ若黨ヲ跡へ返シ、御目

付衆ノ指物ハ三十間程跡ナル出丸ノ尾筋ニ見へ候ト申ケレハ、實々申通りニ御三所ノ差物見へタリシカ、俄ニ甚

三郎殿指物見へサリケレハ、定テ手ヲ負ハレ候ト推量シ、

横山儀ハ甚三郎殿へノ附使者ナレハ、御様子ヲ窺イ可参

ト松山ニ申達シ、アトへ下ル處ニ、松山申ケルハ、必其

元ノ指物ヲ差テ行被申儀無用也、其故ハ角乱軍ノ節ハ、諸手ヨリ譯ヲ不知シテ、差物ヲ見テ逃杯申候テハ今日ノ

恥也、指物ハ拙者ニ預ラレ候へト申ケレハ、横山尤ト同心シ、即指物ヲ抜テ松山ニアツケ置キ、其場ニ参リケレ

ハ、案ノ如ク甚三郎殿手ヲ負ハレテ陣屋ニ歸ラル、夫故

横山是ヲ介抱シ、送届テ元ノ松山カ場所ニ立帰り、差物ヲ受取一禮ス、松山ハ自分附居タル林丹波殿サシ物・傳

藏殿指物ヨリ十二三間程跡ニ有シカハ、是非無ノ次第ト

テ差物ヲ横山ニ預ヲキ、直ニ丹波殿居ラレ候備場ニ参リ、

私事御供不申上、御先ニ罷出迷惑仕候ト申ケレハ、丹波殿申サレケルハ、各ハ兼テ約束ノ場へ早く参ラレ、神妙

ニ候、我等ハ有馬手ノ敗軍ニ押立ラレ、ヤウヤク是ニ有ト申サレ、扱松山丹波殿家来并立花家ヨリ附使者・諸軍

人ニ向テ申ケルハ、丹波様・傳藏様御跡ニ御扣へ成ナサレ候義、無是非御事ニ奉存候、私働キ見可申ト、附ケヲ

イタル竹束引崩シ、松山自身ニ竹一把カツキ、傳藏殿竹束ヨリ二三間先ニ押立ル、丹波トノ家来火口太郎左衛門

モ竹束一把持セ来ル、二抱(把)ノ竹束ヲ元ニシテ次第ニ附ヨセシカハ、丹波殿竹束陰ニ扣テ鉄炮ヲヨケラレケル、此

所ニ別テ城中ヨリ鉄炮筋ニテ、見ル内ニ手負・死人夥ク出来ル、横山助之進・伊藤十之進(丞)モ鉄炮ニ中テ打死、角

烈キ場所故、寄手ハ前後ノ差別ナク散乱シケル中ニ、石谷十藏殿ハ浅黄ノ四半ニ金ノ五ノ字ノ指物ヲサシ、鎗鎗

ヲ提ケ、逃ル者ヲ押分テ、内膳殿ヨリ六七間隔テ、南ノ屏下ニ附テ、頻ニ後詰ヲ扣ラレケル、内膳殿ハ松倉家ノ

備所ニ被参、貴方ニハ何トテ扣ラレ候ヤ、緩々トノ御心

底測カタク候、早々人數ヲ急ニ御乗入可然ト有リケレハ、松倉長門殿申サレケルハ、此手今朝ヨリ仰ノ如ク塀際ニ推詰ント仕候處ニ、一揆ノ鉄炮強クシテ、我等先手ニ打死・手負夥シク、一向ニ寄り付カタキ故ニ、一ト先人數ヲ曳上ケ、此場ニ扣ル、乘シホヲ見合居申候、貴方ニモ暫ク御見合有テ可然ト申サレケレハ、内膳殿重テ其元ニハ不似合御返答也、御領分ニ起シ一揆ノ事ナレハ、免哉角ト御見合ノ筈ニ無之候、公儀思召モ如何也、早々人數ヲ推テ拔群ノ御働可然ト、再三ニ及申サレケレトモ、只今城中ノ手並ニ恐テ、長門守殿ヲ始トシテ、諸組頭一向ニ人數ヲ可詰氣色無カリシカハ、内膳殿モ可為様ナク、家来庭田太郎左衛門ヲ呼テ申サレケルハ、其方ハ早々有馬家ノ陣所ニ参リ可申聞赴ハ、其手ハ今朝ノ働キ見苦數覺候、早々責入ラレ可然ト申渡サレ、太郎左衛門参テ右ノ口上ヲ述ケレハ、有馬兵部殿返答ニハ、扱々迷惑ノ御使ニ預リ候、今朝ノ義、更ニ當手打立ラレ逃ケ申ニテハ無御座候、今朝未明ヨリ塀下ニ責□セ候處、出丸ノ横矢強ク、先手大分損シ申候付、先手ヲ引ノケ、人數ヲ入替

ント仕候處ニ、下々々々亂レ候テ、夫ヲ制シ申候トテ延引仕候、今少シ見合追付乗入候ハント返事有ツテ、有馬家ノ人數一向ニ不進故、内膳殿立腹シテ、十藏殿へ此赴ヲ談シラレ、十藏殿早速馬ヲ飛セテ有馬ノ備ニ参ラレ、何迄角緩々ト扣エラレ候ヤ、無二無三ニ乗掛リ働、奴原ヲ御誅罰候ヘト揉立テ、又元ノ場へ騎還リ、手ノ人數ヲ進ラレ、十藏殿ノ家来ニハ並河九兵衛ト高野甚兵衛・黒澤治太夫・石谷瀬兵衛、窄人ニハ村瀬四郎兵衛・佐久間半之丞ナト面モ不振、塀ニ付テ、或ハ石ニ打タレ、鉄炮ニ中リ、各疵ヲ蒙リケル、長門殿ヨリ十藏殿へ、南都春日ノ社人野村治右衛門ト申者也、是ヲ附ラレケル、今此所ニテ鎗ヲ合セ、見事ノ働ユヘ、十藏殿後ニ感狀ヲ出サレケル、扱十藏殿ハ一陣ニ進テ屏ノ上ニ立、カ、リシ一揆ヲ鎗ヲ以テ突レケル處ヲ、側ヨリ一揆長刀ニテ十藏殿ノ鎗ヲ切折ケレハ、十藏殿太刀ヲ技ント致サレケル處ヲ、一揆一人塀ヨリアラハレ出、大身ノ鎗ヲ以テ十藏殿ノ肩先ヨリ背ニカケ、直ニ下ニ見テ突サゲケル、十藏殿家来湯浅角太夫是ヲ見テ、走掛テ鎗ヲ取り延、一揆ヲ塀ノ内ニ

突落ス、時ニ鉄炮ヲ以テ右ノ角太夫ヲ忽ニ打倒ス、湯淺ハ背ニ負ハレテ帰シカ、程無ク相果タリ、十藏殿少モ不臆尚々進テ下知致サレケル處ニ、石ヲ以打シカハ、仰ニ倒レケル、故ニ手ノ者又ハ諸方ノ附使者走ヨツテ引起シ、陣屋ニ帰ラレケル、此時諸手石谷殿ハ引取ラル、ト見及テ、彌進ム者ナク、端崩シテ引退ケル、此退口、十藏殿ハ殊ノ外見コトナル、其故ハ、手前家来ニ諸使者ヲ丸ク備テ、行儀ヨク足並ヲ揃ヘ引レケル故ニ、諸手ノ中ニ老功ノ者はヲ見、甚以感心ス、大略ハ諸手乱レ合テ、一屯リニ引ク者ナキハ甚見苦敷振也、今日ノ戦ニ、立花左近殿ハ元來後陣ノ事故、人數ヲ丸メ濱手ニ備ヘ、^(辺脱之)諸手ヨリノ城責ヲ見物アリ、十藏殿手負ナカラ、尚モ途中ニ止マツテ、使番ヲ以其許御備ハ遠キ所ニ扣ラレ候義不可然候、早々人數御寄可然ト申送ラレケル、立花殿返事ニハ、各方手強ク御責故、追付落城可仕候、其上ニテハ敵定テ濱ノ手ヘ落參ルヘシ、我等此所ニ扣テ、家来ニ拾首仕ラセ候ハン、為ニ濱ノ手ヲ堅メ申候ト返事ニ及ケル、必竟ハ廿日ノ城攻ニ諸手ヨリ後詰無之故ニ、今日角敗北イタセ

トモ見物シテ扣ヘラレケルト也、角諸手引キ、白子村々ニ逃散ル者有中ニ、内膳殿ハ今日ヲ最後ト兼テヨリ思定ノ上ハ、諸手ニ不見合、堀下ニ責詰、纒六間ヲ隔テ頻ニ近習諸國ノ附人ヲ勵シ、是非トモ乗入ントモダヘラレケル、右ノ通堀ニ近キ故、鉄炮ノ來ル事烈ク、何モ面ヲ向ヘキ様モナシ、内膳殿少モ不構眞一文字ニ駈寄テ、堀下ニ着テ、采牌ヲ上テ後陣ヲ招レケレトモ、一備モ續クコトナシ、内膳殿家来堀内庄右衛門・佐藤四郎左衛門・渡邊佐右衛門眞先ニ進テ打死ス、細川家ヨリ附人足輕大將出田宮内・寺尾左助、組ノ者ヲ引連テ内膳殿ノ先ニ進ミ、上使ノ先ヲ拂ハセ、上箭ヲ打セテ大走リニ着テ、鎗創ヲ負イ、石ニ打タレ、其段ヲ斷リ本陣ニカヘル、外ニ松平右衛門佐殿ノ使者坪内善右衛門・松平安藝殿使者小山田内藏丞ヨク働テ打死ス、松平長門殿ヨリノ使者國司下總ハ、足輕大分損シ、中々難叶様子故、残ル者ヲ召連レ、屏下ヨリ静ニ引取ケルヲ見テ、夥ク鉄炮ヲ打カケシカトモ、死人・手負ヲ悉ク引マトイ、堅固ニ引上シト也、諸手ヨリ感心シテ、其名高ク聞ヘタリケル、寺澤^(堅高)兵庫殿使

者関善右衛門モヨク働テ打死ス、内膳殿ノ鎗持郷右衛門
八十文字ノ鎗ヲカツキ、真先ニ進テ郭ニ乗入ント、切岸
ノ上ニ乘掛ル所ヲ、屏ノ上ヨリ熊手ニテ十文字ノ鎗ヲ引
奪ント、一揆兩人右ノ熊手ニ取付テ、是ヲ引、郷右衛門
モ元来大力也ケル故ニ、此鎗ヲ奪レテハ一生ノ恥ト、鎗
ニ左右ノ手ヲ掛テ互ニ勵ケルカ、遂ニ十文字ノ片鎌ヲ引
折テ、一揆二人仰ニ城中ニ轉ヒケル、郷右衛門モ鎗ヲ持
ナカラ犬走ノ片岸ヲ蹈崩シ、二足三足下リケ、(ル脱カ)内膳殿近
習小林九兵衛ハ鉄炮ヲ不構馳寄テ塀ノ上立、カ、ル一揆
ノ胸中ヲ、鎗ヲ以突抜テ屏ノ内ニ落シケル、後ニ彼手武
功吟味ノ節、小林ヲ一番鎗ト定ラレケル、相續テ赤羽源
兵衛・北川又右衛門、内膳殿ノ左右ニ並テ鎗ヲ突ケレト
モ、右手ヲ強ク被ル故ニ引返ケル、其外ニ伊藤半之丞モ
右手太刀疵ヲ被ケル、武田七郎兵衛・淺井六兵衛・平井
新兵衛・内山半左衛門各進テ犬走ニ着テ右手ヲ被ル、舎
兄周防守殿加勢組頭牧野善兵衛モ前手疵ヲ負ケル、其餘
新家弥兵衛・福持九太夫・加賀山一郎兵衛・浪人太田新
兵衛進テ疵ヲ負ケル、内膳殿モ采牌ヲ休メ、鎗ヲ握テ突

ツ突レツ戦レケルカ、鎗ノ柄ハ手本ヨリ切折レケレトモ、
是非塀ニ乗上ント採立ラルル時ニ、小林九兵衛左右ヲ見廻
シ、十藏様ハ最早御引成サレ候、御前ニモ暫ク御見合被
遊可然ト申ケレハ、内膳殿何ト十藏ハ引タルカト被仰、
後ヲ被見ケルニ、左右ニ竹東ヲカツキタル者トモ、内膳
殿被引取ト心得テ、一同ニ咄ト崩ケレハ、竹東ノ端透キ
タル間ヨリ鉄炮来テ、塀ノ腕木ニ取付タル内膳殿ノ左ノ
肩ヨリ右ノ脇腹ニ打通シケレハ、即ウツフシニ被伏ケル
故、小林休兵衛大ニ驚キ、引起サント肩ニカケル所ヲ、
鉄炮ヲサシ付テ股ヲ打抜ケル故、小林モ一同ニ倒レケル、
内山半左衛門・平井平太夫、内膳殿死骸ヲ竹東ニ載セ、
指物ヲ拾取、其外ノ家来乍手負四五人ニテ取包、本陣ニ
引返ス、諸手スハ上使衆打死ト申テ、一同ニ騒立、城内
ヨリモ大將ヲ慥ニ打取タリトテ、悦ノ開ヲ作リテ、追手
ノ門ヲ開テ數千人打出ケレハ、諸手彌恐ヲナシ、一同ニ
散ケル、板倉主水殿ハ手勢ヲ引具シ、松倉手ノ後ニ備ラ
レケルカ、松倉初合戦ニ人數ヲ損シ、二度掛ル勢無ク扣
テ居ラレケルヲ、主水殿ヨリ使番ヲ以テ、急テ攻入可然

ト度々被申遣ケレトモ、一向ニ備場ヨリ一人モ進サル故ニ、主水殿立腹ニテ^(ヨ)シ^(ヨ)今ハ手勢ニテ乗取ラント、松倉ノ備ヲ進出テ一面ニ推寄せラル、朱ノ大瓢^(龍脱カ)ノ上ニ黒熊ヲ付タル圓居、旗奉行加藤源右衛門裁判シテ眞先ニ進メケルカ、鉄炮ニ當リテ忽打死ス、米山與右衛門右ノ圓居ヲ裁判ス、^(相)扱續テ池田新兵衛・印貝左太夫・勝浦治太夫・成田善右衛門・大河内九左衛門・坂井長四郎・大村彌五右衛門杯ノ侍中、各矢表ニ立テ詰寄ル、此寄口ハ短高く、屏高シテ、尤鉄炮烈来ル故、急ニハ塀下ニモ可攻寄様モ無リシ処ニ、主水殿手ニ附シ浪人ノ内鈴木傳右衛門、昨夜ヨリ屏下ニ着キタリシカ、明ヲ待テ池田新兵衛ト小笠原土佐殿ノ使者伴三左衛門ト、三人一所ニ屏ヲ乗ラントスル處ヲ、塀ノ内ヨリ鎗・長刀ニテ稠ク防ク、不^(近)進寄、鈴木ハ塀ニ馴タル剛ノ者故、鎗ヲ取延テ一揆二人ヲ塀ノ内ニ突落ス、時ニ鉄炮類ニ中テシコロノ鉢付ニ打通シケレハ、即打死致シケル、草履取左吉死骸ヲ引入ル、外ニ畔柳寸齋ト云浪人モ狹間を隔テ突合ケルカ、一揆ノ鎗ヲ奪取ル、大石ニ被打テ絶死シ、少ク有テ息出テ、主

水殿へ断テ引取、次ニ稻生半兵衛・木邪^(村)新左衛門犬走ニ附テ石手ヲ負、其段主水殿へ申達テ引取ル、柳生新左衛門モ塀下打倒サル、東儀太夫ヨク働キ、主水殿へ証據ヲ望ケル、故ニ主水殿杖ヲ削リテ賜ケル、其外小出殿ヨリノ加勢諸浪人手ノ者、何モ一圖ニ勵合、一足モ不退、手負・死人等ヲ亂シテ伏シケレトモ、主水殿ハ少シモ不構、只平攻ニ陥潰セト采牌ヲ揚ケテ下知セラル、十藏殿ハ手負ナカラ猶モ扣ヘテ、諸手ヲ見分有ケル処ニ、主水殿一手殊ノ外死人多見ヘケル故、十藏使番ヲ以早々人數ヲ上ケラル可シト有、諸大名ヨリモ一旦御引可然ト、使番追々ニ來ル、主水殿不得已一町計繰引キシテ馬乘留、采牌ヲ上ケ、城ニ向イ、備ヲ立直シ、諸手ニ使番ヲ遣シテ、各方御同心候ハ^(ヨ)今一攻セメテ見申度候、御加勢有レトノ儀也、サレトモ諸手何モ先手ニ手負・死人夥敷様子ニ付、御加勢ノ儀成難ク候トノ返事也、是ヲ被聞、是非無キ事也、城中モ夜半ヨリ戰ニ定テ草臥ルヘシ、且ハ只今兵粮仕時分也、然ハ用心モ薄カルヘシ、ヨシ^(ヨ)諸手ハ不續トモ手勢計ニテ乗破レト下知シテ、再ヒ圓居ヲ立直

シ、一同ニ詰寄ル、此節黒田筑前守殿ヨリノ附使者大音
 六右衛門・黒田半左衛門、足輕五十人ヲ召連テ馳来リ、
 主水殿ノ轡ニ取付テ申ケルハ、コハ輕々數御振廻、先手
 ノ働大將ニハ似合不申候、若萬一ノ儀モ御座候ハ、明
 日ヨリ皆トモニ誰人カ御下知ヲ可被加候哉ト引止メケレ
 ハ、主水殿被聞テ、無理ニ先乘ヲ心懸ニテハ無シ、可攻
 圖ヲ見付テ攻ルコソ大將ノ役也、各ハ以ノ外ニ臆スル様
 ニ見エ申候、運ノ儀ハ力ニ不及事也、トカク今日ハ城ヲ
 乗取コソ侍ノ役義ナレハ、無用ノ儀申サンヨリ、拙者カ
 供ニ参ラレ候コソ各ノ務也トテ、馬ヲ乗出サル時ニ、六
 左衛門・半左衛門馬ノ左右ニスガリ、仰ノ如ク私ナト今
 日ニ於テハ成程臆シ申候、訣ハ御前ニハ未御存知無御座
 候哉、内膳様只今鉄炮ニ御中リ被遊候、十藏様エモ御手
 ヲ負レ候ト申ケレハ、主水殿是ハト驚キ、孝行ノ人故、
 先々人數ヲ可引上トテ、即人數ヲ引レケル、右ノ通惣人
 數竹束ノ内ニ引取ケレハ、日ハ午ノ刻ニ移ケル、今日寄
 手ノ手負・死人四千二百五人内打死七百七十七人、城内ハ手負・死
 人九十人有ケルトソ、前代未聞ノ敗北也、石谷殿早速飛

544の2

脚ヲ以江戸ニ注進アリ、其上ニ肥後・筑前ヘモ、早打ヲ
 以、早々人數ヲ可有加勢由被申送ケル、内膳殿死體（骸）、其
 夜島原ノ城下清光山江東寺ニ於テ火葬シ、家来村雨彌兵
 衛・伊藤半之允ト骨ヲ拾テ首ニ掛ケ、京都板倉周防殿ニ
 相達ス、周防殿ヨリ人ヲ附、本國參州中島ヘ遣シ、萬燈
 山長圓寺ニ葬リ、擲月院劔峯源光居士ト寺僧諡ヲ奉リケ
 ル、十藏殿ヨリ江戸ニ注進狀ニ曰、

態致〔注進之〕啓上候、先以改春之御慶賀申納候、然者當地御成
 敗之切支丹一揆寄集候有馬之城、朔日寅刻之責懸リ、
 板倉内膳諸手ニ下知〔加下知〕を加、走廻候処、鉄炮ニ中リ深手
 負、即座ニ討死仕候、各諸勢一入精ヲ出シ働被申候得〔押〕
 共、先手悉ク手負、或ハ討死數多御座候付、今日者乘
 崩シ候事難成候故、諸勢共ニ先陣木屋ニ引取申候、次
 ニ拙者も少々手負申候候、働不罷成、無念之至ニ御座
 候、猶具之儀追々可申上候、恐惶謹言、
〔猶、日、之、儀者〕

石谷十藏

ヲノ正月朔日

貞清

松平甚三郎(行徳)

直恒

井伊掃部頭様(直孝)

酒井讚岐守様(忠勝)

阿部豊後守様(忠秋)

阿部對馬守様(重次)

松平伊豆守様(信綱)

「旁註藤掛氏本」

545

天草説書云、正月元日(板倉重昌)、内膳(石谷貞清)、十蔵へ申され候へ、世

間にて侍冥加の盡る事、夫れに首をさけらるゝと誓文

に立候て、我等共冥加の盡たる事に候わん、江戸にて

ハ何れも今朝ハ登城仕、御祝儀を可申上に、家来共ハ

夫に首をさけられん事、無念成事と申され候、

一 正月朔日戦に、石谷方より立花手へ使番を遣し、何と

てひかへられ御攻無之やと咎られ候へハ、各城を乗捕

られ候へハ敵瀆手へ落可申候間、逃る敵の首拾ひ可申

と存、瀆手を固め申候と也、是ハ(去ルカ)廿日に立花一手

にて三の丸乗損し申さるゝ付、各後詰無之故、立花立

腹し、今日構われず候、今日討死・手負都合四拾餘人

と記す、諸大名より附使者討死三拾餘人、内松平安藝

守使者小山田内蔵丞、黒田右衛門佐使者坪田勝右衛門、

細川(忠利)越中守使者伊藤十之丞・横山介之進、右ハ板倉に

被申付候ゆへ、比類なき働討死す、松平長門守使者國

司下總名譽者跡に残り、殿に立退き、我同心・足輕召

連れ、塀下よりいかにも静に引候、依之足輕手負・死

人數多有之、手負をも悉く引掛させ、堅固に引取、諸

人感之、惣勢竹束の内へ引取候へハ、漸午の刻也、

546 「喜入忠政從臣聞書」

一有馬城元江御聞合とシテ、嶋津野州薩州より御詰候、

彼地江為使者三原左衛門殿被差越候、寛永拾五年正月

元日、一戦有之候ニ付、御働之由候、与力野元源左衛

門戦死ニ而候、

547の1 「寛明日記卷第十九」

寛永戊寅十五歳正月

元日、江戸自曉天乾ノ風、木折ニ吹テ似暗夜、不加之
大雨甚、古老曰、百年以来未聞ノ儀ト云々、

一今日於島原有軍、自昨夜於板倉陣明日惣攻時刻辰一点
ト定、

一有馬兵部太輔忠頼、獨高名ヲ心掛、寅ノ一天ニ寄大手
三ノ丸作時事夥シ、諸將聞之騒動ス、自城内打鉄炮・
矢・石ニ、有馬カ軍兵被討事多、後話遅故有馬勢敗走
ス、

一辰ノ前刻、諸手一同寄板倉内膳正兼テ思子細有之、吾
兵士ヲ息主水正(重矩)ヘ附屬シ、其身先衆軍城下ニ至、城内
ヨリ鉄炮・矢・石雨ノ如ク稠敷故、諸手引退ニ、板倉
ハ進寄故、甲ノ天邊ヲ石ニテ被碎、又左乳ヲ鉄炮ニテ
被打、内膳郎等主人ノ死體ヲ陳ニ引入、一所ニ討死仕、
家人ハ堀内庄左衛門・加藤源左衛門・同四郎左衛門・
渡辺作左衛門等也、手負都築左衛門・武田八左衛
門・勢多庄右衛門・阿辻忠俊・中根半兵衛等也、
一板倉主水正ハ松倉長門守カ跡備也、松倉カ兵不進故ニ、

主水正ノ行進強ニ進ントスレトモ、左ハ海、右ハ谷ニ
シテ無道、松倉カ勢ノ中ヲ押通、長門守カ舍弟右近重
頼、浪人以下百餘人引具、堀際數十人被討、

一石谷十藏ハ内膳討死ノ場所ヨリ五六間隔テ、堀下ニ付、
敵鑓ヲ以十藏カ肩先ヨリツタリカマテ突、十藏家来湯

浅角助角太夫鑓ニテ敵ヲ突落シ候ヘトモ、鉄炮稠敷故
不得举首、湯浅モ深手負正月七日死ス、十藏モ堀下ヨリ立退、

鉄炮如雨ナルニ、誠ニ十藏手負ナカラ退振見事成由也、
一松平甚三郎谷徳モ有馬手ニ有之、十藏ニ先ヲセラレ無念也

トテ、堀ノ手ヘ付ル故、鉄炮足ヘ中リ手負不及カ引退
ク、

一鍋島一手ハ二ノ丸ヘ乗掛ト云トモ、足場悪敷故後勢不
繼、殊城内ヨリノ鉄炮雨ノ如故、諸勢引上候ニ付、鍋
島勢モ引取、

一立花一手ノ者濱手ニ備、今日不手合故、石谷以軍使咎
之、立花申曰、及落城、落人可有、彼ヲ為討取如此云
々、是ハ去年廿日城攻ニ、各後話無之故ニ歴々ノ武士
ヲ多被討、且城ヲモ不乗切ヲ空ク仕故、腹立ニ及テ如

547の2

此、都テ其日討死・手負注文、

一有馬^(忠頼)兵部大輔内討死ノ士九十一人、手負ノ士百七十

五人、雑兵トモ討死・手負千百余人、

一鍋島^(元茂)紀伊守内并甲斐守兩手ニ討死ノ士三百八十三人、

手負ノ士四百余、雑兵トモ討死・手負二千五百人、

一松倉^(勝家)長門守内討死士十七人、手負ノ士四十九人、雜

兵トモニ討死・手負三百廿七人^(七十人トモ)、

一松倉^(板カ)右近手家人ノ士・諸國軍人三十餘人、或廿三人、

一松倉内膳并御目付ノ面々ニ相隨國々ノ浪人并使者三十

十余人討死、手負五十人、

元日ノ討死・手負三千九百廿八人ト記、

使者討死并働之覚

一松平安藝守使者小山田藏之助、

一黒田右衛門佐使者坪内勝右衛門、

一細川^(忠利)越中守使者兩人、伊藤十之允・横山助之進、

547の4

547の3

右四人使者板倉^(重昌)内膳手ニテ善討死、

一松平^(秀就)長門守使者國司下總、此者ハ後殿ヲ勤、堀下ヨリ

我足輕ヲ下知シ、靜ニ引纏ヒ退ク故、下々足輕ニ手負

死人多キヲ、死骸トモヲ申付引掛テ陣へ引入、諸人國

司カ働ヲ感申事、

547の5

一元日ノ早朝、板倉一書ヲ認、石谷十藏ノ方へ遣タリ、

其内ニ^(但シ馬上ニテ内膳正渡ストモ云リ)

547の6

去年之元日ハ、江城にて急ほしの緒をしめ、今日は鎮

西原の城に宵の緒をしめ、早打立候、何事も替行世の

習、今さらに候、

あら玉の年にまかせてさく花の

名のミ残しはさきかけとしれ

正月元日

板倉内膳正重昌

石谷^(貞澄)十藏殿

右ノ歌トモヲ數通書テ、内膳智音ノ者ノ方へ遣スト云

547の7

、

一松平甚三郎(行隆)・石谷十藏方ヨリ、今日午ノ刻江戸注進ニ

曰、

態致注進候、先以改春之御慶申納候、然者當所御成敗之吉利支丹一揆寄集候有馬之城、今朔日寅之刻責掛、

板倉内膳諸手に加下知走廻之處、鉄炮ニ中り申、深手

負、即座討死仕候、各諸勢一入精出拵被申候得共、先

手悉手負、或ハ討死数多有之候付而、今日ハ乗崩事難

成候故、諸勢共に先陣屋へ引取候、次拙者とも少宛手

負、存儘に働不罷成、無念之至ニ御座候、猶委細之儀

者追々可申上候、恐惶謹言、

寅正月元日

石谷十藏(貞徳)
松平甚三郎(行隆)

井伊掃部頭様(直孝)

酒井讃岐守様(忠勝)

阿部豊後守様(忠秋)

松平伊豆守様(信綱)

548

一板倉内膳殿諸陣家を御一覽御通之時分、城中より見受

候而為申由候ハ、松倉豊後殿ニ而候半と見及候間、鉄

炮ニ而可打留候、然者何左衛門へ打せ可申哉之旨、評

定取く、其中ニ有之濃津之行司ニ射させ可申由申者

有之、打せ候得者乍案中打留候、左候而聞候得者板倉

内膳殿ニ而候、依之有馬城中より箭文為射由候、文ニ

曰、いろはと書出候狂歌二日あり

二日丙寅

549

平塞録云、同二日早朝、石谷十藏殿・松平甚三郎殿ヨ

リ肥後ノ人数可發向之旨申来ル、傳云、眞源公ハ舊冬

ヨリ天草ノ人数ヲ御引拂以後、川尻ニ滞留ニテ、島原

へ加勢ノ儀度々被仰遣ケレトモ、上使衆ヨリ兎角ノ儀

無リシ故ニ、元三ノ御規式ハ、於熊本家中御禮御城中

ニテ可被請取ノ由ニテ御帰宿也、元日ヨリ三日ノ間、

如式尊賀之儀被受答ノ處ニ、元日城攻ニ内膳正殿打死、

石谷十藏殿モ手負ハルノ由、島原ニ被附置候物聞ノ方

ヨリ、元日ノ夜ニ入追々注進アリ、此上ハ必定熊本ノ軍兵催促ノ注進可有ト、真源公ニモ被思召、御家中ノ面々モ、用意ハ旧冬ヨリ相濟ケレトモ、各申談、一左右ノ有之ヲ待居タリ、二日ノ早朝二十藏殿ヨリノ書札到来シ、島原表無人數也、早後詰可有由申參ケル、元ヨリ家中覚悟シ用意相伺ケル故、御返書御調ノ上、早速熊本軍兵真源公御師御出陣也、一ノ先ハ長岡佐渡相務ム、其外組頭人數ノ師一萬餘人、旗指物飾立、川尻指テ押テ行、夥シク勢(也)□、其中ニ真源公御旗本陣押ノ次(第脱カ)

一 一番黒劔、二番大旗、三番鉄炮、四番玉藥、五番弓、六番矢箱、七番長柄、八番十文字鎗、九番家中甲冑、十番側鉄炮、十一番玉藥、十二番側弓、十三番矢箱、十四番持筒、十五番玉藥、十六番具足披箱、十七番騎替馬、十八番乗物、十九番使武者、二十番鎌鎗五十本、廿一番胃懸、廿二番立物箱、廿三番指物立、廿四番指物箱、廿五番床几、廿六番半弓百張、廿七番歩小姓、廿八番中小姓長持筒半弓・持鎗・大鐸・長刀、旗本歩卒左右

鎌鎗・長刀・挾箱、一番供馬、二番津川四郎右衛門、三番小々姓、四番醫師、五番大小姓、六番明石源左衛門・永良長兵衛・續平右衛門、七番家中馬乘、八番家中具足、九番家中乗替、十番家中長柄、十一番押奉行大小姓騎馬、以上川尻ニ着陣シ、川口ヨリ各乗舟ス、大將ノ屋形船ヲ真中ニシ、供舟四方ヲ取包ミ押渡ル、一番佐渡守父子、左備細川立允殿・長岡右馬助、右備(実書)ハ有吉頼母佐、數千艘海上充満シ、此節備頭ハ志水伯耆(元五)ハ中風ヲ煩故ニ、組ノ人數ハ嫡子新之丞名代トシテ組ヲ召連ル、在陣中ハ佐渡手ニ附テ相務ム、

550 此日島津下野守久元及子島津圖書頭久通・喜多村越中守忠智等、鹿兒島ヲ出馬シテ島原ニ赴ケリ、

551 「肝付兼屋從臣緒方主殿覽書真入忠政從臣開書にも此所あり、大同小異奇話の如し」
いろはにはほへ、たけにしたる弓尺かな、「長ハイ」
「トイ」「欵イ」
か有馬にちりぬるを、若武者バカリ許先に立テ、をぢくかゝる後の老武者、よたれそつねながら、思案しすこして

カ、あだに板倉、世には内膳、らむるのおく病かたの者共哉、思ひハ切なは、城は極樂、思案打捨て、たゞ一筋に城にのれがし、やまふこえての物とて、石火矢を打て、せハなき玉藥哉、あさきゆめみしりもせざるハ、「四郎を誰か言なして益田とハいふ」益田を、「京より下益田を、「大將ハ、あたま板倉、世にハ内膳」益田と云ハ、誰かめの前多ひもせず、敵ののどをばほすよりも、たゞふみかけて、切ほしにせよ、一二三四五六七の身を捨て、八九十まで生て專なし、「るまれりイ」右のいろはを冠にせし歌も、城中よりの矢文と見へれども、月日なし、然あれど元日の合戦に板倉どの討死、以後兵糧攻の評議を聞てよミたる歌どもあれバ、伊豆守着陣せられし頃の事歎、まつ姑く此に載せおくなり、鹿籠の従兵等か聞書には、元日に載せある也、

以上

早飛脚を以申入候、嶋原之はる之城、御朔日ニ惣攻被仕候処ニ、城乗聞不申、板倉内膳殿御討死、石谷十蔵殿・松平甚三郎殿ハ手を負被成候由ニ御座候、就其肥後・薩摩・筑前、此三手之御人数嶋原江被成御渡、今迄御人数「スル」

ニ可被入替由、

上使御衆被仰旨、立允所より只今申来候、

上使御衆より可被仰入候得共、為先御心意早飛脚を以申

入候、恐惶謹言、

とりの上刻

正月二日

一色全頭

昭元

嶋津下野守様

「スル」

川上左近将監様

「スル」 参人々御中

三日丁卯

553

平塞録云、三日、上使松平伊豆殿・戸田左門殿嶋原ノ城

ニ到着、傳曰、上使去ル正月元日ニ筑前ノ内原田ニ着、

今嶋原ニ着有リ、

554の1

此日本田親右衛門親貞、鹿兒島ヨリ御使として島原ニ到着、直に在陣す、三原重庸即日ニ之宮左右衛門を帰して、島原の事を報告せり、

覺

一 去ル朔日、出水衆小倉大炊介を以申上候、定而可相達候事、

一 昨朝十蔵江御見舞として罷出候、御手茂痛不申候、左之かひなに鉄炮すり、手又甲に石當り、其石はなと口

とに少すり申候、何れ茂浅手にて、昨日ハ仕寄見廻ニ御行被成候事、

一 十蔵殿被仰候茂、何頃人数可参と承候条、海路不自由、其上古より物毎に急ニ仕習ハさる國にて候条、早速ニ

者可難成欵、今月中ニ茂可参揃候哉、乍去被仰付儀ニ候、此節之御奉公ニ而候条、折角精を入、片時茂はや

く人数急ニ^(可カ)申付と申上候、
一 御國より人数不参候ハ、城責ハ有之間敷と取沙^{「申候」}汰事、

一本田新右衛門尉今日参着被申候、御返事之通リ以書状申入候、二之宮左右衛門尉殿^{一本無}使ニ遣申ニ付、新右

衛門者留置申候事、
一 板倉内膳殿戦死之刻、内衆只式人相付事など申候事、

一 内膳殿、朔日之晩ニ築川へ舟ニ而被相越、灰にならせ

られ候事、

一 内膳殿御子息主水佐殿ハ、爰元江御在陣ニ而候事、
一 諸國より使者餘多戦死ニ而候、松平隠岐守殿使者松野

三郎右衛門、又河内守殿使老人ハ深手ニて候、何れ茂戦死之衆者帳ニ付、江戸へ上り申候由傳承候、野元源

左衛門事茂帳ニ付たる由承及候、左茂御座候哉、昨日之朝從十蔵殿御尋ニ而候事、

一 有馬玄蕃頭殿衆先手ニ而候処ニ、夜内より敗軍事々敷^{「イナシ」}躰ニ而候、就夫内膳殿茂拾蔵殿茂御腹立ニ而、先懸被

成候、
一 有馬殿衆者、犬ねこよりもおとりたる様ニ陣中之取沙^{「イナシ」}汰ニ而候事、

一 鍋嶋殿衆茂餘多戦死ニ而候、松倉殿衆ハ残たる侍多茂無之由候間、仕寄場之番茂可難成候条、仕寄場立花殿

へ可被相渡由候事、
一 立花殿衆者瀆手ニそなへ、老人茂不罷出、城責之時者

見物ニ而候事、
一 城涯に戦死之者共于今其まゝ召置候処ニ、城之中より

一本ハ、穴を堀出、其穴より夜々出候而、死人之刀・脇指・竹たはを取申候、夕部茂五ツ過に時の聲をあけ、多人數打出候て、鍋嶋殿仕寄場を追拂、玉藥箱迄取事候由申候事、

一城之内ニ者、矢種子・玉藥多茂無之と申候、雜説ニ者鉄炮之玉をまめ板杯を入候て打申候由申候事、

一肥後衆今日迄者着陣無之候、此中爰元へ罷居候船共、皆々戻り申候間、定而今明日あたり可被参と存候、又筑前衆者六月七日の頃にも可被相着哉と申候事、

一御國衆參候ハ、一手柄可有之由、上使衆其外諸軍勢取沙汰之由申候、是者一大事之儀候条、今度被罷立候衆之事、雖不及申上候、被入御念尤ニ奉存候、城責ニ而候間、陣道具にハ楯之板・竹たは・鍬・竹の上り橋・弓・鉄炮可為題目事、

一今月二日ニ野州老・同圖書頭殿・越中守殿御打立被成候由、目出度存候事、

一松平河内守殿薩摩へ御下にて、直ニ爰元江可為御出陣由候哉、定而御乗船之儀茂御國より被仰付候半と存候、

御國より打立之衆最中ニ、彼是御取紛之段奉察候事、

一河内守様御陣屋之道具茂、御國ニ而木作揃上齋の笛并琉球筵、其外陣道具等迄參候へてハ、可為御事闕之事、

一松平伊豆守殿・戸田左門殿陣屋之儀者、細川越中殿より被仰付候、上齋壁は苦ニ而候、又たる木なとハ竹と見得申候、柱者三寸角計厚木又者丸たニ而候事、

一御國之陣場者濱之近くに取申候而、我等茂罷居候事、

一陣屋廻りニ柵を結せ可申候間、丸太可被遣候、又先日も申候様ニのほり・鉄炮・小さし・はつぶり之儀、成次第大分ニ可被仰付候事、

一石うちニ者せうたの甲能候而、皆々拵申候、城之内之者共茂、右之かふとを着申候由申候、内々其御用意可被仰付候事、

一伊集院衆、能キ時分ニ被仰付被遣候而、參着被申候事、

一出水表ニ船有之間敷と存、我等馬船遣候間、此船ニ出水衆少々成共先御乗せ候而可被遣候、人衆一度ニハとても罷成間敷候、左様候ハ、人數一度ニ被參候ハんより、追々被參候得者、御國之内にても、此地之近所

嶋原軍衆人數差出留

一 卅五正月三日より、天草きりしたん一乱ニ付、人數被指遣候賦仕候、相役福や五郎兵衛殿・左近允壱岐守殿・村田郷左衛門尉殿也、それより天草へ人數引飯米賦方ニ付、村田郷左衛門尉殿と參候而、御奉公相勤申候、左候而在江戸被仰付、三月罷帰候、

555 「猪俣為右衛門則康筆記」

同十五年

(山田有榮) 山民部少様

(川上久國) 川將監様

(島津久元) 野州様

参

寅 正月三日 達候間、可被聞召届候、以上、

(重應) 三原左衛門佐

ニ罷在候者共先為參由披露いたし候得者、無御油断被仰付候通り、上使衆も御満足之由傳承候間、左様可被仰付事肝心ニ候、他國衆も其分ニ有之と見得申候事、

右之條々ニ之宮全右衛門口上ニ申含候条、委曲可相

一人躰百拾人正月十七日米之津參着高山衆中
一悴者夫丸九拾人
内 四人者三人間之夫

内

拾人 海江田十兵衛

八拾六人者

寛永十七年庚辰高山軍役帳ニ高百石、同比高山噺役、正保元年甲申帳ニ六十三歳ト有、天正十壬午年生ニ當ル、寛永十五年□□十七歳也、同帳ニ家内十八人鹿兒嶋海江田仲左衛門殿方江參候ト有、今高山ニ子孫ナン、鹿兒嶋衆ニ子孫有之由ニ相傳候、

八人 日高小平次

源為清

元和五己未年生ニ而、當時^{ソシカキ}二十歳、寛永十七年之軍役帳ニ高二百八十□石五斗トアリ、後号平左衛門、又改休左衛門、後高山噺役、當八郎太為□より八代之祖也、

五人 大迫彌兵衛

寛永十七年之軍役帳ニ高百八十四石トアリ、傳ニ曰、鹿兒嶋江被出候由、今高山江子孫ナン、

六人 川俣九郎右衛門 惟宗家次

慶長十四己酉年生ニ而、當時三十歳、寛永十七年之軍役帳ニ高百六十四石五斗壹升壹合トアリ、其後依願改_ム河俣_ト、當龍藏政春ヨリ六代之祖也、

四人 日高新左衛門 源正時

慶長十三戊申年生ニ而、當時三十一歳、寛永十七年之軍役帳ニ高百石トアリ、後高山嚶役、當新左衛門正□ヨリ六代之祖也、

四人 山下大仁_{或大貳トモアリ} 源綱政

元和四戊午年生ニ而、當時二十一歳、寛永十七年之軍役帳ニ高百拾貳石トアリ、同十八年蚤死、當彦一實□ヨリ八代之祖、四郎左衛門綱長之兄也、

四人 市来長左衛門 惟宗家充

慶長四己亥年生ニテ、當時四十歳、寛永十七年之軍役帳ニ高七十七石八斗トアリ、嫡家断絶、二男家當運右衛門政致_{ユキ}ヨリ六代之祖也、

三人 小野原志摩助 藤原良倍

慶長十一丙午年生ニ而、當時三十三歳、寛永十七年

之軍役帳ニ高八十一石トアリ、後改_ニ孝左衛門良堅、當鎌龍良意ヨリ七代之祖也、

三人 吉井掃部兵衛 藤原清次

文祿三甲午年生ニ而、當時四十五歳、寛永十七年之軍役帳ニ高六十四石壹斗五升六合九夕三オトアリ、當宗太郎清穩ヨリ七代之祖也、

三人 以益 藤原篤辰

白坂以益也、嫡家鹿兒嶋ニ有リ、寛永中ヨリ以益高山之内居_ニ住_ル于内之浦_ニ、二男家内之浦土白坂次郎兵衛祖也、天正十二甲申年生ニ而、當時五十五歳、以益ノ二男勘左衛門米ノ津出張之事未詳、

式人 秀存坊 橘公有

長峯秀存坊、後ニ改_ニ善慶坊公覚_{小野原良倍之實弟也}、慶長十九甲寅年生ニ而、當時二十五歳、寛永十七年之軍役帳ニ高四十三石トアリ、當愛染院公意ヨリ六代之祖也、

式人 大林坊 藤原行覚

二階堂大林坊、慶長八癸卯年生ニ而、當時三十六歳、當本覚院行昭ヨリ七代之祖也、

式人 山之内彦七 小野種平

慶長十八癸丑年生ニ而、當時二十六歳、當休之進種

專ヨリ六代之祖也、

式人 宇都縫殿助

寛永九年屋敷帳・同十年軍役帳ニ不見得、同十七年

之軍役帳ニ高十六石八斗、四十三歳トアリ、同十五

年ニハ四十一歳ニ當ル、正保四年之[□]帳ニ下人・

下女八人有、其後之儀未詳、今高山ニ家名・子孫ナシ、

式人 日高彦太郎 源為次

後改權左衛門、慶長四己亥年生ニ而、當時四十歳、

當熊袈裟為[□]より八代之祖也、

式人 宮里[□]兵衛 紀正信

後外記、又改掃部、慶長十一丙午年生ニテ、當時三

十三歳、當仲之進正[□]より六代之祖也、

式人 吉田宇右衛門 息長清治

後改何右衛門、元和五己未年生ニテ、當時二十歳、

當藤兵衛清[□]より八代之祖也、

式人 柏原善左衛門 橘東昌

慶長七壬寅年生ニテ、當時三十七歳、當武平太公[□]
ヨリ七代之祖也、

式人 泉養坊 藤原快重

初俗名武元善右衛門、慶長十五庚戌年生ニテ、當時

二十九歳、當武元善九郎清[□]ヨリ七代之祖也、

老入ツ、津曲諸兵衛 伴兼良

種兵衛也、諸ハ傳写之誤歟、慶長十四己酉年生ニ

而、當時三十歳、當次五兼風ヨリ八代之祖也、

黒木四郎左衛門系圖所持之由、然未見姓名、追可記

慶長二丁酉年生ニ而、當時四十二歳、有故而嫡家

断絶、二男家當八十八[□]ヨリ六代之祖也、

森屋民部左衛門 平重治

守屋也、唱同故書誤歟、慶長十九甲寅年生ニ而、

當時二十五歳、當守屋彈正良易ヨリ六代之祖也、

伊東盛右衛門 藤原正祐

清右衛門也、唱同故書誤歟、天正十二甲申年生ニ

而、當時五十五歳、當才藏佳太郎祐子之嫡子祐春ヨリ八代

之祖也、

野元治右衛門

藤原秀次法名一外清久居士

當伴之進公富ヨリ六代之祖也、

慶長九甲辰年於大口生、當時三十五歳、當八次郎

福屋彦兵衛

藤原幸次貞享二年乙丑八月死、年六十七

清知ヨリ七代之祖也、

福山也、屋ハ傳写之誤也、元和五己未年誕生ニ而、當時二十歳、後改十右衛門、當彦左衛門幸□ヨリ

池袋彦兵衛

平宗武

池袋越後守宗忽嫡孫ニ而宗忽嫡子、宗足置死、慶長十乙巳年生、當時三十四歳、當權兵衛純□ヨリ八代之祖也、

八代之祖也、

生、當時三十四歳、當權兵衛純□ヨリ八代之祖也、

四元次右衛門

源忠次伊集院氏之庶流

同名彦八郎

平宗清

池袋宗忽ニ男宗信之嫡子也、元和三丁巳年誕生ニ

慶長九甲辰年誕生而、當時三十五歳、後改曾右衛門、當軍次郎俊□ヨリ七代之祖也庶流多シ、

而、當時二十二歳、後改佐左衛門、高山嘜役勤、

慶存坊慶存ニ字之内ニ誤ハ無哉、

當次郎右衛門□□ヨリ五代之祖也、(純カ)

何方之祖未詳、寛永中圖師養存坊・清水玉存坊・

上田權之丞

藤原幸宗

元和五己未年誕生而、當時二十歳、當數馬幸□ヨ

中村大慶坊抔ト云有リ、且寛永九年屋敷帳・同十年・同十七年軍役帳、其外承應・明曆ノ頃之諸帳

リ七代之祖也、

ニ慶存坊ト云ハミヘス、小倉源右衛門子慶乘坊改

圖師万左衛門

伴兼次

文祿二癸巳年誕生而或慶長元丙申年誕生、當時四十三歳トモ有、當時四十六

常仙坊、慶長十九甲寅年生、寛永十五年ニハ二十五歳ニ當ル、又長瀨采女兒慶養坊、慶長四己亥年

歳、當善良坊兼□ヨリ八代之祖也、

生、寛永十五年ニハ四十歳ニ當ル、此類之人歟、

柏原久次郎

橘公喬

元和六庚申年誕生而、當時十九歳、後改弥左衛門、

未考、

成合有右衛門姓未詳、平姓歟、盛次法名天窓意雲居士

元和七辛酉年生ニ而、當時十八歳、當城之助盛□
ヨリ九代之祖也、

浅倉藤十郎

重次法名華岳永昌上座

朝倉と浅ハ同唱故書誤欵、慶長十三戊申年生ニ而、
當時三十一歳、後改七右衛門、嫡男善左衛門重真
代、貞享二年依科被移于山之口、子孫依鍛冶之功
被召出、鹿兒嶋ニ子孫有之由相傳、庶家ハ今志布
志ニ住而鍛冶ノ由也、

迫水善左衛門

源忠藏

忠國公五公子伊与守忠經四代忠光ノ四男也、天正
十五年丁亥二月四日□□誕生而、當時五十二歳、
今高山郷士迫水惣右衛門経喜ヨリ八代之祖也、

竹井喜七

藤原良次

竹之井也、元和七辛酉年生ニ而、當時十八歳、後
改七左衛門、當蓮樹坊良□ヨリ七代之祖也、

蒲生縫殿助

慶長十一丙午年、於大崎誕生而、當時三十三歳、
寛永十九年二月、八重嶋御番ニ被参、同廿年四月

〔本ノ瓜山ノ字ナシ〕

死去、女子二人有、子孫断絶欵、又大崎士列ニ入
欵、今高山郷士高窮帳ニ無家名、

右者、寛永十五年戊寅春、高山御地頭嶋津下野守久元
殿代、嶋原・天草一揆之時、高山ヨリ出水米之津江参
着人數如右、

鉄砲衆

一人躰貳拾貳人内壹人賄衆

高山衆中

一始良郷士當森田此右衛門所持米計リ、合柁之銘書、

寛永十五年正月卅日、天草内亀川而森田山助指主

右合之銘書ホリ付有之候由、米何程入候哉、被申越候様頼

越申候処ニ、米式合入ニ而少シ大ク式合老式夕入候由、例

シ見候段□□圓齋より被申越候、

557

一隅州横川安良大明神ノ社内ニ藏ル大般若經箱之蓋裏ニ、

永享六載甲寅歲夏五晦日、妙高山帝釈寺住山比丘桂庵

老衲處月ガ書タル文ノ事、

隅州高山波見村之内平後蘭ニ帝釈寺開基者、肝付氏祖

伴拯大監兼行、永觀二年甲申鹿兒嶋神食ヨリ高山本城

ニ移リ、翌三年乙酉祈願所高崇寺・菩提所帝釈寺ヲ建

立ト見ヘタリ、此時ヨリ妙高山ノ山号ハ有リシナラン、
帝釈寺ノ山ハ國見嶽ニ續キテ高山也、帝釈寺跡ノ邊ノ
山ヲ今ニ梵天堂ト云、今ノ新留村之帝釈寺ハ山ヒキク
シテ、妙高山ト云程ノ地ニ非ス、去レドモ今ニ旧名ノ
通リ山号ハ妙高山ト云、永觀ヨリ三百七十余年ノ後、
延文ノ比、楡井頼仲帝釈寺ヲ日州志布志ニ引移シテ、
大慈寺ト改、

右、楡井頼仲が志布志ニ移シタルコトハ、三國擾亂
記・地理誌等ニ見ヘタリ、本藩地理拾遺集ニハ、玉
山和尚入唐帰朝之時、大始良ノ濱田ニ著岸シテ、濱
田ニ吞海庵ヲ建立シ、住居間モナク大始良ノ龍翔寺
ヲ建立シテ居住ノ處ニ、頼仲曆應三年ニ大慈寺ヲ立
テ、玉山和尚ヲ招キ開山トス、玉山和尚ハ觀應二年
五月廿五日寂スト見ヘタリ、曆應ハ延文ヨリ十七八
年前也、開山ノ寂觀應二年ハ、曆應三ヨリ十二年後
ニシテ、延文ヨリ六七年前也、頼仲が大慈寺内宝池
庵ニテ自害シタルハ延文二年丁酉二月五日也、然ル
時ハ帝釈寺ヲ引移シタルハ曆應三年缺、頼仲モ曆應

ノ比ヨリ延文迄、十八九年モ志布志ニ居城セシカ、
頼仲ガ帝釈寺ヲ志布志ニ引移シタル以後、年代不_レ知_レ、
然モ嘉慶以後、新留村昌林寺ノ境内ニ又引移シテ、今
モ妙高山帝釈寺ト号ス、梵天帝釈等ノ像アリ、勸請開
山大慈寺二世剛中和尚也昌林寺ト
同開山也、延文ヨリ三十余年
以後嘉慶二年五月廿七日、剛中寂ス、然ルニ曆應ヨリ
九十四五年以後、永亨(享)ノ頃ハ、昌林寺境内ニ引移シタ
ル後欵、又頼仲ガ引移シタル寺跡波見ニ、又帝釈寺ヲ
再興シテ、永亨(享)以後昌林寺境内ニ引移シタルヤ、不_レ知_レ、
今ノ帝釈寺モ余程古ク、寺山古木抔有リ、代々住持ノ
世代モ不_レ知_レ、昌林寺九世ニ村庵ト云ハ有レドモ、桂
庵處兆等ハ見ヘス、帝釈寺ノ上ノ山中五輪之古墓過去
帳ニ、文永九年壬申正月十二日卒阿佛大禪定門肝付河
内守兼右ト有リ、文永ハ永觀ヨリ二百九十余年以後ニ
テ、曆應ヨリ六十余年前也、然レバ文永年中迄ハ帝釈
寺波見ニ有リシ事明白也、昌林寺モ嘉慶元年ノ比建立
之寺ナレバ、文永ヨリ百二十余年以後建立也、波見帝
釈寺跡ニ二ツノ古墓アリ、餘程古ク、大石ニテ、石形

凡庸ノ墓トハ見ヘス、一ツハ五輪、一ツハ五輪ニ非ス、皆無銘、何方ノ先祖ト云傳モナク、人家ヲ隔テ山中ナレバ、花香上ル者モナシ、良意按ニ、帝釈寺ハ菩提所トシテ兼行開基セラレシナレバ、疑ラクハ兼行之墓欵、又ハ兼行ノ妻欵、一ツハ又阿佛ノ墓欵、或ヒハ又疑フ、昌林寺境内ノ墓、文永九年迄ハ帝釈寺（俗々）ハ波見ニ有リ、昌林寺ハ未立タス、依之波見ニ阿佛ノ墓有リシ故、帝釈寺ヲ今ノ地ニ引移ス時、新ニ一墓ヲ上ノ山中ニ建立シテ阿佛ノ見立墓トシタルナラン欵、然ル故ニ波見ノ墓ハ正塔ナレドモ自然ニ疎クナリタルニハ非ル欵、未可考、帝釈寺ノ大般若経、今横川ニ有ルハ、其後之住僧如何様横川ノ寺ニ移轉之時持越、社内ニ納ル欵、又内之浦鷹屋大明神社内ニ藏ル大般若経ハ、皆写本ニテ候処ニ、板行本ト段々入替リ有之、是ハ朝鮮渡海之時、國中ノ大般若経持越、帰朝ノ時飯隈山ノ板行本ト段々取替テ有ルト云、如_レ是時持越セシヤ、未可考、同山同寺号ノ別寺カ、未_レ知_レ、

一 弘安六年十一月十九日之和与状、其_レ御写御遣被下

度御頼申上候、正文ハ今ニ肝付家ニ御座候哉、写迄有之候哉、是又御尋申上候、

一 高皇産靈尊ヨリ新太夫兼俊迄、代々之世代御写御遣被

下度、是又御頼申上候、

一 當分高山東方ハ野崎村此村内ニ塚崎津曲アリ・波見村此村内ニ・新留

村三ヶ村御座候、西方ハ前田村上代和泉田村ト云、後田村ト一名ノ時ハ西方村ト云

・後田村繁村ト一往為申由・宮下村・富山村四ヶ村御座候、合

セテ當分七ヶ村也、

一 宇郡伊ト申所相知れ不申候、

十五年正月四

日至十二日

寛永軍徴

卷十一ノ上

正月四日戊辰至十二日丙子

558

寛明日記云、松平伊豆守・戸田左門(信綱)其勢五千計ニテ、

今日有馬表(氏姓)へ着陳也、則為順見両將打出、見原之城之

躰、伊豆守申へ、此躰早速不可落トテ飯陳屋、招諸將、

上意之旨ヲ申渡或記ニハ、二日ニ両將有馬へ着陳トアリ、丑寅賊

アリ、例ノ
妄作ナリ、

一今日晩景、細川肥後守光高(マユ)着船肥後國洲川津、自原城

催其間一里、其夜屯野休兵馬、

559の1

平塞録云、四日、上使伊豆殿・左門殿原ノ城ニ到着、
(細川光利)真源公島原須川ニ着陣、傳曰、上使衆原ノ城ニ着故、敗

軍何モ色ヲ直シ悦ケル、角テ上使衆城ノ様子見分有、一

揆ノ始末ヲ能尋(キ)子聞テ申サレケルハ、城ニ籠テ一揆ノ土

民ト侮テ各越度有ト察シ候、向後ハ彌仕寄ヲ附、竹束栖

樓ニテ遠鉄炮ヲ以城中ヲ苦メ、何迄ト無ク取巻、一揆自

然ト退屈致候様ニ心得、何モ其下知ヲ家中ニ加ル(モ)、築山

ヲ設ル陣屋ノ道筋ヲ返ル(造)ヘキ事肝要也ト、一通ノ書ヲ各

エ相渡サル、

559の2

覺

一指図ノ所ニ山ヲ築、城中ヲ見下シ候程ニ高ク、可成程

ハ急キ申候テ築之可申事、

一右ノ築山築立申候内、栖樓ノ支度可被致事、

一諸手小屋場ノ前江道造ノ事、

但シ廣サ五間ノ事、

以上

正月四日

松平伊豆守(信綱)

559の3

諸手家老中へ 戸田左門(氏姓)

一真源公(細川光利)ハ大軍ヲ引卒シ、今日島原ノ内須川ト云処ニ着陣有リ、惣勢勇テ舟ヨリ上リ、其夜ハ須川ニ陣ス、幕圍ノ小屋出来候、箭火夥焼連子(義)、白昼ノ如、外張ニ逆茂木・違土居、夜討ノ用心ノ備ヲ置、堅固ニ野陣ヲ被居ケル、須川ヨリ原ノ城ヘハ一里ノ間故、城中一揆ノ奴原、斯ク新手ノ大軍打向フヲ遠見セハ、城中モ定テ恐ヲ可成ト、諸手ノ功者ハ申ケル、

560 「藤掛集書」

為御代官松平伊豆守・戸田左門重而九州下向之事

附隣国より人数出す事

一松平伊豆守信綱・戸田左門氏鐵、其勢五千計にて正月四日到有馬着陳也、惣勢競候事不大形候、両將則惣陣場見分有、敵城巡見なり、其外追々着陣の衆、
一細川越中守忠利・同肥後守光利拾八歳、式萬三千五百人、

一鍋嶋信濃守勝茂・同甲斐守直證・諫早豊前守、共ニ式万五千人、

一松平右衛門佐忠之・黒田甲斐守・同市正(長興)、共ニ八千人、

一寺澤兵庫頭忠高、七千五百七拾五人、

一有馬文蕃頭豊氏・同兵部少輔忠重、八千三百人、

一立花飛驒守茂政・同左近忠重、五千五百五拾五人、

一有馬左衛門佐・同藏人(直徳)、三千三百餘人、

一小笠原右近太夫、六千餘人、

一松平丹後守、千五百人、

一小笠原信濃守(長次)、式千五百人、

一水野日向守勝茂・同美作守勝重・息伊織十四才、五千

六百餘人、

一松倉長門守勝家、五百餘人、

一板倉内膳正(重忠)・同主水(眞傳)・石谷十藏(職直)・榊原飛驒守・牧野傳藏(純)・林丹波守(勝正)・松平甚三郎(行隆)、合八百餘人、

一薩摩勢千人、大将喜入撰津守(忠政)・嶋津豊前守(久寛)・入来院石見守参仕也、

一諸國使番、合八百餘人、

一戸田左門氏（重）継、我千五百人、
一松平伊豆守信綱、千五百人、

都合拾貳萬四千餘人

右之衆原の城を打圍ひ、大廻りに柵木二重に結せ、諸
手の仕寄場にしぼり、門を付させ、敵の入太ク相改、
味方通用の道橋普請等被申付、日々夜々に仕寄、竹束
にて責寄候事、

561 「加世田土小川監物日記」

日當是關四日、舟加子おつ立として□盛殿・有馬勘左衛門
殿・平山七兵衛殿・□四郎左衛門殿、諸浦年内より被
相廻之由候て御通候、殿役方より宿送り申候、

562 去ル元日、石谷貞清ノ書簡ヲ、出水衆小倉大炊介此日島
原ヨリ皈テ呈上ス、詳ニ五日ニ載ス、

563 「舊傳集上文ハ十二月十四日
にのせおきたり」

然に、重（信綱）而松平伊豆守殿御下り被成候而、いつれもの衆

へ御條書ひろめ有之、何れ茂被召出候、其時左衛門佐殿
も上座近く被罷出居候處ニ、伊豆守殿より左衛門佐是へ
と被仰候へ共、御返答不申上候、又三原左衛門（重）佐是へと
有之候得共、同御返答不申上候ニ付、薩州之三原左衛門
佐是へと御座候時、あつと申被罷出候へハ、御條書之儀
ハ其方へ頼候間可相廣由被仰候、再三辞退せられ候へ共、
是非と有之候而、無是非御條書受取、御座へ直り、御條
書を巻ほとき、一篇ばらりと見被申候へハ、いつれもの
衆せき為申坎とよめ可申哉と、あやふミたる様子にて候、
一口讀出し被申候と、一字一点もあやまらず、水の流る
ゝ様ニ未迄讀終り為被申由候、其後よりハ諸國の家老衆
何ぞ申出候儀有之候へハ、薩州之三原左衛門佐へ取次可
申出由にて、左衛門佐何篇取次為被申上由候、然ニ城責
有之、城より打而出候へハ、皆敗北にて候処ニ、左衛門
佐殿ハ馬を踏留被申、敗北之勢とハ船の行すりの様に有
之、左衛門佐殿ハ進ミ被申候様に脇よりハ見得為申由候、
然に天下の目附衆被參候て、何方ニ而候哉と相尋被申候
へハ、薩州之三原左衛門佐と答被申候由、外ニハ伊豆守

殿・内膳殿御備立留不被成候由、扱左衛門佐殿へ御條書
廣め被仰付候儀ハ、先年江戸桜田御屋敷江伊豆守殿御座
候刻、御床ニ賛有之御掛物掛有之候に、伊豆守殿より伊
勢兵部殿江何と讀候哉と御尋被成候時、兵部殿より三原
左衛門佐ハ年若ニハ御座候得共、左様成ものハ能取喫申
候間讀せ可申由にて、左衛門佐罷出讀被申候也、依之左
衛門佐殿文才有之由被存、左衛門佐ニ而なくは成間敷由
にて、御條書廣メ被仰付たる由にて候、左衛門佐殿嶋原
之働ハ古今稀成由候、於御當家天下ニ押出し才智發明ニ
候、勝たる御家老ハ左衛門佐殿外ニハ無之候、然共威勢
つよく、肩をならふる人なく、おこり高くして、後町田
出羽守殿子息出羽殿左衛門十三才ニ成被申候を、佐土原
之世継ニ可致由ニ而致謀書、御家老御免ニ而、指宿の源
中寺へ寺領被仰付、彼にて相果為被申由候、

季安按、松平信綱ヨリ薩州ノ三原左衛門佐ト呼ヒ玉ヘル迄ハ
重庸應對セラレザリシハ、最モ左モアルベシ、我薩兵ノ内ニ
テサへ、鹿兒島ヨリモ蒲生ヨリモ福岡新兵衛ト云同姓名アリ、
又加久藤ニモ國分ニモ小川千介ト云同名ノ人ナド、一時ニ皆

565の1

平塞録云、五日、上使衆重テ諸陣へ被仰渡趣有リ、眞
シム、細川請取、大手仕寄ヲ付云々、

564

參陣セシコト見ヘレバ、況ヤ諸國數侯ノ衆軍ヲ聚ラレシ上ハ、
尚如此コトモ多カリツレバ、重庸楚忽ニ應ゼラレンモ當然ノ
コトナルベシ、一國ニテサへ右躰同名多キヲ現在知ラレテノ
コトト考ハレタリ、

五日己巳

寛明日記云、五日、細川肥後守之勢押寄于有馬、城ヨ
リ乾ノ方、山ノ手ニ陳營、
(監高)

一寺澤兵庫頭雖居唐津城、天草表無心許思、向ニ出陣ヲ
望ム蒙御下知、今日着陣ス、寺澤軍兵等ハ所々ニテ旧
冬討死、軍役不足ノ由伊豆守へ訴フ、

一松倉長門守(勝家)・右近(重利)、自去年至當春、度々ノ合戦ニ軍士
被討、或手負、先年殊ニ一人役不任意由伊豆守へ訴フ、
今日伊豆守相計、先手ヲ荒手ノ細川ニ申付、松倉ニ替
シム、細川請取、大手仕寄ヲ付云々、

一村々にてむさと山へ火を付、家を焼申候事無様ニ可被
申付候、若左様之者有之候ハ、令吟味可申附事、

源公今朝島原ニ着陣、傳云、(細川光利)眞源公今日早天ニ近習ノ

面々計リ隨テ、上使衆ノ陣小屋ニ到リ對面、上使衆被

申ケルハ、城攻ノ儀ハ昨日申觸候通御守可有候、早速

大人數ヲ催サレ渡海ノ義、別テ致感心候トノ口上ナリ、

元日ノ城攻ニ寄手散々ノ仕合故ニ、何モ被唾吞ケル處、

斯大軍入込ケル故何モ悦心ス、(悦と安心スカ)今度寄手ノ先備へ松倉

長門、(守殿へ脱カ)去年以來諸所ノ勢ニ手勢討レ、城攻ノ節モ人数

大方損シケル故、長陣及迷惑、何方へ成共先手ヲ引渡、

後詰江加里申度由、上使衆へ願ハレケル時分故、幸ノ

事也トテ、即追手ノ攻口ヲ眞源公ニ被相渡由、伊豆守

殿被仰ケルハ、且去冬以來細川家ヨリ天草表警固ノ備

頭小笠原備前・清田石見二備モ有馬表へ被呼、其代ニ

ハ薩摩ヨリ人数ヲ急可出由、家老中へ被仰遣、天草ノ

寺澤兵庫殿へモ其地ヲ引拂、此地へ可被参由、早舟ヲ

以下知有リ、其日諸家老中エ仰渡サル、左ノ如シ、

早飛脚差上申候間、致言上候事、

一持口を極、小屋替何も一手切ニ存候間、埒明ケ可申候
事、

一鉄炮打せ候者も誰(共)と可申上候、昼夜共ニ見せニ遣可

申候間、其時名を尋させ可申ために候事、

一面々持口、柵ヲ急ニ振り可申候事、

一相言之事、此中定リ候ハ、最早城中も可存候間、今日

より者山かと尋候ハ、川と答可申候事、

以上

正月五日

諸手家老中へ

(信總)
松平伊豆守

(氏徳)
戸田左門

眞源公(肥後守光利法名)御上使衆ノ小屋御引取以後、原ノ城ヲ不

残御巡見、比野江ト云フ在所ニ先陣屋ヲ設ケ、諸手ノ

陣替見合ラル、其日江戸ニ飛脚ヲ以妙解(越中守忠)公利法名へ被

仰上紙面一通、

一私儀夜前島原之内須川と申所に着仕候、有馬江一里半御座候、今朝有馬江参候處、伊豆殿(松平信綱)・左門殿(戸田氏統)茂昨日有馬へ御着ニ而御座候、就夫先手廻計ニて、致伺公、掛御目申候、別ニ相替儀無御座候事、

一私儀有馬之城廻り不残見申候處、三ノ丸ハ乗レ可申と見(か脱)へ申候所も御座候事、

一仕寄場ハ松倉長門殿(勝家)・立花左近殿(忠茂)、今迄御附候所渡り申候、一段能所にて御座候事、

一右之通ニ相極申候間、未跡より参候人数ハ不参候得共、早先手ニ而仕寄をも可申付と奉存候事、

一先手ハ仕寄涯柵(ツツ)を惣手ニ付ケ可申由、餘儀ニ(かわり)かろくきりしたんの事ニ御座候間、弥左様ニ不仕由、左門殿・伊豆殿より被仰渡候ニ付、は(備脱カ)や付ケ申候覚悟仕候事、

一今日ハ人数はや陣着シ、明日相談之上ニ而、陣場之わりを下ニて、松倉手(殿脱カ)・左近手、山手へくり、其跡御人数参、うみ手ニかけ渡り申筈ニ御座候、萬事跡より上ケ申候、繪圖ニ而御合点可被成候、又爰許仕寄場相究申候ハ、繪圖を仕、しよりの様子書付可申上候事、

一爰元の陣屋の躰を見申候ニ、夜討杯城中より仕候ハ、そ(ト)つしハ有御座間敷奉存候間、其覺悟可仕と奉存候事、

一去二日ノ被仰渡ニ而ハ、緩々ト仕タル儀(ニて)ト御座候、城中ニも屏裏ニ堀をほり、おとしを仕、か様之類を仕候由、城中より罷出候落人申候由承候、若左様ニてや御座候哉、城外ハやす(符)とのれ可申と見へ申所おほく候由、免角何も相談之任、重而様子可申上候事、

一天草へ居申候人数おも御よひ候而、其替りニハ薩摩より人数天草へ御渡シ可有由、左門殿被仰渡候、寺澤も頼而爰元へ被参候事、

一筑前的人数ハやかて可参候事、

一薩摩江人を遣し、能様子承り候處、一段静ニ御座候、今月十一日ニ者江戸へ人を被下候よし承り候、人数天草へ参り候者いかゞ可有御座哉、不存候事、

一馬場三郎次(利重)・榊原飛騨殿萬事相談、様子重而可申上候事、

一左門殿萬事御心入にて御座候、夫ニ付存より申候儀、萬事御談合可仕と奉存候、此旨宜有披露候、恐々謹言、

一

正月五日

肥後守
(細川)
光利

坂崎内膳殿

尚々、傳藏殿(牧野成純)・丹波殿(林勝正)・三郎次(左)・飛驒殿(二百に脱カ)も城近迄被

付申候、榊原左衛門殿も三ノ丸堀切り際へ付被申候
由承候、以上、

天草ニハ寺澤家ノ士卒ト細川家ノ人数手分シテ、若シ
隠レ居ル事モヤト、中天草ハ残ル所ナク搜シ求メテ、
山林ヲ狩リ相改トトモ別儀ナシ、一揆ニ與サル由ヲ申
者百人余山中ニ集リ居タリ、此ヲ吟味ノ所ニ、有馬表
ヨリ早舟ヲ以、兵庫殿人数ヲ揃へ出陣可致由申来ル、
是ニ依テ彼モノトモヲ先富岡ノ城へ押籠、重テ吟味ス
ヘシト一決ス、乍然兵庫殿出陣ノ跡ニテ、如何成事ヲ
可仕ト氣遣ニ被思ケル故、上使衆へ此儀ヲ伺ハル、上
使衆相談ノ上、薩摩ヨリ人数着岸ノ間ハ、肥後ノ人数
ヲ半分残シ富岡へ送り届ケ可然ト被仰遣、真源公エモ
其赴(趣)ヲ仰ラレケル、先天草ノ人数ヲ半分此表エ呼寄、

半分ハ薩摩ノ人数到着ノ上引渡、當地へ可参由也、真
源公御承知有テ、早刻早船ヲ以、小笠原備前一備ハ早
々當表エ可参、清田石見(乗米)一備ハ山中ノ百姓ヲ富岡ノ城
へ召連、城中ニ籠置、寺澤ノ家老岡島治郎兵衛ト相談
シ、寺澤家へ引渡シ、今迄陣取り上津浦ニ還リ、薩摩
ノ人数ノ到ルヲ待テ當表へ可参由被仰遣ケル、

已上

一筆申入候、然者貴殿御人数嶋原表江被差越候様ニと、
石谷十藏方より申進由候へとも、從江戸申来候ハ、其元
之人数五六千程天草江差渡、警固之ため被置候様ニと申
来候、其御心得可被成候、委曲御家来三原左衛門佐方へ
申達候、恐々謹言、

『寛永十五年戊寅』
正月五日
松平伊豆守(信賴)
在判

(島津家久)
松平大隅守殿
戸田左門(氏忠)
在判

〔本文書へ〕旧記雜錄後編五、一一六五号文書ト向文ナリ

566 寛永十四年丁丑十月下旬、肥前州高来郡有馬城主松倉長

門守勝家之領内之郷人等起一揆、又同國唐津之城主寺澤
兵庫頭堅尚之領内天草ニ茂亦凶徒蜂起、是皆南蛮切支丹
之門徒也、勝家・堅尚在江戸、留守居之家老雖及防戦無
勝利、此故ニ近國ニ請援兵也、依之寛永十五年戊寅正月
五日、太守家久公、御取次仁禮主計頼充ヲ以、嶋津豊
後久賀・喜入撰津忠政・新納加賀忠清・渋谷伯耆重國・
山田民部有榮・北郷佐渡久加江 上意候ハ、右一揆付而
御領國軍衆ヲ指揮シ、國境迄罷出、上使御差圖を相待、
可致軍務之由被仰付之、久加則御請申上云々、

567 「三原重庸家臣兒玉五左エ門利泰寛書」

一元日の晚上使より被仰候者、薩摩人数俄ニ寄申事罷成
へく候哉と也、左衛門佐殿より御申候者、出水と申國
境に山田民部少輔(有卷)と申者罷居候、彼者へ申遣候ハ、
たとへ船無御座候共、嶋つたへに小船ニ而成共可参と
御申候得ハ、上使御意候ハ、薩摩ハ上代ニハ忍之名人
有之由傳聞召候云々、
元日并二十日
の下ニ抄敷す、

〔全〕

一 薩摩より右之衆未参着不被申候、前方ニ脇の大名衆よ
り上使ニ御申候者、薩摩人衆被召寄候儀迷惑ニ存候条、
先々被召止可被下候、左候ハ、我々人数より一攻責
候而見可申との訴也、依夫上使御腹立有之、城と陣と
の間にあひのかきを御ゆわせ被成候、左候而薩摩衆者
天草の上津浦の様に参候而陣取られ候由にて、落城以
後各帰陣被申由也、

568 「島津久慶・伊勢貞昌・鎌田政統自江戸贈在國御家老狀抄」

一 爰元之取沙汰ニ、薩摩衆参候ハ、聽而可相□□御座候、
何方より申觸シ候哉、はや御國より首□□十人・鉄炮
衆千人・馬乗三騎、天草江被遣候、黄門様被仰候者、
一揆之者共皆百姓之由候処、侍衆を被遣候へハ不成合
候間、為物頭乗馬三人計被仰遣たるとの取沙汰ニ付、
已ニ從細川越中殿尋(忠利)ニ、兵部所へ預御使候つる、其後
薩州様越州御見廻候時、右之趣直ニ御尋にて候間、
薩州様之儀者無御存知由候而、被成御笑云々、扱自

黄門様被進候御状之文牋、致談合相調、御年寄衆へ被進之候、両度ながら御文牋□□由、殊之外於御城御褒美之由、慥ニ□□云々、

白石隨筆云、島原之時薩摩江之奉書に、島原一揆ニ付御人数被差出候由、人数モ何方江可差出由ニテ、雅楽頭如何可有之哉と有しかは、島原謀反の者共を討治にて可有之欵と右筆衆申、左茂有間鋪と云々、然者島原切支丹御成敗ニ付と有へしといふ、流石御右筆衆尤くといふ、其通にて奉書を出す、明ル日薩州よりも伺□□状到来、今度切支丹御成敗ニ付、手前人数何方迄差出由なり、

570 「三原重庸自島原贈山田有榮等狀」

一御國衆參候ハ、一手柄可有之由、上使衆其外諸軍勢取

沙汰ニ而候云々、全文載
于三日、

右ノ通薩兵ノ必強カラシコトヲ陣々評判セシヲ、諸侯何レモ猜忌テ、島原ニ多ク来シコトヲ上使ニ沮ミ訴ヘ、細川忠利ナ

ト直ニ(隨)閣老ニ願テ、薩衆ヲ上津浦ニ遣サレシト見ヘタリ、三原重庸去ル元日城攻ニ、板倉重昌等討死ニテ城ヲ陷シ得サルニヨリ、石谷貞清ヨリ檄ヲ 慈眼公ニ上ラレ、薩兵ヲ徵サ

レシ消息ヲバ、出水衆中小倉大炊介ニ齎ラシ還シテ、鹿児島ノ城ニ飛報セリ、昨四日ニ小倉馳着キテ、官軍敗走ノ事知レタレハ、五日ニハ乃チ段々諸外城ノ地頭衆中ニ手形ヲ出サレ、大口地頭新納加賀守忠清ハ邑衆二百二十人ヲ帥ヒテ、九日ヲ限り、加久藤地頭伊地知左右衛門尉重政ハ衆士五十人ヲ領シ、十七日ヲ限り出水ニ勢ヲ揃ヘト、一番立・二番立迄ソレノ仰セ渡サレタリ、御家老喜入撰津守忠政ハ加世田地頭ニテ、是モ十日立トノ御觸也、如此衆地頭衆中ハ云ニ及ハス、御城下ノ諸士數百千人、悉ク記スニ違アララス、

571 「小川監物日記」

一五日ニ嶋原有馬之城、去元日之朝責候得者、城之敵つ

よく候て、江戸より大将板倉内膳殿打死、石か谷(重昌)乘藏

殿被為手負候、其外討死數不知、又者當國より三原(重)左衛門佐殿為使者被為有合候而、手ヲおひ被成、被召烈

候衆餘多戦死有之候、就其来ル十一日ニ當國人衆出陣之由相聞得候、加世田表も十日に打立候へと被仰付候、それより諸人いさなミ候也、

右ノ時分ニ、加世田地頭喜入攝津守忠政ヨリ申渡サレシ案内ト見エタル條書ノ紙、一枚限ニテ、上文散闕セシ、真筆ノ本ヲ忠政ノ佗文モ亦一枚ツ、散乱シタルヲ、接キ立テ、巻軸ニ成シテ、脇方ヨリ求タルトテ、季安カ隣土木場藤助持参シ、善キ價ヲ待トノコトナレバ、季安媒シテ上村六郎行敦ニ告ケテ買ハセ置ケリ、然シテ其條書ハ此ニ寫シテ載セ侍リ、又借カテ、上文闕如シテ求ルニ由ナシ、他日ノ幸ヲ俟テ斯記ク也、
〔上カ〕
〔口ノ方闕文〕

一立衆ハ前かた如申候、分限之衆ハ不殘可被参候、其外者中老衆を専ニ可被立候、餘若き衆ハ可為無用候、
一舟付き水主相改、米可被入事、昨日申越候、いかゞ此方従物奉行御藏代官江、以書状右之始末可被仰越之由候間、心得可有候、
一舟に可被乗衆可為少々候、其外者陸路を可被参候、

『原本在大口地頭假屋』

手形

人躰貳百廿人

一番立衆
大口衆中

『出水江今月九日可被相揃候』

右、嶋原為加勢可被罷立候、分限之衆者人数成次第、無足之衆者三人間ニ夫壱人ツ、才覺を以可被召烈候、
賃後日可被給候、鹿兒島持合之知行所之衆者、領主より可被召烈候間、所よりかまわれ間敷候、持道具ハ鉄炮・

一十一日之日限者ちかひ申ましく候、
一ふしん具之事、先日より被仰出候、弥其用意尤候、
一たての板ニ可入事候板を見合、舟毎ニ可被入候、
一大工衆三人必可入候間可被立候、万可被急事尤候、恐々、
正月五日

右真本、今上村氏ニアリ、忠政ハ道澄親王ノ流ヲ學テ能書ヲ以テ聞フル人ナルニ、此出陣急卒ノ時ニ揮ハレシモ、特ニ勝レテ翻々タリ、此ヲ觀テ其英量モ概知スルニ足レリ、

弓・鎗たるへく候、普請具ハ先日被仰渡候様ニ可有校量

候、飯米者出水船元ニ而可相渡候、物頭前より以指出可

被請取候、

寛永十五年正月五日

かこしま
賦所

新納加賀守殿

(本文書ハ「旧記雜録後編五二一六六号文書ト同文ナリ」)

右、文政二年己卯七月十八日、本田村右衛門親章、大口地頭

假屋ノ眞本ヲ寫キタレルヲ、此ニ亦寫載ス、

574

手形

人数六十五人

一番立衆
阿多衆中

右、嶋原為御加勢可被罷立候、分限之衆ハ人数成次第、

無足之衆ハ三人間ニ夫一人ツ、才覚を以可被召^列烈候、

賃後日可被給候、鹿兒嶋持合之知行所之衆ハ、領主より

可被列候間、所よりかまハれましく候、持道具鉄炮・

弓・鎗たるへく候、普請具ハ先日被仰渡候様ニ可有校量

候、飯米ハ出水船本ニ而可相渡候、物頭より指出を以可

被請取候、

寛永十五年正月五日

阿多衆中

575 『原本在中郷』

手形

人躰貳拾人

一番立衆
中郷衆中

『出水ハ今月九日ニ可被相揃候』

右、嶋原為御加勢可被罷立候、分限之衆者人数成次第、

無足之衆ハ三人間夫一人ツ、以才覚可被召^列烈候、賃後

日可被給候、鹿兒嶋持合之知行所之衆者、領主より可被

召^列烈候間、所よりかまハれ間敷候、持道具ハ鉄炮・弓・

鎗たるへく候、普請具ハ先日被仰渡候様可有校量候、飯

米者出水船元^三而可被相渡候、物頭前より以差出可被請

取候、

寛永十五年正月五日

かこしま
賦所

平田孫六殿

鹿兒嶋
賦所印

576 『蒲生壬有馬氏家藏』

手形

『出水へ今月十七日ニ可被相揃候』

人躰百四拾人者

一番立衆
蒲生衆中

右、嶋原為御加勢可被罷立候、分限之衆者人数成次第、無足之衆者三人間ニ夫丸壱人ツ、才覚を以可被召烈候、賃後日可被給候、鹿兒嶋持合之知行所衆者、領主より可被烈候間、所よりハかまわれ間敷候、持道具者鉄炮・弓・鎗たるへく候、普請具ハ先日被仰渡候様ニ可有校量候、飯米者出水船元にて可相渡候、物頭前より指出を以可被請取候、

寛永拾五年正月五日

かこしま

賦所印

市来八左衛門尉殿

577 『加久藤地頭假屋藏本』

手形

『出水へ今月十七日ニ可被相揃候』

人躰五拾人

一番立衆
加久藤衆中

右、嶋原為御加勢可被罷立候、分限之衆者人数成次第、無足之衆者三人間ニ夫丸壱人ツ、才覚を以可被召烈候、賃後日可被給候、かこしま持合之知行所之衆者、領主より可被烈候間、所よりかまわれ間敷候、持道具者鉄炮・弓・鎗たるへく候、普請具者先日被仰渡候様ニ可有校量候、飯米ハ出水船元ニ而可相渡候、物頭前より差出を以可被請取候、但右衆地頭可被召烈候、

寛永拾五年正月五日

かこしま

賦所印

伊地知左右衛門尉殿

右手形ハ、加久藤地頭假屋ニ在ケルヲ、元禄十年丑五月二日、御記録奉行市来源右衛門家年加久藤ニ巡行セラレン御召上ラレ、史館ニ模寫シ置レアルトラ、文化二年乙丑四月、御記録奉行本田孫九郎親字竊ニ寫シ與ヘラレシヲ此ニ載ス、

578 『原本在財部地頭假屋』

手形

『出水へ今月十七日ニ可被相揃候』

人躰七拾五人

一番立衆
財部衆中

右、嶋原為御加勢可被罷立候、分限之衆者人数成次第、

無足之衆者三人間ニ夫壹人ツ、以才覚可被召烈候、質

後日可被給候、鹿兒嶋持合之知行所之衆者、領主より可

被烈候間、所よりかまわれ間敷候、持道具ハ鉄炮・弓・鑓

たるへく候、普請具者先日被仰渡候様可有校量候、飯米

者出水船元にて可相渡候、物頭前より以差出可被請取候、

寛永十五年正月五日

かこしま 賦所 (印)

相良奎之助殿

579 (正) 『文在馬關田噺中』

手形

『出水へ今月十七日ニ可被相揃候』

人躰拾人者

馬関田衆中

右、嶋原為御加勢可被罷立候、分限之衆者人数成次第、

無足之衆者三人間ニ夫壹人ツ、才覚を以可被召烈候、

質後日可被給候、鹿兒嶋持合之知行所之衆者、領主より

可被烈候間、所より者かまわれ間敷候、持道具者鉄炮・

弓・鑓たるへく候、普請具者先日被仰渡候様ニ可有校量

候、飯米者出水船本ニ而可相渡候、物頭前より指出を以

可被請取候、

寛永拾五年正月五日

かこしま 賦所 (印)

馬関田 噺衆中

580

『藤社家黒木氏家狀抄』

一源兵衛より申上候者、此節之儀ニ御座候間、自分より

為御立願五度之御神舞可相勤之旨申上、御暇仕、九月

朔日加久藤江参着仕候由、古来より書付等茂御座候、

且亦親抔より茂申傳置候、

一右之通ニ而、爰元より一列之衆ハ御供被仕候、就夫高

三拾石餘ツ、拜領之由、其以後我等先祖江者夫婦飯米

被成下由、年々栗下村御藏より受被申候処、藏役人依

様子御咎目被仰付、此折右手形致紛失、被下候米不相

渡候故、段々訴訟為申上之由候、然處ニ鹿兒嶋衆石原助

兵衛殿より祖父黒木十郎左衛門代ニ御高可被下由候条、

581 『正文在文庫』

早々御地頭江相付可申出通御書付被遣候、早速打立鹿江参上仕候処ニ、御地頭伊地知左右衛門殿嶋原江御越被成由ニ而、鹿兒嶋より御歸り之節横川にて掛御目、其段具ニ申上候へハ、嶋原より首尾能御帰被成候時分可申出候、其節御取次被仰上可被下由候ニ付罷帰候由、本左右衛門殿嶋原より御帰被成候而、右之趣可申上と相企申候処ニ、祖父十郎左衛門何角押移、追付
(島津家久)
中納言様御逝去被遊候故、念願不相叶之由、平田大休坊と申人、前々より右之訳御肝煎被成候処、是茂御供ニ而候、尤其内祖父十郎左衛門茂病死仕候、

外ニ有馬陣所ニ三原左衛門殿為御使御座候、上使御陳近内蔵助・喜平次付置申候、左衛門殿別而無御等閑、得御意由申越候程に、本望之至候、已上、
新春之於御慶者幾度もく申上納候、有馬きりしたん于今致籠居候、然者元日ニ城責候得共、未落去不仕、板倉内膳殿御戦死之由候、是非を不得申上候、御人衆も定而

582 寛永拾五年寅正月六日

嶋原御陳御賀勢軍衆賦写

右、横折ニシテ島津久儔ノ本アリ、人數・姓名等ハ霜月ニ載置通ナレハ此ニ略ス、重テ清寫スル時、採テ此ニ置ヘシ、

583 源左衛門尉殿事、不慮ニ戦死ニ而、各迷惑之段察入候、

可為御加勢と察存候、左も候ハ、今一左右次第ニ我等可被渡と存候、御指南本望ニ奉存候、猶口上ニ申上候、恐惶謹言、

『寛永十五年』

相良老岐守(頼寛)

頼 (花押)

正月五日
(島津家久)
松平大隅守様

人々御中

『正文在文庫』

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」二一六四号文書ト同文ナリ)

六日庚午

乍去上使衆被聞召、江戸江茂被仰上候、又伊豆守殿・左門殿江茂委敷被仰候、然時ハ御國之御為、其身之名譽不

過之候、兔角一度者死するならひニ而候処ニ、ケ様ニ

將軍様迄入御耳儀不殘候、其上一戦之前にも板倉内膳殿

御盃を源左衛門尉殿へ御さし被成候、日本國大かた着合

ニ餘人ニ無之仕合候つる、此等之旨為可申用一書候、恐

々謹言、

正月六日

三原左衛門佐

重庸判

584 「小川監物日記」

一六日ニ殿役方日記等土持左京亮殿江相渡候、出陣之談

合ニ御かりやへ罷出候、吉日之由候間、門出として福

寿權現へ参候也、

右ノ首途セシハ加世田衆ナリ、

乍恐為目安申上候事、

一先祖已來御奉公申來候処ニ、左様成筋目とシテ、乍若

【中郷ナラン】
輩地頭職共被仰付、忝奉存候事、

一連々一所被仰付候ニ付、衆中衆常ニ申合候処、人ニ相付申儀無念ニ存候事、

一自然ケ様成時為ニ御奉公、数年兵道方心懸傳置候処ニ、

左様成儀ニ付、陣場之普請奉行被仰付候、弥忝奉存候

処、今度小番衆陣立被召留候ニ付、我々迄被召留、迷

惑仕候事、

右三ヶ条かるく敷申事ニ候得共、於罷成ハ、御前

之御取合偏ニ奉頼候、以上、

正月六日

平田孫六

兒玉筑後守殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」一一六九号文書ト同文ナリ)

筑後守利昌ハ其頃納殿役ニテ、公ノ御側ニ親昵シケレハ、

彼ニ取次テ、島原ニ是非軍立センコトヲ願ケルト見ヘタリ、

孫六宗乘等、其時ハ中郷地頭ニテ、衆中二十人ノ所ナレトモ、

時年二十五歳、イマタ若年ナレハ、普請奉行ヘハ伊地知左右

衛門・相良満右衛門等カ如キ、少ニテモ年長タル人柄ヲハ撰

ヒ遣ハサレンナラン、三原重庸有馬ヨリ軍衆ニ必ス御念ヲ入

ラレヨトノ事ヲ被申上タル故ナルヘシ、

寅正月六日

嶋原立ニ付乘馬并夫賦帳

〔鹿〕 茄兒嶋賦所

町田出羽守殿より出
一 乘馬壹疋 但陳場ニ通馬

町田弥兵衛尉殿

一同 中間貳人

一同 兵具持四人 但詰とをし

一同 詰夫三人

町田出羽守殿より出
一 乘馬壹疋 但舟元迄

浦川内蔵丞殿

一同 中間貳人

伊集院龜千代殿より出
一 兵具持三人

一同 詰夫貳人

大和守殿より出
一 乘馬壹疋 但陳場ニ通馬

甲斐掃部助殿
〔重則〕

一同 中間貳人

一同 兵具持四人 詰とをし

一同 詰夫三人

伊集院右衛門佐殿より出
一 乘馬壹疋 但舟元迄

山之内勘兵衛尉殿

一同 中間貳人

一同 兵具持三人

一同 詰夫貳人

伊勢龜殿御袋領分より出
一 詰夫壹人

ぬめり川御袋領分より出
一 詰夫壹人

御藏所御袋領分より出
一 詰夫壹人

新納千代菊殿より出
一同 四人 内兵具持三人

一 詰夫五十貳人 内四十人玉乘持夫
十二人御道具兼詰夫

内

七人 大和守殿

六人 桂長千代殿

五人 東之丸御蔵入

三人 新造御領分

貳人 南林寺

三人 大乘院

壹人 諏訪座主

四人 福昌寺

壹人 妙谷寺

壹人 興國寺

貳人 浄光明守

四人 中之丸御蔵入

五人 豊後守殿御袋領分

九人 柗山助七郎殿領分

御蔵入より出
一 詰夫貳人 但賦方帳箱持夫

〔賦方〕 林田郷左衛門尉殿

御下御蔵入より出
一 詰夫九人

内七人役者道具持夫
貳人乘馬ニ相付夫也
〔兵道役者〕 猪俣為右衛門尉殿

大和守殿より出
一 乘馬壹疋 但舟元迄

有川新右衛門尉殿

一 乘馬壹疋

田中後藤兵衛尉殿

〔醫者〕 山城新介殿

岡村治右衛門尉殿

竹之内備前守殿

御兵具奉行

一 中間式人

御前様御藏入より出

一 兵具持三人 但詰とをし

同 一 詰夫式人

川上久右衛門尉殿より出

一 詰夫老人

河上助七殿より出

一 詰夫老人

西侯孫太郎殿より出

一 詰夫老人

上井安正殿より三人、土持半三郎殿より二人

但乘馬中間へ自分

右者、正月九日迄之分相究也、

587 「旧傳集」

一 鎌田弥右衛門殿へ、東條萬左衛門を打し大剛の武篇者

也、武運強き人なれへ、寛永十五年嶋原立之時、二才

衆瓶耆對づゝ酒持参ニ而、武運あやかんとて盃を被

致候、家之内にも居餘りて、庭に莖を敷、皆々被致候

と也、其時构取候小娘、長命ニ而物語いたし候を、菓

丸長左衛門殿御覺ニて候、弥右衛門殿、長左衛門殿ニ

ハ曾祖父ニ而候、

588

「國分土李田十左衛門島原立日記」

一 寅正月六日に嶋原立ニ付、國分へ衆中八拾五人被仰付

候、被官之儀へ、分限を以列越候様被仰渡候、七日よ

り直に城付之板にて、たての板相調られ候、八拾五人

外にも嶋原立望之衆も有之候へ共、御免不被成候、屋

敷なしのゆへ也、正月五日、喜入殿濱の市へ御越ニ付、

衆中被差越候、立候人衆に者徳持市兵衛殿・町田甲斐

殿・山内對馬殿・曾山越右衛門殿・宇田七左衛門殿・

川上久五郎殿・大迫軍介殿・半田米八殿・宮原次郎兵

衛殿・岡元吉藏殿・楠元新次郎殿・肥後孫左衛門殿・

井尻神太郎殿なり、中村伊豆介殿所御宿之由候、

刁正月六日

一 町田甲斐守殿・佐土原持介殿・本田十左衛門三人江、

正月六日、濱之市中村伊豆介所へ喜吉兵衛殿御差越ニ

て、嶋原立ニ付御相談之儀共申来候ニ付、甲斐守殿・

持介殿・十左衛門三人列立いたし越申候、吉兵衛殿よ

り承申候者、我々三人ハ當月十五日に者出水まひまで

差越居り、爰許衆中被差越候へ、諸事差引いたし候

様との事とも被仰付候、三人申談候而、いよ／＼十五
日より内諸仕廻仕差越可申との儀、吉兵衛殿へ申込置
候、尤有喜兵衛殿頼之具足、出水迄持越呉候様被頼候
間、我々三人請合申候事、

589の1
此日穆佐地頭伊地知四郎兵衛尉重賢、噺吉野監物家定
をして、邑士小田右京等四十人を以テ、其所を發行せし
む、

589の2
穆佐より寅正月六日罷立候ニ付、吉野堅助へ主取御地頭
四郎兵衛殿より被仰付、其節堅物噺役相勤候ニ付、御馬
廻之願申上、御免被仰付、召列候人数云々、合四拾人被
差遣候、出水米之津之御城下、諸外城軍衆動座候処、薩
摩勢嶋原詰ニ不及候由御奉書到来、右米津より帰陳ニ而
候、右之御到来無之内、穆佐よりも六拾人可罷立由被仰
渡ニ付、跡立六十人賦有之、中途迄ハ為参之由、右四郎
兵衛殿御嫡いち／＼十左衛門殿御城下居住ニ而、嶋原へ被
差越候ニ付、野村傳左衛門事ハ鹿見嶋へ年頭御祝儀ニ出

府候ニ付、十左衛門殿へ相付嶋原へ差廻云々、

590
□已前獅子之嶋へ御越候儀、江戸へ被仰上候
□候間、有馬へ御越候様ニと、甚三郎殿(松平行隆)被仰候哉、
其段 御耳ニ入□渡海被申候様ニと御意候、出水□
衆も半分可被召残由、江戸より被仰□、此節者用心も
入間敷候間、成次第□首尾追而賦所迄可被□候、
万之賦ニて候、

不参由笑止ニ存候、此元より追立衆申付候、□色々難
渋被申候、又為被参衆□廻文も追々相廻候、京泊など
ハ御□種進之候間、稠被仰越尤候、此方□文之返事
さへ仕あへす候、□より之儀者御方より可被仰付候、
此□及御尋候、
□吉利織部殿・川越三右衛門尉殿昨日被罷下候、□
以被仰儀候ハ、天草へ薩摩衆加勢□月廿六日之御奉書
にて、御當り□今日迄四十日ニ罷成候處、御奉書
□参候、然時者、有馬・天草ハ肥後之内一郡□間、
一手ニ被仰付候へと上使達へ被望取□さりとてハ笑止

之儀候、有馬責取被成候、 江戸御年寄衆へも可被

七日辛未

仰候、伊豆殿 御奉書にて被仰候處、何とて人

 哉と可被思召候、年内者加勢入間敷由、

591 寛明日記云、七日、上使井上筑後守有馬へ着陳、上使兼

牧野(成純)傳藏殿より御状参候故、人数 鳴より引取、舟も

松弥五左衛門今晚暮ニ着陳、

方々へもとし候、加勢之 谷十藏殿より被仰候御状

今月四日ニ 候由、伊豆殿其外之御衆へも可被

592の1 平塞録云、七日、上使兼松彌五右衛門殿有馬ニ到着、寺

 門様御意にて候、殊外御腹立 被成候、則条書之

(松本) 澤兵庫頭殿有馬ニ出陣、傳曰、右ノ通り兵庫殿出陣ノ儀

写遣申候、又松平 守殿より御内證之御条書参候間、

急ニ可催由、上使衆之仰ナリケル故ニ、此日有馬表へ着

写持せ 四日より夜々以之外御せき出候て、御しん

數ニテ被致出陣ケル、兼松殿今日有馬ニ到着、終日上使

 御草臥被成候、今日よりハ縁廣之 候、御相當

ノ小屋ニテ相談アリ、免角此城一旦攻ニハ人ヲ損シ、却

之様子ハ追而可申候、

テ災モ可起、仕寄ヲ丈夫ニシテ、緩々敵ヲ疲カシ可然、

 殿より之御報可申候へ共、何も右之分ニ候間 御

諸大將ニ申渡シ、細川手ニハ榑原飛彈守以下知セラル、

持せ可被成候、猶期後喜之時候、恐惶謹言、

諸手ノ人數段々ニ重リ来ル故、小屋ヲ次第ニ南ノ濱手ニ

正月六日 (川上) 久國

クリ寄ヘキ由差圖也、次ノ日、松倉手ヨリ二ノ丸外ニ山

(有送) 山田民部少様

ヲ築シカトモ、(地母ニテ也) 北下リニテ城内ヲ見下ス事難成、今度細

(下野) 守様 貴報

川手ヨリ山ヲ築可申由被仰渡ケル故、其用意專一也、

今日(細川光利)眞源公江戸へ飛脚ヲ差立ラル、是舊冬(細川忠利)妙解公ヨリ書

簡ノ返書ナリ、

飛脚差上候間致言上候、

十二月廿四日両通之御書、一昨五日着致頂戴候、先以御無事ニ被成御座之由、目出度奉存候、

一舟手之儀被仰下、最前舟手を遣候由早申上候、其後跡より右馬助・主膳・圖書杯を可差遣由申上候、其内ニ

私儀俄ニ可被召寄之間、其用意可仕旨、川尻ハ内膳殿・

十藏殿より被仰越候、舟手へ人数▽⑤遣申候得は舟す

くなく罷成申候ニ付弥人数△急ニ召候時節ニ相兼申候

故、人数遣之儀^(申候儀)、何も談合之上差延申候間、私儀も早

渡海仕候付、跡より人数ハ遣不申候躰ニより、舟ニカ

ヤヲ積焼申候儀も成可申候哉と被仰下候、土居海手よ

り少し^(退脱カ)屏をカケ申候付、左様之儀ハ成兼申候、又遠淺

にて御座候故、舟も付申候事成兼申候事、

一風荒ク御座候間、舟より申候儀も成間敷哉と被仰下候、

最前遣申候鉄炮之舟者、城中之小屋見へ申候所へ打申

候、夫も天氣之能時ニ而御座候、天氣悪敷時分ハ、近所

之湊江入申候、免角自由ニ不断打申候得者こし申候事、

一萬事左近殿可申合旨被仰下候、今夜ハ左近殿陳所へ参り、其由申合候事、

一嶋原^(〇)へツカレ申候ば、伊豆殿・左近殿へ逢テ申入、渡海可仕旨被仰下候、早渡海仕役者切々申上候、此旨宜

有披露候、恐々謹言、

追而申上候、

一爰元之儀相替事無御座候、昨日も如申上、仕寄場小屋

場相極申候、則繪圖差上ケ申候、▽⑥此繪圖者最前差

上候△ニ者些違申候、只今申上候御覽と存繪圖ハ、從

伊豆殿へ出申候を寫上ケ申候、先仕寄場之儀為ニ可被

成、御覽と存繪圖ニ者念を入不申候而差上申候、私見

申候ハ、最前ノ繪圖ニ相見へ申候と奉存候事、

一仕寄場相極候へトモ、于今サキ衆陣替不仕候ニ付テ、

先後備へ居申候、サキクリ次第人数入替可申と奉存候、

陣屋をクリ申儀、次第ニ南ノ方へクリ申候ニ付、手間

入申候、小屋わり大方極申候間、頓而陣がへ仕、陣所

アキ可申ト奉存候事、

一 左門殿殊之外に御肝煎ニテ、ヨキ陣所被成御渡候、萬事御心入にて御座候、今度ハ飛驒殿・三郎太殿別而御心入にて御座候、飛驒殿ハ鍋嶋手へ御加り候て、萬事被仰付候役ニ從伊豆殿被仰付候、三郎太殿者私手へ御加り候て、右之通御座候事、

一 先刻稱飛州私宅へ被參被申候者、爰許之儀キヲリニ被仰付候得者、人モ損シ、其上ノリキリ申事成リニク、可有御座候間、仕寄ヲモ丈夫ニ付サセ、ユル／＼と可被仰付由ヲ、伊豆殿・左門殿思召之由、飛驒殿被申付候事、一城中ヨリ欠落致候者御座候、其者ノロニモ屏裏ノ持口人多御座候間、^(命)持切ニ仕、一切脇へハ構不申由承候、屏裏ヲホリ、大筒ニ不當用心を仕、石を屏裏へ積置申候由、彼者伊豆殿ニ申候由、^(佐渡脱カ)承申聞候、左様ニテモ御座候哉、元日諸手屏裏へ付申候刻、近々と寄り、石にて悉ク打、又鍋嶋手杯よりハゆい橋ヲカケ乗可申ト仕候者杯ヲハ、鎗・長刀ニテ切落候、^(シカ)アイ／＼ニ鉄炮杯モ打申候、余りあだ矢も無御座候而、惣陣中ニ果テ申候者三千程御座候由承申候、手負夥敷御座候由申候事、

一 只今上申候繪圖御座候新築山と書付申候所ニ、此方より築山を一ツ築可申由、伊豆殿・左門殿被仰渡候、屏涯へ廿間程可有御座候間、竹束をも附申候、手負モ出来不申候様ニ可仕と奉存候、從上使衆茂手間入可申候間、手負も出来不申候様ニ緩々ト可仕由被仰渡候、又松倉今迄ノ築山ハヒキク御座候間、是モ式間程上可申由被仰渡候、先ホトイカ、^(近ニカ)ニ候間、是ヲ早上ケ可申ト奉存候事、

一 城中へ^(モトカ)左手より^(通カ)逃路モ御座候得者如何ニ候、其上兵糧杯モ詰候ハ、城ヨリ夜馳杯も仕儀可有之ト思召由、御内存通承申候、^(之脱カ)左様ニも御座候哉、小屋前へサクモ付候、其柵前より城下迄ニ仕寄モ付申候得者、上使衆より被仰付候付、諸手よりも柵を付申候、此方之儀ハ陣所未請取不申候得共、仕寄場ノ間口早極リ申候付、柵ヲ今晚付申候事、

一 寺澤兵庫殿儀、爰許江被參可然由ヲ、左門殿・伊豆殿ヨリ被仰遣候付、今日爰許江着被申候事、
一天草ニハ備前石見居申候、伊豆殿・左門殿被仰聞候ハ、

先手半(符九)分程人数此方へ呼取可申候、殘一組ハ薩摩衆天
草ノ警固ニ被遣候間、着次第引取可申由被仰聞候間、
其通りニ則天草へ申遣、先備前組近日爰許江着可仕と
奉存候、右之通ニ御座候付、薩摩衆今度ハ爰許へハ不
参候事、

一天草ニ切支丹ニテ無御座者共、山ニカラミ居申候モノ
百人計御座候ヲ、兵庫殿此方へ御越ニ而、富岡ノ城へ
先押籠、重テセンサク可被仕ト被存候得共、跡ニ人少
ク候間如何可有御座候哉ト、上使衆へ被申入候得者、

天草へ居申候肥後ノ人数、免角薩摩人数天草へ参迄ハ
少殘居候間、夫ヲ警固ニ差加へ、富岡へ送り届サセ可
申由被仰渡候、我々方江も其由被仰越候ニ付、岡島
次郎兵衛申談、石見組ノ者召連警固仕、富岡マテ参リ、
兵庫殿衆江相渡、今迄居申候上津浦ト申舟付へ罷出、
薩摩人数天草ニ参リ次第、警固ヲ引渡し此方へ参候へ
ト申遣、右之通上使衆被仰候事、

一備前石見儀茂中天艸ハ大方山カリ仕候事、
一伊豆殿・左門殿ハ萬事音信物無御座候事、

一左門殿私へ御談合候由被仰候付、此儀承り、定可申上
候と奉存、今朝上ケ申候、飛脚今夜迄延引仕候、今日
者兼松弥五右衛門殿當地江御着候テ、伊豆殿ニ終日御
談合ニテ致伺公候儀罷成候故、先上ケ申候、明日ハ
跡ニより致伺公候へ、様子言上可致候、此旨宜有披
露候、恐惶謹言、

正月七日

坂崎内膳殿

(細川)
肥後守

光利

593 「藤掛集書」

原之城繪圖之事附寄衆陣所之事

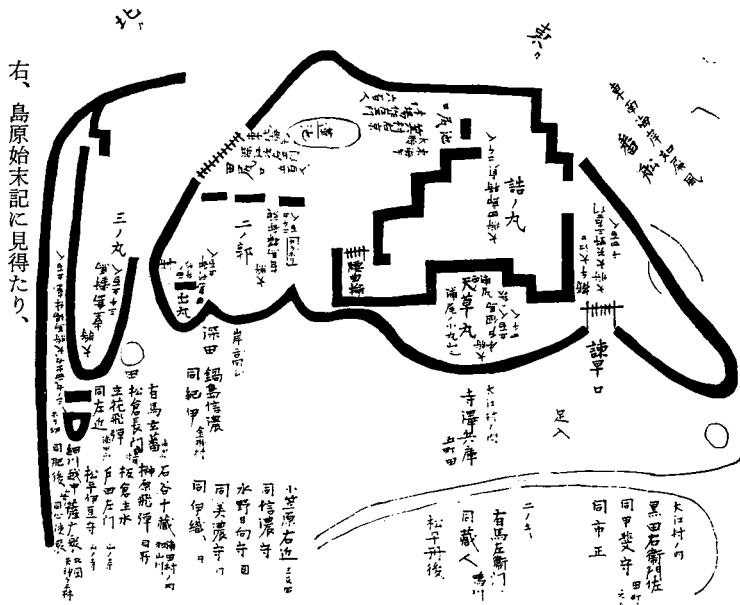
一自江戸は節々為上使御使番衆、或者御使役之衆、又者
御側近く被召仕候衆被差下、人数不損候様に仕候得と
上意之由にて、被差下 上使衆、

本郷正右衛門 宮木越前守 石川彌左衛門

浦井因幡守 井上筑後守 市橋三四郎

水野藤右衛門 此外有之、

右之衆為上使被参、敵味方の様子一覽有、其翌日武江



右、島原始末記に見得たり、

ひのへの城・原城之次第

北有馬村 一ひのへの城高廿間程、但山城、本丸表手之方ニ切通し有之、廻り十町程、上より下へ見得兼申程ニテ、高サ不分明候、

右之城、有馬左衛門佐様迄廿七代相傳り候由、日向へ

御國替之儀者、其時節有馬へ邪宗門之者共有之由被及

御聞、公儀へ被仰上、御國替被成候由、其節嶋原御知

行高武拾七萬石但諫早、牛深まで、

南有馬村 一原城本丸横手岸高サ十八間、惣廻り廿七町程

右者、左衛門佐様御親父修理様御隠居城、

右兩御城主様日向へ御國替被成候ニ付、御跡二ヶ城共

ニ松倉豊後守様御拜領被成候、然共二ヶ城共御氣ニ入

不被成候由ニ而、口之津之内はす岳山并早崎へ上、御

兩所へ御城郭御見立被成候得共、是又御氣ニ不入、嶋

原之城森岡と申所ニ御城御取立被成、只今の城是也、

一ひのへ城・原城へ一揆共籠候節ハ、兩城明キ居申候由、

其節松倉豊後守様御卒去被成、御子息長門守様御相續

被成候得共、折節在江戸ニ付、御留守ニ一揆共蜂起仕

候由、依之長門守様於江戸御切腹被成候由、其節長門

守様御仕置不宜故、右之通と申也、

〔板倉内膳戦死の事へ元旦にのす〕

諸大名様方御陣場左ニ記、

御目附

一板倉内膳様

江戸より内膳様御目付

一榊原飛驒守様

長崎御奉行内膳様御目付

一石谷十蔵様

御目代内膳様御替りニ御下り被成候

一松平伊豆守様

伊豆守様御目付

一牧野傳蔵様 江戸

右同断

一戸田左衛門様 同

丑二月八日原城御着

一鍋嶋信濃守様 肥前

信濃守様御家老同日御着

一諫早豊前様

同日御着

一松倉右近様

御陣場浦田村之内市吉

同羽山川

同同所

同山ノ寺

同山ノ寺

同同所

同大江村之金掛村

同同所

同同所

一黒田右衛門佐様 肥前 同大江村之内田町之上

一寺澤志摩守様 唐津 同五町田

一有馬玄蕃様 久留米 同浦田山

一立花左近様 柳川 同同所

一細川越中守様 肥後 同山崎

一嶋津様薩摩御勢五萬騎後詰 同北岡天神森

一水野日向守様 日向後詰 同岡

一小笠原右近様 小倉後詰 同三反田

一有馬左衛門佐様 嶋原後詰 同鳴川

一揆共籠勢三萬七千人餘、落城二月廿八日、益田四郎

首討候者、細川越中守様御足輕陣佐右衛門取申候、

嶋原御城代 此両所様者嶋原御城代ニ御詰被成候、

一久留嶋丹波守様 豊後

一小笠原左衛門守様 長門

同日御着

一有馬一起物語

本丸有馬四郎時貞 二の丸有馬掃部定貞 三の丸道崎

〔肝付兼屋從臣緒方主殿覚書〕

對馬次家 出丸有江監物貞次 侍大将池田源左衛門尉

貞吉 使番口之津四郎兵衛次家 使番有江市助光家

使番荒田六藏種貞 鉄炮頭上津浦大藏忠頼 同左馬滿

安 楠浦藏人正清 同大津三左衛門尉清成 同本戸但

馬安正 同大塚二郎兵衛

一 武士頭有馬龜之十時正 同上津浦三郎兵衛安平 同口

之津左兵衛正利

一 普請奉行荒田六兵衛次家 同濱田三吉正安 同藤崎

少左衛門尉定門 合廿人 但廿より五十迄勢一萬騎

下文は載二月十八日、

〔全〕

一 幾利支丹宗一起ニ付上使御下向、

板倉内膳正殿 石谷拾藏殿 馬場三郎左衛門殿 松平

伊豆守殿 下曾根三十郎殿 戸田左衛門督殿 能勢四

郎□衛門殿 榊原飛驒守殿 杉原四郎兵衛殿 井上筑

前守殿 牧野傳藏殿 林丹波守殿 板倉主水正殿 松

平神三郎殿 市橋三四郎殿 松平主税守殿

一 富岡番國衆

伊東大和守殿 細川肥後守殿 鍋嶋信濃守殿 黒田右

衛門殿 橋左近將監殿 松倉豊後守殿 有馬左衛門殿

寺沢兵庫殿 水野日向殿 小笠原右近殿 小笠原信濃

殿

右ニケ条之名書ハ、緒方主殿寛書之末ニ有之、諸集ニ在之

事、斯ニのせ置也、

597 〔評定所御案文〕

□候御參陣之儀、東郷肥前守・児玉筑後守□

今朝肥前守□被申候ハ、とかく御返事無御□

養生共最中被仕候間、遮而□申上候而より□

□被申候間、次第ニ可承合候、又くまでかき□

此元□候、其表ニて成次第御作せ尤存候、以上、

態令啓候、仍只今東郷肥前守を以被仰出候ハ、軍□

□其表之衆より次第ニくり渡被申□參陣可仕候へ

共、□今度加勢之儀ハ、□承候、其上大隅守も春

中ニ可致參府由被申、舟共東表へ相廻候故、舟不足ニ付

□有之人数追々ニ參候由被申候而も苦かる間鋪而

之由御意候、其元成合難計候へ共、申越候、恐惶

謹言、

『寛永十五年』
正月七日

『高津久元』

野州様

『有樂』
山田民部少様

人々御中

『川上左近將監』
久國

寛永十五年寅正月九日

嶋原立ニ付萬覚書留帳

一 歟三拾式具但柄有

一 鎌三拾具

一 なた式拾

右者、雜物蔵より普請方へ相渡、持夫宿送、

一 長木・大竹・小竹

右者、串木野・阿久根・出水江被仰渡、殿役夫をいき

り調、其津より出船之下積ニ可被相廻候之由被仰渡候、

普請奉行其首尾有、

一 仕寄材木・長木・ミかくしの板・さくの木

右者、甌之嶋ニ而被相調、有馬陣場へ可被相届之由、

甌嶋地頭本田伊賀守殿へ正月六日ニ被仰越候、普請奉行其首尾有之、

一 歟式百具 出水・阿久根・高尾野御蔵入より可出之由、

物奉行衆へ被仰渡候、後日失物者代物可出之由候、普

請奉行其首尾有、

一 なハ千房

右、同所へ被仰渡候、後日代物百姓中へ可被下候由、

物奉行衆へ被仰渡候、普請奉行江其首尾有、

一 打かき百五十但柄九尺ツ、

右者、物奉行江被仰、御普請方ニ而被調候、今度参候、

一 なハ千房、鹿兒嶋御普請方より出され、船ニ而被相廻

候、普請奉行存、

一 殿役方之大坂江為仕上、日高九兵衛殿口入ニ而、居船

頭坂元ニ右衛門・沖船頭ニ左衛門手前より可被為請取

候、上乘ハ如其地被相廻ニ付被召置候、東めを罷上管

ニ而候處ニ、今度嶋原江軍衆被罷立ニ付、定而米茂船茂

可為御用候間、如出水表乘廻させ申候条、其元御用次

第可被仰付候、為其墨付如此候、米分量者殿役奉行衆

任送状可有合点候、

寅正月七日

岩切六右衛門尉殿

賦所

〔此印冊子目ノ合印也〕

598の2

一うつりたわら御陣所江土俵ニ入由候間、鹿兒嶋より相廻候、船ニ成程可被為積候、其外出水ニ而飯米渡之候、うつりたわら茂普請奉行江可被渡之由、物奉行へ被仰渡候、

寅正月七日

賦所

外ニ三ヶ条、鐵加治・炭・熊手搔の事は九日の下に載す、

599

此日肥後為兵衛・加治屋新左衛門清房後改吉田氏従者各三人を率ひ、船手を承て伊作に至れり、又八木戸左衛門者私徒八人を將ひ、田中善之丞は三人を率ひて穎娃に着し、又大脇舍人佑も八人をめし列、岩切與介は一人を列て、坊津に着す、皆軍艦を速に轍しめんか為なり、

依之人数申付候通、正月七日ニ御返事申候而、追々に入

数申付候、幸上使為御見舞、嶋津下野守正月ニ國元罷立

候間、主取ニ申付、其外物頭餘多遣候云々、

601

度申越候、其所へ居候大工・かぢとき、何とそへ可被召列候、此方より手も及かね候所之談合可為肝要候、松平伊豆守信濃御着陳にて候、諸國之軍衆皆着る由候處、御國之人数遅候而、笑止千方カ涯分急可被打立候、恐々謹言、

月七日

久國川上

狀一ツ

伊集院

市来

串木野

隈之城

高江

水引

高城

阿久根

高尾野

出水

602

守殿伊豆カ、去四日被成御着陳、肥後・筑前之衆も揃

由候處、御國之人衆遅候而、笑止千萬ニ候、舟不参故、

渡海不罷成候、一刻無延引手加子追立如出水表之可被

相廻候、此中ハ□候由申候処、油断之儀暖衆并浦役人

□、於緩者一かと可及御沙汰候間、為届申越候、□

□謹言、

正月七日但相良丹波守殿より
宿次にて被相届候、

久國川七

603
□^{伏四ツ}諸所暖衆并浦役人中

□へ馬可被召渡衆、早々御定候而可被□出合候ハ、

御大将・御談合衆又圖書頭殿□之御馬可被召渡哉、

三左衛門佐殿よりも□由被仰越候、とかく相定次第、

其元へ物奉行衆□可被遣候、尤此上ニ乗馬衆可被仰

付候□候、恐惶謹言、

久國川七

正月七日次飛脚にて被遣也、

(島津久元)
野州様

(有卷)
山田民部少様

参人々御中

604
□状昨晚到来、細々令拜見候、□越中守殿御状、

納戸を以差上申候事、□日ニ米之津へ被成御着候處ニ、

船四艘御座候故、□難成由、御尤候、諸浦へ一日ニ一

二度充廻□追立衆も遣候、其人々緩も御座候哉、□

□の作法緩之儀、数年身ニシミたる□時分、稠

被仰候ても不調と見得申候、□廻候迄ハ、従其元も追

々稠被仰遣、□東郷肥前守・下野守はや出船候

儀相□哉と御尋被成候、船不参右之仕合故、出船□

申上候へ者、咲止至候、先輕被仕候而成共、□之通

可被申入候、人数者追々可参由、□陳場之味不存候

へ共、御意之通申入候事、

□請奉行其外役人之日記持せ申候、此衆□衆より一

刻も先ニ被参候様ニと申渡候、□道具者爰元より参儀

者可難成候間、□被仰付可為肝要候事、

□守殿へ追々御使可被遣之由被 仰出候間□膳

正殿へ上方より下り候道服・本□持せ打立せ申候、

明日者渋谷四郎左衛門尉殿可□、四郎左殿にてハ御氣

色ニ付而、急度御上洛□之由を可被仰と被成御意候、

昨日より琢庵之□候、昨晚者御せきも御輕候つる由、

安心被申候□申入候、恐惶謹言、

□□七日次飛脚清敷筋

久國川七

(島津久元)
野州様
参人、御中

605 [] 其元へたての板可有之 [] 出水可被持せ候、為

其宿送之 [] 遣候間、從其元御道具衆 [] 米之津

迄可被相届候、恐々謹言、

正月七日次飛脚にて

(川上)
久國

町田勘解由次官殿御宿所

606 [] きりしたん共、一人も今度之水手ニ被相立まし

く候、

以宿次申越候船并水手、急ニ罷立候様ニ度々 [] 候へ共、

今迄出水へ船不参由、浦役人曲事之至候、松平 [] 守様

去四日ニ有馬へ被成御着、諸國之軍衆も不残 [] 由候処、

御國之人衆少も不参候、早竟船不廻故、 [] 浦役人曲

事ニ可被仰付候間、為届申 [] 、風も能候處ニ船不相

廻儀者、啜衆 [] ニ候、恐々、

□ 月七日 但此状相良丹州へ相渡候、
追立ノ方ニ参候、文駈も
少替リ候、 久國

[] 所
啜衆浦役人中

607 [] 仍松平伊豆守殿江為御使田原主膳殿 [] 物も持せ

申候、野州老・伊豆殿 [] 後主膳殿可被罷出哉、御談

合 [] 、其後渋谷四郎左衛門尉殿可被参候、余 [] 使

へも御音信物もたせ申候、巨細者 [] 書申入候間、不能

詳候、恐惶、

正月七日 此状嶋原へ田原主膳
殿被参便より遣候也、

(川上)
久國

下野守様

山田民部少輔様

三原左衛門佐様

人々御中

八日壬申

608 寛明日記云、八日、上使日根野織部正着陳ス、

609 平塞録云、八日、日根野織部正殿豊後ヨリ島原表へ被参、

即刻帰府、傳云、織部正殿へ去ル元日内膳殿打死ノ使ヲ被聞届、無心許、此表へ参ラレ、城外巡見有、早刻帰府致サレケル、

610 兒玉利泰覺書云、正月七日・八日之比ニ茂候哉、瀬崎野

大青と申口つよき馬を左衛門佐殿せめさせられ候、城涯の演邊まで乗付被成候処、細川越中守様より御使者ニ而

被仰候者、左様城を遮乘被成事不可然之通被仰候得共、其後二三返被為乗候處ニ、馬のあとに鉄炮之玉参候得共、又二三返乗、其後乗おさめ被成候、

611 薩本嶋原軍記云、松平伊豆守殿・戸田左衛門殿より正月

五日之御状を以被仰候者、薩摩人数可被相渡由、石谷十藏殿より被仰候得共、此方人数ハ五六千程天草へ遣、彼城警固可申由候、正月八日御返事申候者、天草江人数之

儀任御意候、若有馬へ御人数入候者可被仰付と申入候、下野守も有馬へ参着仕、松平伊豆守殿・戸田左衛門殿、其外御上使江罷出、御在陳御太儀ニ候、近日城茂可致落

去と存候、御用意等可承由申候而、在陣仕候、下文ハ十三日ノ事

612 「肝付喜右衛門書出元禄七年戊九月十三日」

覺

一寅ノ歳嶋原陣ニ、十八才之正月八日ニ嶋津豊州様・撰州様軍大將ニ而御出陣之砌、御供申罷立申候事、

613 此日久永吉左衛門家僕四人ヲ隨へ、舟ヲ廻シテ小湊に至

り、加世田内記と勝負目與左衛門は家僕各三人を隨へて久志に至り、長野助左衛門と武宮内左衛門重永は各二人を隨へ、邊牟木長左衛門は一人を隨へて秋目に至り、本田甚石衛門は二人を隨へて久見崎に至り、山口平兵衛は三人を隨へて鹿籠に到り、谷山大學左衛門ハ二人を隨へて

山川に至り、深野主膳正は八人を隨へて小松原に至り、皆それ／＼軍船乗廻しの事を掌れり、頼娃土柳田為左衛門・三石彌九郎・郡山監物助は共に従者三人を隨へ、舟を引て頼娃を出発せり、大田五兵衛と間瀬田七左衛門は從僕各二人を隨え、深栖内膳正は三人、四元六左衛門は

四人を随へて米津に到着せり、志布志士床次某も同しく参着す、入来院石見守重國は此日鹿兒府を出馬せり、邑宰種田久左衛門秀詮等從行するもの多し、詳に十一日に見へたり、

614

門様當春者早々可被成 御上洛と思召
然々無御座候間、此節者不罷成之
被仰由被成 御意候、味之可入□と存候、四郎左衛門殿へ申達候事、

守殿・左門殿より参候御状之御返事持せ

案文持せ申候事、

度書を以可被仰出儀、談合ニ而可被

御意候間、御袖判之御判紙事、

日ニ今度之大将役豊後守・下野守へ
隨下知可

相働由、書乘共被成 可仕由被 仰出候事、

人衆五六千為警固可被渡置由、 守殿被仰候

間、一刻も早々可被相渡候、自然 守より加勢之

儀被仰越候へ、其日相渡候 可致覚悟由被成

御意候事、

衆城を被責落候哉、早々御注進

被成 御意候事、

正月八日

川上左近将監

三原左衛門佐殿

山田民部少輔殿

下野守殿

615

持被参候飛脚兩人、今日被罷 吳儀可相返者也、

正月八日

左近将監

分國中

改所

616

殿帰宅被申、松平伊豆守殿・戸田 返書被差上

候、有馬へ御加勢者入間 天草へきりしたん共残居

候間、為警固 数五六千程可被遣置由被仰候、 黄門様

一番衆を可被差渡由 御意被成候、 其地ニて左様

ニ可被仰付候、野州御事者 守殿へ早々参上被申候而

可然候へん由、 御 為 御存知候、

□御城番衆より御状参候、脇付無之候間、□跡状かと存、差上御閱(閱カ)被成候、御返事□候ハ、自此方可被召上哉如何と存候、

□多人衆被遣、永逗留可為失墜□有馬へ御加勢之儀もや被仰越候、□近所迄人数早々御よせ候而、

□出合申候、又去六日野州老御状ニ□人数未被仰付由相見得申候へとも、□ニ而申越候出水・大口

之衆、半分充自江戸被仰越候へ共、此節者□敷之成次第可被仰付候、其首尾□所迄被仰越候へと申越候、

定可相□、恐惶、

尚々、自江戸参候御状もたせ申候、殊外 薩州様御腹立之由候、山田平左衛門尉口上ニも其分被申候、為御心得御状持せ申候、

正月八日

(川上)
久國

(有勢)
山田民部少様

(島津久元)
下野守様参

九日癸酉

617 平塞録云、九日、上使兼松彌五右衛門殿島原ヲ引拂イ、江戸へ帰、(正直)

618 「評定所御案文」

今朝以兒玉筑後守被仰出候ハ、石谷十藏殿朔日之日付之

書状ニ而、嶋原へ加勢之儀、人数可被差渡候由被仰越候

故、如其被仰付候處ニ、松平伊豆守殿・戸田左門殿より

嶋原江加勢者入間敷候、江戸より申来候ハ、薩摩之人数

五六千ほと天草江指渡、為警固ニ被置候様ニと申来□

□者可申付候由被仰越候、黄門様思召候ハ、□

有馬之城者于今持こたへ候、左様之方ハ他國へ□被仰

付、天草ハ寺澤殿肥後衆山を被狩、一揆共一人も不居候

由、ケ様之所へ此方之人数可被差渡事、外聞不可然候得

共、上使之下知ニ候間少々可被遣哉、同者有馬加勢之儀

を被成御願度之由被成御意候、就夫甲斐掃部助・有馬左

近指越申候被聞召届、急度御談合尤候候、恐惶謹言、

正月九日

(川上)
久國

(島津久元)
下野守殿

山田民部少輔殿〔有卷〕

三原左衛門佐殿〔重禮〕

人々御中

619 「評定所御案文」

今度陣中之太將役兩人江被仰付候、其上談合衆六人被召

加候間、何事茂此方江不及被得御意可申調候由、以兒玉

筑後守被仰出候、甲斐掃部助・有馬左近將監江申合候間、

可被聞召達候、恐惶謹言、

〔川上〕
久國

正月九日

〔島津〕〔久賀〕
豊後守殿

〔島津〕〔久元〕
下野守殿

人々御中

〔本文書ハ「旧記雜錄後編五」一七〇号文書・「旧記雜錄附録一」三〇一号文書ト
同文ナリ〕

620 急度申入候、仍今度陣中太將役〔島津久賀〕豊後守殿・下野守殿〔島津久元〕へ被

仰付候、各談合衆ニ被相究候間、諸事此方へ不及被得御

意可被申調候、殊ニ御病中之儀ニ候、遠方へ被申越候而

者延引ニ可罷成候由、以兒玉筑後守被仰出候、委曲甲斐〔利昌〕

掃部介・有馬左近將曹江申合候間、被聞召達、其御心得

尤候、恐々謹言、

〔川上〕
久國

正月九日

喜入撰津守殿〔忠政〕

北郷佐渡守殿〔久加〕

渋谷石見守殿〔重國〕

山田民部少輔殿〔有榮〕

三原左衛門佐殿〔重庸〕

新納加賀守殿〔忠清〕

人々御中

〔本文書ハ「旧記雜錄後編五」一七二号文書トホテ同文ナリ〕

621 有馬左近將監純實系傳云、寛永十五年戊寅、肥前島原一

揆、肥後天草又凶徒蜂起、于時島津下野守久元・島津豊

後守久賀為將初春多兵渡天草警固之時、令甲斐掃部・有

馬左近為使節赴于島津久元陣所、而遂其事也、純實初字

源太、生于天正十九年辛卯云、

622 一刻も急可有出陣候、以上、

623の3

くまでかき百五十者

623の2

一加治炭入用次第、出水ニ而被仰付之由、物奉行衆本まゝへ被仰候、

寅正月九日

賦所

623の1

「島原立ニ付萬覺書留帳上文載于七目下」
一鐵式十丁斤めハ未究候、

右者、御陣用意として、石神善吉殿・木場源左衛門尉殿へ物奉行方より被相渡候、

正月九日

賦所

正月九日

(川七)
久國

鎌田豊前守殿

今度嶋原江加治木人衆召列、町田勘解由次官可被参之由被仰付候へ共、加治木江勘解由次官ハ不被罷居候而ハ成間敷候間、豊前守可罷立由、以兒玉筑後守被仰出候、其心得尤候、恐々謹言、

624

「原本在財部地頭假屋」

正月九日ニ作り調られへき由、普請方へ被仰渡候、

賦所

寛永十五年

嶋原立ニ付軍衆賦帳

寅正月九日

三与之内
一與

右人數ハ、前卷十一月に載せ置軍大將下野守一組と大同小異あるのミ、よてその小異の所は旁註おけり、併みるへし、

625

「加世田小川監物日記」

一九日ニ諸人同前ニ打立候て、江口へ泊候、十日ニ市来湊にて御地頭喜入撰州様待合申、御供申候、加世田表人躰百五十人、めし烈(河)之衆不知候、其晩者串木野へとまり、十一日ニ湯田へとまり、十二日ニ出水之米之津へ着候て、山田民部様へ還御目候、諸軍衆彼津へ逗留候て、人數差出仕、兵粮受取候、

626 肝付家譜云、三郎四郎兼屋、正月九日、率兵士百餘人發

向云々、佐藤仲兵衛尉貞利令并氏ハ私徒十五人ヲ率ヒテ、

亦鹿兒島ヲ發行ス、高尾野地頭仁禮左近將監景頼は手勢

四十二人を随へ、邑衆百六十六人と其随へる雜夫七十三

人と同じく米津に至れり、伊勢彌市貞隆は家僕五人を随

へ、堀彌四郎興長は七人、市來十左衛門は四人を随へて、

皆兵船を乗廻し市來湊に至る、または枝諸左衛門は八人、

阿多藤十郎は四人を随へて泊に至り、相良五右衛門は六

人を随へて串木野に至り、岩元清左衛門家経は四人を随

へ、同氏源六・宗兵衛と同じく宥泉坊と渡邊源太郎は各

一人を随へて、五人共に小松原に到り、皆また兵船乗廻

の役くゝとや、三原舍人佐は家僮五人を随へて此日米津

を出船し、島原にそ発向せり、

627 「島津豊後守久賀從兵時任それかし日記」

寛永十五年戊寅正月九日より

天草立諸事覺日記

寛永十五年寅正月九日、(鹿)児嶋御打立被成、市來之湊迄

但八里、下文ハ十日に載せおけり、

628 「肝付三郎四郎兼屋從臣緒方主殿介覺書」

嶋原之内

天草百姓幾利支丹宗一揆覺

一寛永十五戊寅正月九日、兼屋様有馬之内嶋原江百姓共

一戦之企之由候而、諸士三萬之人数御續之由候、就其

御番御打立被遊候、

一鹿府より御打立被遊、山崎之内くち木田と云所へ西之

刻ニ御着候、道乗九里也、御一宿候、

629 「北郷久加世別記上文在五日」

一同月九日、茄兒島之宅罷立、私領平佐江差越、自分之

人数相揃、都合四百六拾七人召列云々、

630 「喜入忠政從臣聞書上文在元日」

一肥前之有馬江薩州鹿兒嶋より御出陣、御主取喜入(忠政)撰津

守様・嶋津豊後殿・北郷佐渡守殿・入来院石見守殿・(重國)

嶋津筑前殿・川上將監殿・新納(久國)加賀守殿・福屋伊賀守

殿・相良左殿、其外、以上馬印三拾六本ニ而候事、

喜入撰津守様御出陣、寛永十五年正月九日御立被成候、

御備之事、馬印吹通之輪ニ金磨キ之短尺ヲ付、持手鹿

籠山下之名頭甚助、御鑓式拾本・鉄炮式拾丁・弓式拾

丁、有印シ、芭蕉絹ニ丁子之御紋有リ、御手廻リニ鎧

箱・持筒鉄炮式丁・弓臺式通・對道具・手道具二本・

長刀彦振、備人数薩州鹿籠より伊集院十郎・伊集院與

左衛門・同氏采女・田代五郎兵衛・田代宗右衛門・床

波吉介・有川種之允・同氏早右衛門・森源右衛門・有

村六郎兵衛・渡邊仙右衛門・倉本弥右衛門・山本平十

郎・日本勘介・迫田五左衛門・齋田盛藏・安樂七助・

馬場太郎介・桑原為介・小原平藏・伊集院少太・同氏

十兵衛・有村源介・荒木茂左衛門・前田藤左衛門・齋

田右近・伊集院宇右衛門・高城半右衛門・伊集院平次

郎・大山源五郎・久木田宗太郎・池内權太左衛門・同

氏小左衛門・小城甚内・小城太郎介・加藤十介・山之

内少兵衛・國生金右衛門・齋田助四郎・鮫嶋權七・馬

場助右衛門・山下孫右衛門・藤田六内・山下小右衛

門・森彦十郎・久木田仲左衛門・三宅三光・有川仙

見・久保田与兵衛・久木田惣兵衛・長野勘兵衛・田代

三左衛門・山崎治部太夫・櫛下町与介・茅野三右衛

門・神田甚介・山元權右衛門・天達五兵衛・長田勘右

衛門、合五拾九人、中間仁助・同助市・同半十郎・同与

一郎・同堅吉・同弥吉・同市藏・同甚介・同三介・竹中

之助右衛門・下浦之安右衛門・上浦之彦十郎・神門之萬右

衛門・中壘之少作・大工瓦屋之孫三・瀬戸口之休太・木原之

郷八左衛門・神壘之万助・上釜之四郎左衛門・田畑之清

三郎・浮屋敷之休次・尻無之弥市・田中之彦助・中原之孫

三郎・俵積田之長三郎・茅野之休藏・神田之彦太・同門之

少藏・廻田之彦作・同村之吉次・平野之助作・味壘之木右

衛門・濱田之助藏・椎崎之三六・宮原之勘十下文六十日に

あり

石ヶ嶺之權六・南之才藏・熊坊之助六・木原之平次郎・かこ

原之助藏・岩屋崎之平右衛門・今釜之名頭・城森之名頭・

上桐原之六藏・中原田之次郎介・同村之九郎介・下竹原之少

吉・堂屋敷之新三・板敷之次郎作・同村之主水・同村之彦

三・白沢津西之彦十・同所東之藤吉・板敷之乙・通山之与

吉・板敷之太郎五郎・同所之助五郎・同所之助十郎・同所

之におに・山崎之次郎助・真茅之与吉・同村之休次・同村之

米・駒ヶ水之名頭・下山之甚吉・同所之休左衛門・同所之休

作・松崎之名頭・中原之善介・同門之助藏・茅野之萬介・

中原之五介・同所之彦介・俵積田之十左衛門・同所之五郎・

同所之休作・堂地之十郎左衛門・同所之藤吉・土屋之十介・

屋敷之五郎介・下山之十郎・中原之又左衛門・同村之六介・

枕崎之清五郎・石ヶ嶺之休次・板敷之佐介・真茅之助藏・

木浦木之藤次郎

631 「鹿籠案文中」

覚

一寛永拾五年正月、喜入撰津守天草立ニ物頭被仕、多人

数召つれ被罷立、同二月皆陣被申候事、

一御書物五ツ

右者、前々寫指上申候へ共、本書上可申通承候間、

此度指上申候、

一御犬追物御手数組廿二

外ニ四ツハ前ニ寫指上申候、

『明曆三年』

『田代』

惣右衛門

『酉』四月九日

『伊集院』

与左衛門

平田清右衛門様

右ハ、久木田新左衛門殿使ニかこしまへ被参候事、

632

〔 〕千程も早々可被相渡由、御談合尤候、〔 〕衆も

次第ニ上り渡可被成候、天草へ〔 〕候へ共、伊豆様御下知ニて候

然之様ニ、此地之衆ハ〔 〕候へ共、伊豆様御下知ニて候

故、不及是非之事、今度被相下御奉書之写し持せ申候事、

民部少殿出水衆被召烈、先へ御渡海候間、出水へ〔 〕人

数之差引可申究人差越可申由承候、〔 〕成衆も皆陳へ

可参候間、有かね可〔 〕由、御使衆へ談合申候而見可

申事、

正月九日 村田郷左衛門ニて被仰越候、

633 〇明にて 黄門様御氣色然々無御座、題目〇御計

などニ候、御むせ被成候、若かくのやうニ〇か

氣遣千万ニ候、就其けり御好物にて〇候へ共、此地

ニ者居不申候、佐土原ニも〇自然被持せ候へ、次飛

脚にて夜白此方へ〇又穆佐・蔵岡・あやへも被仰付

候而可有〇惶、

〇月九日

(川上) 久國

〇人様 人々御中

634 〇嶋原へ加治木人衆召列、町田勘解由次官被参之由被

仰付候へ共、加治木へ勘解由次官者不被居候而へ成間敷

候間、豊前守可罷立由、以児玉筑後守被仰出候、其心得

尤候、恐々、

正月九日

(川上) 久國

635 〇申越候有馬之城責、来ル十五日より内ニ在之由〇

〇、然處出水表へ舟一艘も未廻候由〇出候、

各上乘にて、片時も急ニ可被〇仰付候処、延引無

心元候、喫衆浦〇油断候へ、後日其科可被仰付、若

又〇緩者可為越度候間、不依夜白城〇出水へ舟廻

着候様ニ可被申付候、〇ましく候、恐々謹言、

正月九日

(川上) 久國

636 指宿

久志泊津

中村吉右衛門尉殿

勝目与左衛門尉殿

伊地知新十郎殿

加世田内記殿

坊津

秋日

大脇舍人佑殿

武宮内左衛門尉殿

岩切与介殿

川村勝兵衛尉殿

加世田

小松原

久永吉左衛門尉殿

敷根三右衛門尉殿

深野主膳正殿

岩本清左衛門尉殿

片浦

伊作・田布施・永吉

福崎新兵衛尉殿

加治屋新左衛門尉殿

左近允曾右衛門尉殿

肥後為兵衛尉殿

市来・伊集院

くしきの

堀弥四郎殿

相良五右衛門尉殿

市来十左衛門尉殿

東郷弥八左衛門尉殿

鹿箆

山川

山口平兵衛殿

谷山九兵衛殿

木佐貫半右衛門殿

伊地知治部左衛門尉殿

□状十二、相良丹後守殿へ相渡し候、

□守殿より飛脚兩人今日被罷帰候間、□可相返者

也、

正月九日

(川上久國)
左近将監

分國中改所

637 □御状具令披閱候、□草へ人数先千程もくり渡可被

成由、野州老へ□談合被成候哉、上使御下知之儀候間、

早々かた□御付尤候、

□伊東殿家老衆より今朝状参候、伊東殿□天草之番と

して急度可被為通之間、留之宿にて米・大豆・野菜・薪

申付候へ、可被為買由被仰越候条、通道之諸所へ申越候、

□にて之御宿等可被仰付候、借船之儀被□候へ共、
一艘も有之間敷由申候、

□醫者可遣由、野州老より被仰候、山城□允六右

衛門尉・大重傳左衛門尉へ申付候人まで□も三百申

付候、急度持せ可申候、

□門様より御意之儀共御座候間、今日以使可申候、

□定可為御出船之間、御報不申入候、恐惶、

正月九日

(川上)
久國

山田民部少様

十日甲戌

638 十日、肥後ノ一手両口へ備ヲ設ケ、諸手ノ大先手トシテ

三ノ郭前ニ屯ス、傳云、諸手段々陣替シテ陣場定リケレ

ハ、肥後太勢入替テ大先手トナル、肥後一手ノ受取口ハ

両口ト名ク、其場ニ内虎落ヲ設ケ、篠垣ニ舉城戸有、肥

後勢ノ大先手ハ(松井興長)長岡佐渡守・同式部父子、士大將西郡要

人・同平兵衛・谷主膳人持平野彌次右衛門・同彌兵太二

男茂右エ門・尾藤金左衛門・出田宮内、足輕大將中根市
(左カ)右衛門・國友式右エ門・谷忠兵衛門(右カ)・荒木助左エ門・高
 田角左エ門・同副頭中根平兵衛・楯岡孫一郎、右與力九
 百余人、長岡佐渡守家中馬乘七十人、歩士二百人、下々
 合千五百五十人、與力合テ二千四百五十余(ハ脱カ)ヲ一備トシテ、
 眞先ニ陣ヲ布ク、二番備ハ有吉頼母佐、與力手勢合二千
 余人、三番備ハ細川立允殿・長岡右馬助、其次ニ旗本備
 ハ小笠原備前・志水新之丞・清田石見、三備ハ左右後備
 トナル、澤村大學之助ハ若輩ヨリ(數)毎十度場數之武邊、今
 七十有餘ノ老人故、旗本ヲ警固シ、夜白軍儀ヲ申上ル、
 諸組頭各與力ヲ勵シ、代々外張ニ出テ柵ヲ付、竹束ヲ以
 テ仕寄大築山ヲ上ケ、大筒・小筒無間三ノ郭ニ打入レケ
 ル、一揆モ新手ノ大軍ニ恐レ、有馬掃部ニ浮武者ヲ差添
 テ三ノ郭ニ堅固ニ守リ、鉄炮ヲ打セ候故、肥後ノ軍中ニ
 モ手負・死人有リケレトモ、組頭種々ニ心ヲ配リ、息ヲ
 モ不絶(繼)、昼夜致出精ケル故、諸手ノ仕寄ヨリハ拔群ニ
 ▽(○)城ヨリ△近ケル、上使見分有テ、肥後勢一手諸手ニ
 勝レテ仕寄タリトモ、諸手續スンハ無益ナリ、暫見合セ

テ可然由制止有リ、其時分眞源公旗本ニテ組頭人持杯被
 召、竹束ノ儀詮義有リ、澤村大學申ケルハ、凡仕寄柵ノ
 木五尺五寸ニテ地入ヲ二尺トシテ、上下七尺五寸通法也、
 然ハ竹束モ夫應ジテ可然ト申ケル、平野彌次右衛門申ケ
 ルハ、七尺五寸ト定ニハ野合戰ノ時ナルヘシ、城ヲ攻ハ
 竹束ノ寸各別ナルヘシ、其訣ハ城ノ上ヨリ見下シテ打ッ
(法脱カ)鉄炮故、越テ寄り難シ、先年大坂御責ノ時御供シテ、能
 ヲ見覺タリ、味方近キ程鉄炮越ヘ中々容易ニ寄難シ、竹
 束ハ竹ヲ束テ、定法ニ不拘高キコソ可然ト有ケレハ、何
 モ尤ト同心シテ、其以後柵ノ木・竹束モ一同ニ高ク被申
 渡ケル、此節竹束ノ手ノ造様ヲ、佐渡家来生池武右エ門
 ト申者工夫シテ、古法ヨリ各別ニヨク有シトソ、夫故軍
 中ノ手ハ諸手ヨリモ是ヲ手本ニシテ仕寄ル、上使衆モ是
 ヲ御覽有テ、武右衛門作意ヲ御稱美有ケル、肥後手ノ大
 築山成就ノ上、栖樓ヲ組上ントスル、三ノ丸ヨリ手繁ク
 鉄炮ヲ放テ、組上ルコト難成、各如何シテ栖樓ヲ組上ン
 ト評儀種々ナレトモ、墓不行時ニ澤村大學進出テ申ケル
 ハ、栖樓ヲ組ニ敵ノ鉄炮ヲ嫌テハ、速ニ事成就不可有、

我城ニ籠トモ、敵ヨリ上ル栖樓(ヲ脱カ)其儘ニシテ差置ヘキヤ、由々我一人栖樓ヲ上ル所ニ登リテ、城内ヲ見下テ的ニ成ルヘシ、其間合井樓(各栖樓カ)上ラルヘシ、我等事、信長公・太閤様以來毎度ノ陣場ヲ勤テ、最早七十ニ余リタリ、一命ヲ可惜事更ニナシ、敵ノ鉄炮ニ中リ相果ルハ大慶也ト述ニケル、(時ニ脱カ)眞源公御立腹有ツテ仰ラレケルハ、大學夫ハ以ノ外ノ荒氣也、其方御先ヨリ毎度場乞勤レトモ、最早老若ト見ヘタリ、其方一人ヲ城ノ的トシテ、若キ面々見物シテ栖樓ヲ可上ヤ、人ヲ不損シテ事モ成就スルコト(ソカ)大切ノ儀也、人ヲ損シテ栖樓ヲ上ル事、甚以我等存念ニ非スト叱リ仰ラレケレハ、流石ノ大學モ大將ノ一言ニ恐レ、拜伏シテ言無シ、佐渡・頼母モ一同ニ是ヲ聞テ感心奉リ、未御若輩ノ大將ニ斯ク人ヲ御憐被遊御心底ハ、末頼母數事ナリト、何モ一入難有思入ケル、旧冬板倉殿ノ下知ニ因テ、警固舟二十艘有馬浦ヘ相詰ケルニ、(細川光利)眞源公此表御在陣ノ上ハ夫ニ及間敷ノ由、上使衆ヨリ仰付ラレケル故、舟數半分ニナリ、半舟ハ河尻ニ上リ、士卒ハ御旗本ト大先手ニ被加ケル、

639 石谷貞清・松平直恒(信綱)元日ノ注進、今日江戸ニ到着ス、十二日ノ傳ニ詳ナリ、

喜入撰津守忠政、地頭所加世田衆百五十人ヲ市來湊ニ會シ、此夜串木野ニ舍レリ、

640 「忠政從臣聞書」

一薩州加世田ハ喜入撰津守様地頭ニ而有之候処、仁禮佐渡主取ニ而、諸士弍百人餘召列、市來之湊江待上候而、從彼方備ニ入申候、左候而出水米之津より船ニ召候而、肥前之久玉ニ御着船ニ而候、夫より同國之高根ニ御渡海被成、陸宿ニ而候事、

641 覺享

此節嶋原立ニ付、濱之市兩浦より追立つら付にて加子罷行候ニ付、人居不申候、左候得者、御藏米はこひ夫之儀者、住吉・真孝兩所より所役々奉公ニ罷出、はこひ方有之候様可取計旨、右喜兵衛殿より長崎千右衛門殿被成御

承知候間、其心得にて無延引、米はこひ夫右両村よりつ
ら付にて可被申渡候、尤真孝之肝煎勤左衛門方へハ拙者
共より直ニ申付置候、喜入殿御越被成候におひてハ、迎
さし遣申管候、可成丈其内手當肝要之事候条、大形無之
様可被取計候、

正月十日

町田甲斐

李田十左衛門

大迫彌介殿

柳主殿介殿

明山与兵衛殿

642 此日新納小右衛門久盛は家僮七人、中村源介は三人、加
治木松右衛門と東郷宗兵衛は各一人を随へて久見崎に到
りて、皆船手の事を掌れり、又押川市之丞公尚ハ三人、
中村七右衛門と新納佐左衛門忠頼・同四郎三郎久晴はを
のく二人を随へて米津に到着せり、

643 「島津久賀從兵時任氏日記」

同十日、湊より串木野迄二里、但天氣惡敷候ニ付近□、
下文ハ、
十一日ニ、

644 「肝付兼屋從臣緒方主殿覽書」

一拾日ニくち木田午之刻ニ御打立候而、紫尾ニ申之刻ニ

御着候、御一宿也、道乗四里、如何ニも天氣惡敷候、

上文九日
ニ在リ、

645 □仍今朝以東郷肥前守安心、今春可被成□落と思召

候つれ共、年明候てより御氣色も相□候間、急度御打

立御成被成間敷候、題目御唯之破れも御右之方ニ御座候

而、左之方へさへりなく□なども多ハ不參候へ共、

相つゞき參候処、又□痛出申候、左右方ケ様ニ御座

候而、御食□ハ一大事之御事ニ候間、追付意徳□

御使として高崎伊豆守へ□付召上せ、伊豆守ハ板倉

殿へ右之通□江戸へ可罷通候、意願ハ意徳へ□

□下向仕候様ニと被仰出候、各へ御談合□候へ共、

御養生御いそかしき儀候間、□申渡候、昨日などハ

朝之御膳(御カ)ハ如早晚□□、御膳ハ少もあかり不申、晚

之御膳ハ□□なども成かね、御ひさを御かゝへ候て被

成候、就中去四日之晚より御せきつよく候、□□横

ニ御寝なる事御成不被成故、御草臥被成候由、納殿衆よ

り被申候、昨日宮内卿と申人、我等を通りノ間迄よひ被申

候間、如此(之カ)□御躰ニ御座候、御祈念御養生御食□能

々入念可申付由、細々被申候、然時□□おもり□存

候、猶追々可申入候、恐惶、

正月十日

(川七)
久國

(島津久元)
野州様

(山田有榮)
民部少様

(三原重庸)
左衛門佐様

646 □日之御状并野州老長崎より同日之御状相届、具□拜

見候、

□老有馬へ御渡海被成候、先々にて城責共候哉、□

□々寄せ候ハ、無御了簡可被成城責候、□新納加

州へ人数千程御付被成候而被遣候様ニ□仰越候、加

州も下野守与中にて候と被仰、嶋原へ可被越候哉、豊後

守殿其外御談合衆御相談を以□□之事、

□肥後衆・唐津衆廿日程かり候て、敵も不居□

被遣候事、御外聞悪由被成、御意候へ共、□相成次第

候、やなき大やの邊へ人数□次第可被差渡候哉と出合

申候事、□御内意之通并爰元出合之儀、甲斐□

有馬左近将曹を以申越候間、可被聞召届候、恐惶、

□月十日 (川七)
久國

(有榮)
山田民部少様御報

十一日乙亥

647 「小川監物日記」

十一日ニ湯田へ泊り、按に喜入忠政加世田衆ヲ領シ、此

日串木野ヲ発シテ此ニ止宿セリ、

648 「時任氏日記」

同十一日、串木野より西方迄九り、按に島津久賀自兵及

ひ帖佐衆を將ひてならん、

649 「田代衆島原立寃」

一 正月十一日、田代衆中拾人、牧田彦左衛門・木佐貫萬兵衛噉代也、其外隈元善左衛門・小板安右衛門・大山十兵衛・萩田少右衛門・井手口善左衛門・永田宗左衛門・野田嘉右衛門・前田作左衛門罷立、同十九日天草ニ参着仕候、御番手被仰付、其節之地頭町田休右衛門殿・噉井手籠清右衛門、此兩人者不被罷立候、同廿日出水衆中と参合、山ニ登り、五日六日程人狩仕候事、

650 一二階堂氏三左エ門定行系傳云、十五年戊寅正月十一日

癸田布施、從軍于島原云々、

651 「評定所御案文」

爰元風説之通為可申、以次飛脚申越候、

一 伊地知左右衛門尉殿【移地頭所加久藤ヨリナラン】(重考)より申来候へ、伊井掃部殿其外大

名餘多人數八萬被召列、急度可為御下向由、從球摩表テ為聞得通被申越候、

一 志布志より申来候へ、上使之なかれ舟と候て、飢肥之

内外浦ニ舟三拾艘為参由候、又五十艘共申由、必定之

儀不相聞得候、委承合、追而可申入候、嶋原之城落去之後、上使衆豊前之小倉より御帰國可被成由候、其衆之内ニ薩摩を御通可被成衆も可有之由申候、肥後より御通之由候而、八代・佐敷・水俣・大口小河内より道作・宿普請入念仕候、御宿者□□などニきれいに出

一 伊東殿天草之番被為當候、此方御領分可被通候間、米・

大豆・野菜・薪申付候へ、可被為買候、舟可被為借由承候得共、舟ハ一圖ニ無之由御返事申候事、

一 今度物音他領佐土原など節々被聞召合、□□被仰越候、

恐々謹言、【朱ハ季安補考也】

正月十一日（川上） 久國

仁禮藏人殿（領見）

652 「薩本嶋原軍記」

一正月十一日之夜、板倉内膳正殿打死之由、江戸江相聞得候、十二日より西國衆少々御暇出候云々、

一寛永十四年之冬より肥前嶋原郷邪宗之士民、有馬之城へ就楯籠、御大将松平伊豆守(信綱)催人数被為發向之刻、薩隅日三州之士、同十五年寅正月十一日ニ打立、出陣仕早、時之地頭鎌田左京政高也、京都三年詰被成候故、田布施諸士致同心、敷根筑前守御手へ相付、陣中令勤仕畢、以下載二月廿八日、

一一兵衛事、 黄門様御代、實父仁禮藏人高岡之地頭職被仰付、彼地へ罷移、数年相勤申候ニ付御断申上候処、今少御頼被遊候間、相勤可申由 御意候ニ付、藏人申上候者、左候ハ、先年申上候通、大事之境目ニ而候間、談合人被仰付被下度由奉願候ニ付、從 黄門様児玉筑(利)後を以藏人為談合人高岡江可差越之旨、一兵衛江御内

意被仰聞候ニ付、一兵衛申上候者、當時御納戸奉行被仰付置、御側近ク被召仕候處ニ、遠方へ被召移候儀迷惑ニ奉存候由申上候得共、重而筑後を以申分御尤ニ被思召候、然共大事之境目ニ而候故、御頼被成候間、一節罷移相勤可申由段々被仰聞候故、此上者不及是非、私式不成合 上意ニ而候故、何分ニも奉畏候由御請申上候へハ、其後御老中より右通被仰渡、高岡江罷移相勤居申候得共、御役料迎も不被仰付、高役ニ而相勤居申候、然處 黄門様御不例ニ付御病中罷帰、御前江相詰候様ニと被仰渡、相詰申候内、嶋原陳差起、高岡人数をも少々被遣候ニ付召列可罷越候旨被仰付、彼地江罷越申候處、追付御用無之引取可申由候故、罷帰申候処ニ、又々児玉筑後を以上意候者、御病中者高岡へ罷越候儀ハ無用可仕候、御氣色少々御快被成御座候ハ、御氣慰ニも御出可被遊と被思召候間、左様成御供ニ可被召列之由、國分帯刀・喜入丹波・讚良善助同前ニ被仰聞候故、御請申上必至と御前へ相詰申候処ニ、不意之御仕合ニ而諸人失前後、十方ニ暮罷居申候云々、

嶋原立衆人数差出帳

主従十八人 乗馬壹疋 本田次郎兵衛

一具足式領 一鍵壹本 一弓式張矢廿式

一長刀壹振 一鉄炮三挺玉薬百放

一鉄三具 一よき一丁 一鎌七具 一なた六ツ

一のミ壹ツ 一のこ壹ツ

主従十八人 乗馬壹疋 米良豊前守

一具足壹領 一鍵壹本 一弓式張矢百

一鉄炮三挺玉薬式百放

一鉄三具 一なた三丁 一鎌三具 一よき壹ツ

一のミ壹ツ 一鋸壹ツ

主従十五人 乗馬壹疋 宇都藤左衛門

一具足壹領 一鍵一本 一弓壹張 一鉄炮式挺

玉薬三百放 火繩廿わけ

一鉄式具 一よき一丁 一なた三丁 一鎌五ツ

一のミ式ツ 一指つち壹ツ 一ちうな壹ツ

主従拾人 乗馬壹疋 如意坊

本まゝ
一具足壹領 一鍵壹本 一鉄炮式丁玉薬百放

一なた壹丁 一鎌壹具 一鉄壹具

主従八人 乗馬壹疋 宮里右京亮

一具足壹領 一鍵壹本 一鉄炮壹挺玉薬五十放
火繩五わけ

一鉄壹具 一よき壹丁 一鎌五具

一なた壹ツ 一のミ壹ツ 一ちうの壹ツ

主従八人 比志嶋彦三郎

一鍵壹本 一鉄炮式丁玉薬百七十放
火繩廿曲

一鉄壹具 一なた壹ツ 一のミ壹ツ 一のこ壹ツ

一鎌壹具

主従八人 乗馬壹疋 二見太兵衛

一具足壹領 一鍵壹本 一弓壹張矢十式

一鉄炮式挺玉薬六十放
火繩十五曲

一なた壹ツ 一かま壹具 一鋸壹ツ 一鉄壹具

一のミ壹ツ

主従五人 上井神左衛門

一鍵壹本 一鉄炮式挺玉薬式百放

一鉄壹具 一なた壹ツ 一鎌壹具 一のミ壹ツ

主従五人 毛利休右衛門

一 鍵沓本 一 鉄炮沓挺玉薬七十放 火縄六曲

一 鍬沓具 一 なた沓ツ 一 鎌沓具 一 のこ沓ツ

一 熊手かき沓ツ

主従三人 鈴木千次郎

一 鍵沓本 一 鉄炮沓挺玉薬五十放 火縄十二曲

一 よき沓ツ 一 鎌沓具 一 のこ沓ツ 一 のミ沓ツ

一 なた沓丁

主従四人 是枝長左衛門

一 鍵沓本 一 鉄炮沓挺玉薬五十放

一 なた沓丁 一 鎌沓具 一 よき沓ツ 一 鍬沓具

主従三人 野村助四郎

一 鉄炮沓挺玉薬六十放 火縄十曲

一 なた沓ツ 一 かま沓具

主従三人 有屋田善左衛門

一 長鋸沓振 一 鉄炮沓挺玉薬五十放 火縄五曲

一 鍬沓具 一 鎌沓具 一 なた一丁

主従三人 堀將介

一 弓沓張矢十二 一 鉄炮沓挺玉薬卅五放 火縄六曲

一 なた沓ツ 一 鎌沓具 一 のこ沓ツ

主従三人 児玉十左衛門

一 鉄炮沓挺玉薬五十放 火縄十わけ

一 鍬沓具 一 よき沓丁 一 鎌沓具 一 なた沓ツ

一 のこ沓ツ 一 ちうの沓ツ

主従三人 大窪源右衛門

一 鉄炮沓挺玉薬五十放 火縄五曲

一 鍬沓具 一 よき沓丁 一 なた一ツ 一 かま一ツ

主従三人 竹田善右衛門

一 鉄炮沓丁玉薬五十放 火縄九曲

一 なた沓ツ 一 のこ沓ツ 一 鎌沓具

主従三人 堀十左衛門

一 鉄炮沓挺玉薬五十放

一 なた沓丁 一 鎌沓具

主従三人 松岡郷兵衛

一 鉄炮沓挺

一 のミ沓ツ

主従三人 加世田孫兵衛

一 鉄炮沓挺 玉薬三十放 火縄五わけ

一 鎌沓具 一 なた沓丁

主従三人

甲斐権介

一 鐘沓本 一 鉄炮沓挺 玉薬四十放

一 法師なた沓ツ

主従三人

青山治右衛門

一 鉄炮沓挺 玉薬五十放 火縄五わけ

一 なた沓丁 一 鎌沓具 一 鋸沓ツ

主従三人

入田喜左衛門

一 鉄炮沓挺 玉薬五十放

一 鎌沓具 一 なた沓丁

主従三人

蓑田八郎右衛門

一 鉄炮沓挺 玉薬五十放 火縄

一 鎌沓具 一 なた沓ツ 一 のこ沓ツ

主従三人

石神平左衛門

一 鉄炮沓丁 玉薬五十放 火縄六曲

一 なた沓ツ 一 鎌沓具 一 のミ沓ツ

主従三人

中村與次郎

一 鉄炮沓丁 玉薬五十放 火なは

一 鎌沓具 一 のこ沓ツ 一 なた沓ツ

主従三人

満尾萬右衛門

一 鉄炮沓丁 玉薬五十放 火縄十曲

一 なた沓ツ 一 鎌沓具 一 のこ沓ツ

主従三人

吉良佐介

一 鉄炮沓挺 玉薬五十放 火縄

一 鎌沓具 一 なた沓ツ 一 のミ沓ツ

主従三人

栗屋千左衛門

一 鉄炮式丁 玉薬五十放 火縄

一 のこ沓ツ 一 のミ沓ツ 一 かま沓具

主従三人

市来善介

一 鉄炮沓挺 玉薬五十放 火縄十一曲

一 かま沓ツ 一 なた沓丁

主従三人

山口平四郎

一 鉄炮沓丁 玉薬百放 火縄廿曲 一 鐘沓本

一 なた沓丁 一 かま沓具

主従三人

山元隼人佑

一 鉄炮 砲丁 玉薬三十放 火縄十わけ

一 なた 砲丁 一のこ 砲丁

主従 式人

一 鉄炮 砲丁 玉薬廿放

一 かま 砲具

主従 式人

一 鉄炮 砲丁 玉薬三十放 火縄五わけ

一 なた 砲丁 一 鎌 砲具

主従 式人

一 鉄炮 砲丁 玉薬八十放 火縄十五曲

一 なた 砲丁 一 かま 砲具

主従 式人

一 鉄炮 砲丁 玉薬八十放 火縄十五曲

一 まさかり 砲挺 一 鋸 砲丁

一 くまで かき 砲丁

主従 式人

一 鉄炮 砲丁 玉薬五十放 火縄十二曲

一 よき 砲丁 一 鎌 砲具

主従 式人

一 鉄炮 砲丁 玉薬五十放 火なわ十わけ

一 鎌 砲具 一 よき 砲丁

主従 式人

一 鉄炮 砲丁 玉薬五十放 火なほ十曲

一 鋸 砲具 一 鎌 砲具 一 なた 砲丁

主従 式人

一 鉄炮 砲丁 玉薬三十放 火縄五曲

一 なた 砲丁 一のこ 砲丁

主従 式人

一 鉄炮 砲丁 玉薬三十放 火縄六曲

一 かま 砲具 一のミ 砲丁

主従 式人

一 長刀 一振

一 かま 砲具

一 鉄炮 砲丁 玉薬廿放

一 鉄炮 砲挺 玉薬三十放

一 なた 砲丁

谷口四郎左衛門

瀬口喜左衛門

真崎少兵衛

本田弥七左衛門

小倉七郎右衛門

一のミ 砲丁

松下五兵衛

石神五右衛門

大慶坊

大窪内蔵介

谷口六弥太

家村源四郎

橋口助次郎

一鉄炮苞丁薬三十放

吉富与助

一鉄炮苞丁薬廿放

谷山兵右衛門

一鍮壹本

竹下城介

一鍮壹本

鬼塚治部左衛門

一鉄炮苞丁玉薬三十放

折田七兵衛

一かま巻具

右者、本書入田武兵衛殿より被借用、明和四年丁亥九月於浦之名村誘亨寫之早、

一鉄炮苞丁玉薬廿放

柿木崎平左衛門

一かま巻具

右之書かり候砌、武兵衛殿咄ニ、

人駄五十人

右通賦付有之候處、賦ニ迦レ候面々不致合点、是非

惣合人数百九拾人

差越度、各為被願出事之由候得共、高岡之儀者、右

一具足五領 一乗馬六騎

外城ニ而最初より之賦付も及多人數管之処、屈竟之

一鉄炮五十六挺玉薬式千八百十五放

堺目なれハ、ケ様之折を窺居、何様之變事可有之茂

一弓七張矢百廿四

難計被思召候故、不應外城少人数ニ而候間、いつれ

一鍮十五本

も其趣を汲受相残り居、いか様之大事有之候とも、

一長刀三振

東目之境を可被踏留了簡こそ尤候と、老功之衆被申、

一鍬廿具 一よぎ拾

一なた四十四 一鎌五十一

一鋸十六 一のミ十三

一ちうの三ツ

寅正月十一日

候、ケ様之事茂古老之咄傳にて候故、記置候、
右、高岡大迫多次右衛門写置候を、文政六年未六月、木脇權

一兵衛殿為被寫本ニ而、此所へ載之置也、

656 此日米津に参着せし輩には、先づ清色地頭入来院石見守

重國、自から騎馬して、その家衆百六十二人を隨へ、清色衆百三十五人、供夫三十五人を率ひて到着せり、喜入領主肝付三郎四郎兼屋も騎馬にて家衆百五人を將ひ、鶴田地頭東郷若狹守昌重も騎馬にて私徒三十四人を隨へ、その任所の衆四十二人と供夫三十二人を率ひ、阿久根地頭渋谷四郎左衛門尉重將は其私徒五十四人を隨へ、與力勝目郷左衛門には僕三人を隨へしめ或六人、邑兵八十人と供夫等三十六人を率ひ、田原主膳正延種後改高橋氏は家衆五十人を隨へ、その以前家臣より召出されし府下の土花田權兵衛行ハ僕二人、吐師孫兵衛経ハは四人を隨へ、共に此と同道し、種子島安左衛門時ハは二人、田上覺左衛門三人、竹内備前守實経カ四人、甲斐權左衛門重種三人を隨へ、其外馬越士三十五人・從夫二十一人、山野士四十人・從夫三十三人、隈城士山内淡路守・園田權右衛門等、その時地頭島津彈正大弼久慶江戸に詰玉へれハ、両士主

取して、邑衆百十人とその供せし僕夫三十六人を率ひ、また伊勢右京亮貞則か地頭所郡山士も三十四人と供夫十六人、三原左衛門佐重庸か地頭所伊集院士四十六人と供夫十七人、村尾源左衛門尉重候か地頭所須木士園田隱岐介等十三人と其小者三人・夫二人を隨へ、山田有榮の地頭所出水の内瀬浦衆十人・その夫十一人、追々米津にそ到着せり、又御船奉行是枝喜右衛門快温も私徒十三人を隨へ、舊冬霜月より平田民部少輔宗直等と諸浦々を廻動して、軍衆を差渡さる、其兵船を追立んが為め出張けるか、此日快温久見崎に到着せり、

657 「山内淡路守日記」

寛永十四年嶋原入有之、隈城より人数過分ニ罷立候付、山内淡路守・園田權右衛門兩人ハ、主取嶋津彈正少殿より被仰付、兩人ニ而諸士衆同心いたし出陣申、嶋原ニてハ我々兩人より國分平兵衛・山口与三左衛門・久木崎三郎右衛門へ萬事之差引申付、首尾克相勤、帰陣申候事、

「外ヶ条略于此」

右條々以来子孫為見合書付置也、

寛永拾八年二月吉日

山内淡路守

寛永十五年正月十一日

十二日丙子

658 「肝付兼屋從臣緒方主殿覽書」

一十一日ニ紫尾卯之刻ニ御打立、音ニ聞紫尾を七里と申

せ共、五里計ニて候、出水ニ御着候而、山田土佐殿御

宿へ御立寄被遊候、左候而六月田と云所へ御一宿也、

道乘九里、米之津へハ諸軍勢多候故、如此之御宿也、

上文十日
ニ在リ、

659 『馬關田噺中』

今度肥前國嶋原江被出立候人数賦

真幸院
馬関田衆中

高牟禮甚右衛門 野田七左衛門

野村三郎兵衛
小者 老人

齋藤藏之介 内山民部左衛門

田代休兵衛

萩原源右衛門

齋藤五兵衛
小者 老人

白坂慶右衛門 賄夫丸町人

齋藤良言坊

蘭田覚右衛門 佐吉

合人躰拾人人足三人

660 平塞録云、十二日、於江戸御城妙解公細川越中・松平右衛門守忠利也

門佐殿・鍋島信濃守殿・有馬玄蕃頭殿・立花飛彈守殿・

小笠原右近太夫殿・同信濃守殿・同壹岐守・松平丹後守

殿・有馬右衛門佐殿皆御暇拜領、早速領國へ歸、島原ノ

一揆可攻落ノ命下ル、傳曰、正月十日石谷十藏殿・松平

甚三郎殿飛脚江戸へ到着ス、其赴趣ニテ、去ル元日ニ城ヲ

攻メ、寄手利ヲ失、板倉内膳殿討死、十藏・甚三郎モ手

ヲ負ケル注進ナリ、明ル十一日江戸へ右ノ面々ヨリ飛脚

亦々到着ス、寄手愈氣力ヲ落、薩摩・肥後・筑前ノ人数ヲ

召寄トノ注進也、右両度ノ注進達于上聞、澤山少將・井

伊若狹侍從・酒井佐倉持從・土井殿ヲ被召テ被仰出ケル

ハ、島原両度ノ城攻ニ寄手敗北之段、血氣ノ働ニテ不覺

悟ノ至也、此上ハ城ヲ攻ル事止テ兵糧詰ニ可仕ノ旨、追

々上使ヲ差下サル、今日先妙解公ヲ召シテ、將軍家御意

有ケルハ、其方儀急ニ肥前島原へ下リ一揆ヲ可退治、其方事慥ニ思召ル、ニ付、惣大將ノ心得ニテ諸事御為相成(二脱)申候様ニ萬事ヲ引受、他ニ不構、宜キ筋アラハ心底ヲ不残才覺可致、上意アリ、(細川忠利)妙解公謹テ御返答ニ、私義御取立ノ儀ニ存寄無御座上(意)聞、身ニ餘リ難有次第奉存候、然トモ身不肖ニ御座候得ハ、軍勢ヲ差向マシキ所ニモ打出、御為不宜儀仕候ハ、悪名ヲ受横死仕候儀不苦、御懇意ノ上意ヲ無ニナシ可申哉ト、此所泰内ニ御受、迷惑仕候ト被仰上ケレハ、將軍家御笑遊サレ、兔角越中守心ノ及ノ働ニテ濟ハト上意ナリ、妙解公謹テ、此上ハ急ニ馳下リ、彼表ノ上使(衆脱カ)ト申談、隨分肝煎見申サント御礼相濟御帰宅也、續テ上使堀田加賀守殿被為入、出軍ノ御祝儀トシテ不知骨ト云御脇差作者ヲ御拜領、且大人數長途ヲ押テ大坂ニ到、軍舟萬一差支ル事アラハ、公義ノ船ニ乘テ渡海可致ノ旨、有難キ上意也、其日申ノ刻即江戶ヲ御發駕ニテ島原へ御急也、其跡ニテ右衛門佐殿始メトシテ諸大名召出サレ、島原へ馳下リ島原一揆ヲ可退治ノ由仰出サレケル、各帰宅、江戸発足ノ用意ナリ、其中ニ右

エ門佐殿御受相濟、直ニ御城ヨリ品川へ出陣ナリ、其以後備後福山ノ城主水野日向殿ハ老人ト云、武邊場數ノ功者ニハ、嫡子美作守トトモニ島原へ馳下リ、諸勢ノ後詰ヲ可仕ノ旨上意故、其用意專被相調ケル、

661 加世田地頭喜入撰津守忠政、衆士百五十五人・供夫百二

十二人ヲ將ヒテ、此日出水米之津ニ到着シ、出水地頭山田民部少輔有榮ニ會シテ、此ニ逗留セリ、事ハ九日ノ下ニ詳ナリ、此日米ノ津着の人々、佐藤仲兵衛貞利今井氏は家僅十五

人を隨へ、壹岐源左衛門は六人、石神彦右衛門二人、同姓善吉二人、梶原主水佑景張カ四人、田尻小右衛門種□一人、中原藤左衛門二人、有川次左衛門貞□六人、本田帶刀長親秋四人、その家弟新右衛門親貞は此より前島原に御使して、直に在陣しをれハ、彼か僕二人と併せ六人を隨へ、吉利下總守忠張は騎馬にて自兵四十四人を隨へ、長井彌三郎六人、有馬助市二人、同姓九郎左衛門七人、松方泉守二人、松方長作一人、長瀨彌右衛門・同彌三郎一人、宮原五兵衛景□二人、原口吉兵衛光□二人、竹下

郷左衛門一人、有馬久右衛門純兵二人、伊地知源三郎重

□一人、甲斐掃部助重則十五人、有馬左近將監純實二人、それく才覚して召列つゝ到着せり、黒木領主島津豊後

守久賀騎馬して邑兵百五人を將ひ、地頭所帖佐士六十人・供夫四十人を召具し、其外志布志士五拾四人^{百五十人ノ内}・

供夫五十七人、本城士七十五人・供夫十六人、湯尾士十人・従夫四人、大村士五十四人・従夫十人、羽月士七

十五人・従夫五人、曾木士二十五人・供夫十人、我劣らしと馳着たり、又青山權介は三人、田中五右衛門國質二人を列て久見崎に至り、亦兵船乗廻しの事を領せしと也、

662 「島津久賀従兵時任氏日記」

同十二日、西方より米野津迄十里云々、^{下文ハ、}十三日ニ、

663 「肝付兼屋從臣緒方主殿覚書」

一十二日、天草へ御渡海可被遊候而、御船奉行平田民部

左衛門殿江御使候へとも、御舟無之候而御逗留候、

^{下文ハ、}十三日、

664 □仍其津へ船餘多誘置候由、地頭迄□早々出水表へ

可被相廻候、敵城落去□之御用ニも立間敷由候間、夜白肝煎可□、恐々謹言、

正月十二日 ^(川七) 久國

山川暖衆中 舟奉行へ相渡候、

665 態申越候、仍京泊へ從此方被廻置候御舟□多在之由候、

出水表へ早々可被相廻候、□城も落去候へ、何之御用ニも達間敷候間、夜白肝煎可被相廻候、聊油断有ましく

候、□謹言、

正月十二日 ^(川七) 久國

水引暖衆中 舟奉行へ相渡候、

666 □申越候、仍諸浦々舟共出水表へ未一艘も^(不力)参由、追

々申来候、咲止千萬可申様無之候、□事候、近年稀成儀候間、御國よりも一かと□馳走由候処、暖衆・浦

役人御奉公を大方ニ□被肝煎儀、不相聞得候、

敵城も落去、責而今より成共舟可相廻様ニ可申付、暖衆・

浦役人ハひとと舟元へ相付候而
煎候、為届如此候、
恐々、

正月十二日

(川七)
久國

山川 穎娃 鹿籠 坊津 泊 久志

秋目 小浦 片浦 小湊 小松原 伊作

667

伊地知左衛門尉衆中小原織部佑取拂留御振舞方

□月廿日
一白米式舛五合ハ

右振舞衆新納二郎四郎殿 三原大藏介殿 宮原耆岐守殿 仁禮左近將監殿

村尾源左衛門尉殿

買物方

同廿一日
一同耆分六り 一糸六ひろノ代

小さしぬい物ニ成として与右衛門殿へ相渡申候、

同廿一日振舞方
一同式分五りハわらび式把之代 一同式分ハこぼふ六本之代

同日
一同耆分四ハあわび六盃之代 一同三分ハたふ耆丁之代

同日
一同式分四ハちんの魚六ツノ代 一同五分ハ九年母拾五之代

同日
一同耆分酒耆舛之代 一同五りハしやうり二合代

同日
一同八分ハいた四拾目りやうかヘニ出候、

右者、新納次郎四郎殿御振舞之時買物、使ハ八右衛門同心申候、

668 「喜入忠政從兵小川監物日記」

廿一日ニ、仁禮佐渡守殿三ヶ一之帰衆出舟候、

蒲生地頭市來八左衛門宗友、此日米之津を發舟して、有

馬の陣屋に到着せり、噲松下源五左エ門等は明日の手當

なり、